

風水害等対策編

第1章 総 則

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

真岡市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、真岡市に係る防災に関し、市、関係機関及び市民が処理すべき事務または作業の大綱を定め地域における災害に対する予防、応急対策及び復旧の各種対策を実施することにより市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、市及び防災関係機関等の防災対策の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

市、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

第3 計画の構成

この計画は、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」からなり、本編はこのうち「風水害等対策編」として、各災害に共通する対策と、震災と原子力災害を除く個別災害の応急対策を定める。

第4 修正

この計画は、市及び防災関係機関等において、引き続き調査・研究を行い、必要な修正整備を図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

<資料編 ・真岡市防災会議条例（P 352）>

<資料編 ・真岡市防災会議の組織（P 354）>

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

1 市

市は、市の地域、市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、県や他の市町の防災関係機関と連携しながら防災活動を実施する。また、指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

2 県

県は、市や他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関、指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 住民

住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 市

機 関 名	業 務 等 の 大 綱
真岡市	<p>市は、法令、真岡市地域防災計画等により、県に準じた予防、応急及び復旧・復興対策を実施する。ただし、災害救助法適用後は、知事の補助機関として応急対策を実施する。</p> <p>1 災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強いまちづくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 他市町、県との相互連携体制の整備 (8) 自主防災組織等の育成支援 (9) ボランティア活動の環境整備 (10) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (12) その他真岡市地域防災計画に基づく災害予防の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の設置に関すること (2) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (3) 栃木県・自衛隊・災害時応援協定締結先への応援要請 (4) 専門家等の派遣要請 (5) 災害救助法の運用 (6) 消火・水防等の応急措置活動 (7) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (8) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (9) 緊急輸送体制の確保 (10) 緊急物資の調達・供給 (11) 災害を受けた児童、生徒への支援 (12) 施設、設備の応急復旧 (13) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (14) 市民への広報活動 (15) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 (16) 市外避難者の受入れに対する総合調整 (17) 県外からの避難者受入れに係る県への協力 (18) 県外からの広域一時滞在の受入れ (19) 住民の避難・屋内退避、立入り制限

	<p>(20) その他真岡市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>(1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>(2) 民生の安定化策の実施</p> <p>(3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>(4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>(5) 損害賠償の請求等に係る支援</p> <p>(6) 風評被害による影響等の軽減</p> <p>(7) 各種制限の解除</p> <p>(8) その他真岡市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</p>
--	--

2 県

機 関 名	業 務 等 の 大 綱
栃木県	<p>1 災害予防対策</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備・改善</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施</p> <p>(3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進</p> <p>(4) 災害危険箇所の災害防止対策</p> <p>(5) 防災に関する施設・設備の整備、点検</p> <p>(6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</p> <p>(7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検</p> <p>(8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検</p> <p>(9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>(10) 自主防災組織等の育成支援</p> <p>(11) ボランティア活動の環境整備</p> <p>(12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表</p> <p>(13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>(14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害対策本部設置に関すること</p> <p>(2) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</p> <p>(3) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立</p> <p>(4) 専門家等の派遣要請</p> <p>(5) 災害救助法の運用</p> <p>(6) 消火・水防等の応急措置活動</p> <p>(7) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</p> <p>(8) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</p> <p>(9) 緊急輸送体制の確保</p> <p>(10) 緊急物資の調達・供給</p> <p>(11) 災害を受けた児童、生徒の応急教育</p> <p>(12) 施設、設備の応急復旧</p>

	<p>(13) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持</p> <p>(14) 県民への広報活動</p> <p>(15) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入</p> <p>(16) 県外避難者の受入れに対する総合調整</p> <p>(17) 住民の避難・屋内退避、立入り制限</p> <p>(18) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示</p> <p>(19) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>3 災害復旧対策</p> <p>(1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>(2) 民生の安定化策の実施</p> <p>(3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>(4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>(5) 損害賠償の請求等に係る支援</p> <p>(6) 風評被害による影響等の軽減</p> <p>(7) 各種制限の解除</p> <p>(8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</p>
--	---

3 消防機関

①消防本部等

機 関 名	業 務 等 の 大 綱
芳賀地区広域行政事務組合 ・消防本部 ・真岡消防署 ・真岡消防署真岡西分署 ・真岡消防署二宮分署	災害予防対策 ア 消防力の維持・向上 イ 市と共同での地域防災力の向上 災害応急対策 ア 災害情報の収集・伝達 イ 救助救出活動・消火活動 ウ 浸水被害の拡大防止 エ 避難誘導活動 オ 行方不明者等の捜索 カ 危険物施設等の災害拡大防止活動 キ その他災害対策本部長が指示する災害応急対策

②消防団

機 関 名	業 務 等 の 大 綱
真岡市消防団	災害予防対策 ア 団員の能力の維持・向上 イ 市及び消防本部等が行う防災対策への協力 災害応急対策 ア 消防・水防活動 イ 救助活動 ウ 避難誘導活動 エ 行方不明者等の捜索

	オ 災害情報の広報 カ その他災害対策本部長が指示する災害応急対策
--	--------------------------------------

4 警察

機 関 名	業 務 等 の 大 綱
真岡警察署 長田交番 真岡駅交番 飯貝駐在所 小林駐在所 下籠谷駐在所 中駐在所 西田井駐在所 久下田駐在所 さくら駐在所 長沼駐在所 物井駐在所	災害予防対策 ア 災害警備計画の策定 イ 災害装備資機材の整備 ウ 危険物の保安確保に必要な指導、助言 エ 防災知識の普及 災害応急対策 ア 災害情報の収集・伝達 イ 被災者の救出及び負傷者等の救護 ウ 行方不明者の調査・捜索 エ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導 オ 被災地、避難場所、重要施設の警戒 カ 緊急交通路の確保 キ 交通の混乱防止及び交通秩序の維持 ク 犯罪の予防及び災害における社会秩序の維持 ケ 広報活動 コ 死体の検分・検視

5 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 等 の 大 綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	1 災害における金融上の措置に関すること。 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。 2 地方公共団体に対する融資に関すること。 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 3 国有財産の管理、処分に関すること。 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること。

<p>関東農政局 (宇都宮地域センター)</p>	<p>1 災害予防</p> <p>(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること。</p> <p>(2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること。</p> <p>(2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>(3) 主要食料の調達・供給に関すること。</p> <p>(4) 生鮮食料品等の供給に関すること。</p> <p>(5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること。</p> <p>(6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること。</p> <p>(7) 農産物等の安全性の確認に関すること。</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p> <p>(3) 風評被害対策に関すること。</p>
<p>関東森林管理局 (日光森林管理署)</p>	<p>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。</p> <p>2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。</p> <p>3 国有林林産物等の安全性の確認に関すること。</p>
<p>関東経済産業局</p>	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>3 被災中小企業の振興に関すること。</p>
<p>関東東北産業保安監督部</p>	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること。</p> <p>2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
<p>関東運輸局 (栃木運輸支局)</p>	<p>1 運輸事業の災害予防に関すること。</p> <p>2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること。</p> <p>3 運輸事業の復旧、復興に関すること。</p>
<p>東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)</p>	<p>1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること。</p> <p>2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること。</p> <p>3 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること。</p> <p>4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと。</p>

	<p>5 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</p> <p>6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること。</p> <p>7 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</p>
関東総合通信局	<p>1 電波、有線電気通信の監理に関すること。</p> <p>2 防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関すること。</p> <p>3 災害時における非常通信の確保に関すること。</p> <p>4 非常通信訓練の計画、その実施についての指導に関すること。</p> <p>5 非常通信協議会の運営に関すること。</p> <p>6 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。</p> <p>7 電気通信事業者の被災・復旧状況を把握すること。</p> <p>8 放送局の被災・復旧状況を把握すること。</p>
栃木労働局 (真岡労働基準監督署)	<p>1 産業安全（鉱山関係を除く）に関すること。</p> <p>2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。</p> <p>3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</p>
国土交通省関東地方整備局 (下館河川事務所)	<p>所管河川についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災上必要な教育、訓練</p> <p>(2) 通信施設等の整備</p> <p>(3) 所管施設等の整備及び安全の確保</p> <p>(4) 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>(5) 防災に関する広報、情報提供等</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害に関する情報の収集、河川予警報の伝達等</p> <p>(2) 災害発生直後の施設の点検</p> <p>(3) 災害対策用資機材、復旧用資機材の確保</p> <p>(4) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事</p> <p>(5) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。</p> <p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
東京航空局 (東京空港事務所)	<p>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。</p> <p>2 遭難航空機の捜索、救助に関すること。</p> <p>3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
関東地方環境事務所	<p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p>

6 自衛隊

機 関 名	業 務 等 の 大 綱
陸上自衛隊第12特科隊	天災地変その他災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施する。

7 指定公共機関

機 関 名	業 務 等 の 大 綱
日本郵便(株)関東支社 (真岡郵便局、 真岡荒町郵便局、 真岡大谷台簡易郵便局、 芳賀山前郵便局、 真岡西田井郵便局、 飯貝郵便局、 真岡中村郵便局 久下田郵便局、 長沼郵便局、 物部郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便、郵便貯金、簡易保険その他の事業の業務通行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害特別事務取扱いに関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救援用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分 (5) 被災者救援のための寄付金送金用通常振り替えの料金免除 (6) 郵便貯金(銀行)業務の非常取扱い (7) 簡易保険(生命保険)業務の非常取扱い 3 被災地内の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資に関すること。
日本赤十字社栃木県支部 (芳賀赤十字病院)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 3 義援金品の募集、配分に関すること。 4 日赤医療施設等の保全に関すること。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。
日本放送協会宇都宮放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害、気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路(株) 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと。 2 災害により路線が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと。 (2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること。 3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。

	<p>4 死傷者の救護及び処理を行うこと。</p> <p>5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと。</p> <p>6 駐車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと。</p>
東日本電信電話(株) 栃木支店	<p>1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。</p> <p>2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること。</p> <p>3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段に関すること。</p> <p>4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。</p> <p>5 災害復旧及び被災地における情報流通について市民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。</p>
東京ガス(株)宇都宮支社	<p>1 ガス施設の安全、保全に関すること。</p> <p>2 災害時におけるガスの供給に関すること。</p>
日本通運(株)宇都宮支店	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること。
東京電力(株)栃木支店	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。
東京電力(株)栃木支店 日本原子力発電(株) (東海第二発電所)	<p>1 原子力施設の防災管理に関すること。</p> <p>2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。</p> <p>3 関係機関に対する情報の提供に関すること。</p> <p>4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。</p> <p>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。</p> <p>6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。</p> <p>7 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。</p> <p>8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p>
(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ栃木支店	<p>1 移動通信施設の運用と保全に関すること。</p> <p>2 災害時における移動通信の疎通の確保に関すること。</p>
KDDI(株)小山テクニカ ルセンター	<p>1 通信手段の運用と保全に関すること。</p> <p>2 災害時における通信の疎通の確保に関すること。</p>

8 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 等 の 大 綱
東武鉄道(株) 東野交通(株) 関東自動車(株)	<p>1 鉄道施設等の安全・保全に関すること。</p> <p>2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。</p>
真岡市土地改良事業団体連 合会(真岡市土地改良区) 二宮土地改良区協議会	水門、水路の操作に関すること。
(一社)栃木県LPガス協会	<p>1 ガス施設の安全・保全に関すること。</p> <p>2 災害時におけるガスの供給に関すること。</p>

(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に対する防災知識の普及に関すること。 2 情報の収集に関すること。 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること。 災害及び気象予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関すること。 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること。 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
栃木県道路公社	<ol style="list-style-type: none"> 1 有料道路の保全及び復旧に関すること。 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (一社)栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること。
(福)栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること。
(一社)栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること。

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 等 の 大 綱
真岡鐵道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全・保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
はが野農業協同組合等農林業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、又はその斡旋に関すること。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 5 飼料、肥料等の確保保全に関すること。 6 農林水産物等の出荷制限等への協力
真岡商工会議所 二宮商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力、斡旋に関すること。
真岡ケーブルテレビ(株)	災害及び気象警報、被害状況、官公署通報事項等の報道に関すること。
芳賀郡市医師会	災害時における救急医療活動に関すること。

真岡市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助金品の募集、被災者の救護に関する事。 2 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関する事。 3 ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関する事。 4 ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関する事。 5 その他市が実施する応援対策についての協力に関する事。
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難訓練等の実施に関する事。 2 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。 3 被災者医療への協力に関する事。 4 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関する事。

第3節 真岡市の概要

第1 自然的条件

1 位置・地勢

本市は栃木県の東南部に位置し、西に鬼怒川をはさんで県都宇都宮市に隣接しており、また、首都東京から90km圏内の距離にある。

市役所の所在地	経緯度	海拔
栃木県真岡市荒町 5191 番地	東経 140° 00′ 47″ 北緯 36° 26′ 25″	海拔 65.5m

市域	東端	上清水	東経	140° 04′ 22″	北緯	36° 29′ 23″
	西端	西大島	東経	139° 54′ 26″	北緯	36° 21′ 21″
	南端	上江連	東経	139° 54′ 47″	北緯	36° 20′ 06″
	西端	赤羽	東経	140° 02′ 54″	北緯	36° 30′ 36″

本市の面積は、167.21km²で、東西14.9km、南北19.4km、これは栃木県の面積の約2.60%にあたる。

海拔でも最も高い所は、南高岡の山間部の284m、最も低い所は上江連の41.9m、市役所付近の市街地は65mである。

2 自然・気候

本市は、太平洋岸型気候で内陸のため、最高気温と最低気温との較差が大きい。高温の年は関東南部より暖かくなり、低温の年は東北地方と同じような気温を示す。また、夏期は雷の発生が多く、盛夏期でも比較的雨量が多い。冬期は、朝夕の冷え込みが厳しいため、最低気温が氷点下の日が多い。

本市の主な河川は、次のとおりである。

河川名	市内流域延長
五行川	約 13,000m
小貝川	約 10,000m
鬼怒川	約 17,100m
行屋川	約 1,200m
江川	約 4,000m

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、平成22年の国勢調査で82,289人、世帯数は27,577世帯である。

人口の推移は、昭和45年以降、増加が続いているが、平成2年以降は緩やかな人口増加になっている。しかし、15歳以下の人口は減少を続けており、少子高齢化は進んでいる。

1世帯あたりの人口は2.98人（平成22年）となり、減少を続け、芳賀地域の1世帯あたりの人口3.05人よりも少ない。しかし、県（2.69人）、国（2.46人）よりは多くなっている。

「真岡市の人口・世帯数の推移」

年	1975 S50	1980 S55	1985 S60	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22
人 口	64,424	69,967	74,551	79,228	80,643	81,530	83,002	82,289
(男)	32,222	35,100	37,515	40,278	40,713	41,156	42,115	41,386
(女)	32,202	34,867	37,036	38,950	40,930	40,374	40,887	40,903
世帯数	15,119	17,710	19,415	22,109	23,539	24,986	26,906	27,577
1世帯あたり人口	4.26	3.95	3.84	3.58	3.43	3.26	3.08	2.98
(参考)芳賀地域の 1世帯あたり人口	—	4.07	3.96	3.82	3.57	3.40	3.20	3.05

各年 国勢調査

2 土地利用

本市の土地利用は、農地が多く（52.0%）、山林が少ないこと（9.0%）が特徴である。また、市内を流れる3つの河川（五行川、鬼怒川、小貝川）の占める面積が大きいため「その他」の土地利用比率が高い。

土地利用の推移をみると、農地の面積がわずかずつ減少してきており、宅地は着実に増加し、山林が減少している。山林が宅地に転換したといえる。

「地目別土地利用面積の推移と既定計画」

(単位：h a)

区分 年度	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	原 野	雑種地	その他	計	
	現況	平成8年度	6,962	2,298	2,060	4	1,753	106	303	3,235
	9	6,946	2,336	2,108	4	1,634	99	316	3,278	16,721
	10	6,913	2,310	2,118	4	1,619	98	357	3,302	16,721
	11	6,906	2,294	2,181	14	1,599	98	323	3,306	16,721
	12	6,901	2,294	2,156	16	1,595	98	355	3,306	16,721
	13	6,882	2,282	2,170	16	1,586	98	358	3,329	16,721
	14	6,901	2,234	2,174	16	1,564	98	369	3,365	16,721
	15	6,870	2,221	2,187	16	1,557	98	367	3,405	16,721
	16	6,841	2,211	2,194	16	1,586	98	350	3,425	16,721
	17	6,790	2,207	2,212	18	1,585	98	574	3,237	16,721
	18	6,782	2,167	2,238	18	1,577	97	573	3,269	16,721
	19	6,778	2,109	2,253	17	1,569	96	587	3,312	16,721
	20	6,763	2,126	2,276	17	1,548	96	600	3,295	16,721
	21	6,710	2,099	2,305	17	1,527	96	485	3,482	16,721
	22	6,736	2,032	2,310	17	1,511	95	657	3,363	16,721
	23	6,706	2,008	2,317	18	1,501	95	666	3,410	16,721
	24	6,702	1,997	2,336	18	1,500	94	661	3,413	16,721
	構成比(%)	40.1	11.9	14.0	0.1	9.0	0.6	4.0	20.4	100.0

真岡市統計書

3 産業

本市の産業別就業人口比率は、平成22年、第1次産業10.8%、第2次産業39.3%、第3次産業49.4%である。第1次産業の就業者が少なく、第2次産業の製造業、第3次産業のサービス業及び卸小売業の就業者が多い。

「真岡市の産業別就業者数」

(上段：人、下段：%)

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		合計		就業率 (%)
	平17年	平22年	平17年	平22年	平17年	平22年	平17年	平22年	平17年	平22年	
真岡市	5,138	4,529	17,639	16,568	20,981	20,826	383	196	44,141	42,119	60.1%
	11.6%	10.8%	40.0%	39.3%	47.5%	49.4%	0.9%	0.5%	100.0%	100.0%	
芳賀 地域計	10,620	8,743	31,239	28,381	39,566	39,140	534	599	81,959	76,863	59.6%
	13.0%	11.4%	38.1%	36.9%	48.3%	50.9%	0.7%	0.8%	100.0%	100.0%	

各年 国勢調査

※就業率は人口総数における就業者の割合

第4節 過去の主な災害

本市における過去の主な災害は、次のとおりである。

1 風水害等

年 月 日	原 因	概 要
昭和51. 9. 9 (1976年)	竜 巻	主被害地域 田島、東郷地区 住 家 全壊2棟、半壊6棟 一部破損 28棟 非住家 全壊21棟、半壊10棟 一部破損42棟 損害見積額 42,696千円
昭和54. 10. 19 (1979年)	台 風	台風20号 住 家 全壊1棟、半壊2棟 一部破損 9棟 非住家 全壊7棟、半壊17棟 一部破損42棟 損害見積額 10,242千円
昭和57. 9. 12～13 (1982年)	台 風	台風18号 床下浸水 16棟 農産被害 66,504千円
昭和61. 8. 4～5 (1986年)	台風及び その後の低 気圧による 大雨	台風10号 床上浸水 78棟 床下浸水487棟 田流出・埋没7.0ha、田冠水670.3ha 畑流出・埋没2.1ha、文教施設3か所 道路84か所、橋りょう6か所、河川35か所 崖崩れ4か所、鉄道不通1か所 公立文教施設 460千円 農林水産業施設 289,500千円 公共土木施設 245,400千円 その他公共施設 599千円 農産被害 517,196千円 畜産被害 28千円 商工被害 85,791千円 被害総額 1,138,974千円 (旧二宮町地内) 床上浸水 52棟 床下浸水105棟 崖崩れ10か所、大根田橋崩壊 被害総額 1,000,000千円 罹災人員 207名
平成4. 9. 4 (1992年)	突風・竜 巻・雷を 伴う降雹	主被害地域 清水・赤羽 住 家 全壊1棟、一部破損 12棟 非住家 全壊2棟、半壊6棟 一部破損21棟 農産被害 148,778千円
平成6. 8. 19 (1994年)	突風被害	主被害地域 真岡・山前地区 建物全壊・半壊・一部破損 延べ60件
平成13. 8. 11 (2001年)	大雨被害	主被害地域 田島地区 床上浸水9件

年 月 日	原 因	概 要
平成24. 5. 6 (2012年)	竜 巻	主被害地域 西田井地区 住 家 全壊 6 棟、大規模半壊 1 棟 半壊 8 棟、一部損壊 1 2 1 棟 非住家 全壊 4 5 棟、半壊 1 1 棟 一部損壊 1 2 4 棟

2 震災等

年 月 日	原 因	概 要
平成23. 3. 11 (2011年) 東日本大震災 14時46分頃発生 規模 マグニチュード9.0 震度6強	地 震	主被害地域 市内一円 住 家 全壊1 2 棟、半壊1 1 7 棟 一部損壊1 4, 1 9 0 棟 厚生労働施設 5 0, 0 7 4 千円 農林水産業施設 6, 3 3 3 千円 公共土木施設 2 4 8, 1 9 1 千円 文教施設 3 9 9, 8 1 8 千円 その他公共施設 1 1 7, 6 6 7 千円 災害救助費 1 9 5, 6 1 2 千円 災害対策本部費 3 2, 9 4 2 千円 災害廃棄物処分費 3 2 1, 9 2 7 千円 その他災害関連費用 4 6 4, 2 6 5 千円 損害見積額 1, 8 3 6, 8 2 9 千円 ※市民会館復旧費を除く H23. 12. 16現在

3 火災等

年 月 日	原 因	概 要
昭和35. 4. 16 (1960年)	火 災	赤羽地内 大内東小学校校舎 2 棟全焼 焼損面積 6 1 2 m ² 損害見積額 3, 9 5 6 千円
昭和35. 9. 29 (1960年)	火 災	台町地内 日本蓄音機(株)工場 9 棟全焼 焼損面積 1, 9 1 9 m ² 損害見積額 2 0, 5 2 8 千円
昭和37. 2. 15 (1962年)	火 災	田町地内 門前火災 専用住宅 8 棟全焼 2 棟部分焼 焼損面積 6 0 3 m ² 損害見積額 3, 6 4 4 千円
昭和52. 3. 5 (1977年)	火 災	久下田地内 建物火災 店舗・住宅 6 棟全焼 焼損面積 約8 0 0 m ² 損害見積額 8 6, 4 0 0 千円
平成7. 9. 19 (1995年)	火 災	柳林地内 建物火災(工場) 3 棟全焼 1 棟半焼 1 棟部分焼 焼損面積 2 7 3 m ² 損害見積額 5, 7 8 3 千円
平成8. 9. 24 (1996年)	火 災	中地内 建物火災(工場) 5 棟全焼 焼損面積 2, 6 7 1 m ² 損害見積額 4 3 6, 7 0 5 千円
平成14. 6. 12 (2002年)	火 災	下籠谷地内 タイヤ火災 古タイヤ約8 4, 0 0 0 本焼損

竜巻災害について

平成24年5月6日に西田井地区を中心に発生した竜巻は、多くの建物や農業施設、学校施設などに甚大な被害をもたらした。この被害の特徴として、短時間で狭い範囲に集中していた一方で、個々の被害箇所の破損の程度が激しかったことが挙げられる。

竜巻による災害は台風や大雨、落雷等に比べて発生の頻度が低いことから、これらの災害に比べてこれまで警戒感が薄かった面があったことは否定できない。

このたびの災害から竜巻災害の特性を考慮した固有の対策が必要不可欠であることを踏まえ、以下に竜巻災害の特性及びその対策について記載する。

1 平成24年5月6日竜巻被害の概況

平成24年5月6日は日本上空において強い寒気が流れ込む一方で、12時には日本海に低気圧があり、東日本から東北地方の太平洋沖を中心に、この低気圧に向かって温かく湿った空気が流れ込んだ。さらに、日射の影響で地上の気温が上昇したことから、関東甲信地方は大気の状態が非常に不安定となり、発達した積乱雲が発生した。

これにより12時40分頃に発生したと推定される竜巻等の突風によって、真岡市東部から益子町、茂木町を経て茨城県常陸大宮市までの長さ約32km、幅約650mの範囲で住家や農業施設の損壊などの被害が発生した。なお平成24年7月10日現在における概要は次表のとおりである。

〈災害対策本部設置 - 真岡市・益子町・茂木町、災害救助法適用 - 3市町〉

人的被害（人）	死者		重傷者		軽傷者	
	—		1		10	
住家被害（棟）	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
	13	40	416	—	—	
被害総額	約285,700千円					

2 竜巻の特性

(1) 「竜巻」という現象

竜巻とは、発達した積乱雲又は積雲に伴って発生する上下方向の回転軸を持つ激しい渦巻きで、しばしば漏斗状又は柱状の雲を伴う。竜巻の中心では周囲より気圧が低いため、地表面での近くでは、空気は渦の中心に向かうように狭い範囲に吹き込み、回転しながら急速に上昇し、積乱雲等と共に移動する。なお、一年を通じて、台風や寒冷前線、低気圧に伴って発生することが多く、特に台風が多い9月に発生することが多い。



気象庁「竜巻から身を守る」から

(2) 竜巻災害の特性

本市で発生した竜巻災害や、過去に国内で発生した竜巻災害を振り返ることにより、竜巻災害には次のような特性を見ることができる。

○ 竜巻災害固有の特性

- ・ 発生のタイミングが突発的である。
- ・ 被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。
- ・ 被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。
- ・ 竜巻災害で、「『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのか」について基本的な知識が周知されていない。

● 他の災害と共通する特性

- ・ 被害については、住家の屋根や壁、納屋や車庫、プレハブ等の簡易な構造の建物、ビニルハウスなどの農業施設に発生するなど台風災害に類似しており、予防対策、応急対策、復旧・復興対策はほぼ同じ方策をとることになる。

3 竜巻発生に関する予測・観測体制

この項の記載は、気象庁「竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について」から引用した。

(1) 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁（県内に関する情報については宇都宮地方气象台）が発表している。

ア 栃木県の気象に関する情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に発表され、特に「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意喚起される。

イ 雷注意報

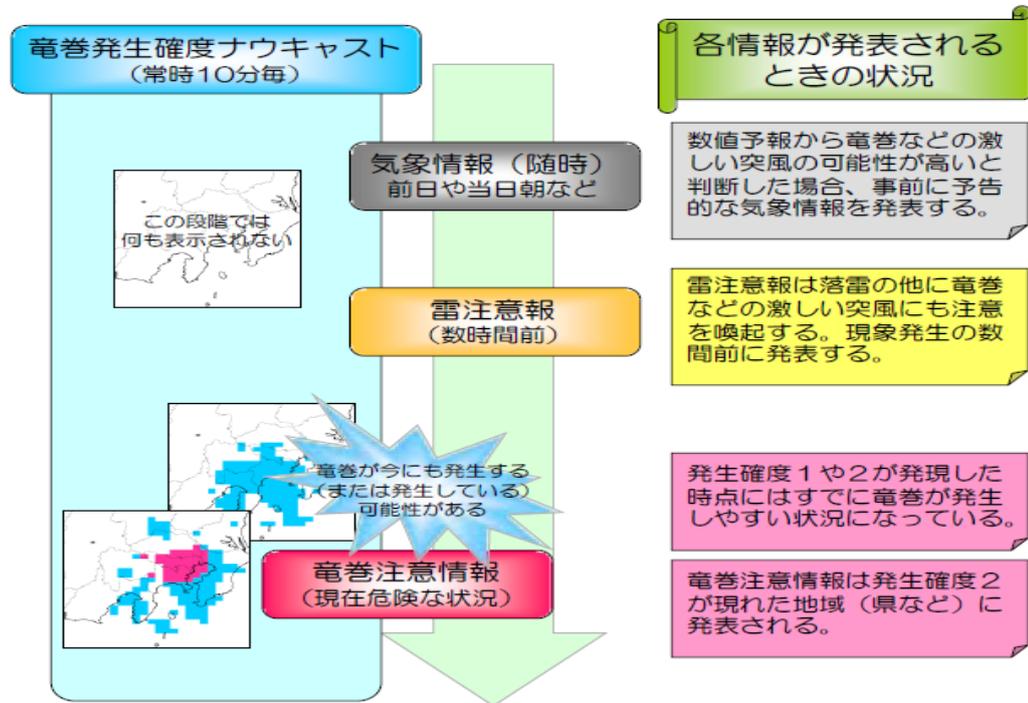
積乱雲に伴う落雷、ひょう、急な強い雨、突風等の激しい現象の発生により被害が予想される数時間前に発表され、特に「竜巻」と明記して特段の注意喚起がなされる。

ウ 竜巻注意情報

今まさに竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された段階で、県全域を対象として発表される。

エ 竜巻発生確度ナウキャスト

今まさに竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、10km四方の格子単位の分布図で発表される。



(2) 竜巻注意情報等の概要

ア 供用開始の背景

以前から竜巻などの突風による災害は発生していたが、平成17年12月に山形県内の羽越線で発生した突風による列車脱線事故、平成18年9月に宮崎県延岡市で、同年11月に北海道佐呂間町でそれぞれ発生した竜巻では、多数の死者が発生する大きな災害となった。

これらの災害を契機として、気象庁では、国内7箇所における気象ドップラーレーダーの整備や竜巻などの激しい突風の観測・予測技術の開発を進め、平成20年3月から竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに注意を呼びかける「竜巻注意情報」の発表を開始した。

〔 気象ドップラーレーダー = パラボラアンテナからビーム状の電波を発射し、雨や雪などの降水粒子が有する電波を反射する性質を利用して、降水粒子にあたって返ってきた反射波を信号処理することで降水強度や風の3次元的な位置及び挙動を知ることができる装置。 〕

イ 竜巻注意情報について

栃木県の竜巻注意情報は、気象ドップラーレーダーによる観測等から竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になり竜巻等の発生に注意が必要であると判断されたときに宇都宮地方気象台が栃木県全域を対象として発表する。有効期限は発表から1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、更に1時間を有効期限として竜巻注意情報を継続して発表する。この情報は、気象庁の防災情報提供システムで栃木県及び同システムを導入している地方公共団体に伝達されるとともに、全国瞬時警報システム「J-ALERT」によって消防庁を経由して県内全自治体に伝達される。また、気象庁ホームページにも掲載される。

以下に竜巻注意情報の文例を示す。

栃木県竜巻注意情報 第1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日×時××分 宇都宮地方气象台

栃木県では、竜巻発生のおそれがあります。

竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合は、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

ウ 竜巻注意情報の精度

竜巻などの激しい突風は、台風等と比べると非常に規模が小さく希にしか発生しない現象であるため、前述した最新の技術を用いても予測が難しく、通常の天気予報などと比べると竜巻注意情報の精度は低い。

平成22年3月までの統計では、これまでの適中率（竜巻注意情報を発表した回数のうち、実際に竜巻などの激しい突風が発生した比率）は概ね5～10%程度、捕捉率（実際に発生した竜巻などの激しい突風の回数に対して、竜巻注意情報を発表できた回数の比率）は概ね20～30%程度である。

エ 竜巻発生確度ナウキャストについて

竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダーの観測等に基づき、10km四方の格子単位で竜巻などの激しい突風の発生する可能性を解析し、発表時点とその1時間先までの移動予測を10分刻みで行うものである。また、時々刻々変化する状況に追従できるよう平常時も含めて10分毎に最新の情報に更新される。

この情報で示す分布図は、竜巻などの突風は降水や雷とは異なり、レーダーなどの観測機器で実態を捉えることができないため、「発生確度」と称する気象ドップラーレーダー観測等のデータから推定した「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を表示したものである。

なお、竜巻発生確度ナウキャストの分布図の見方は次のとおりであるが、発生確度が表示されていない地域でも、実際に積乱雲が発生している場合には竜巻などの激しい突風が発生する又はしている可能性があることに留意する必要がある。

現在<10分後<20分後<30分後<40分後<50分後<60分後



気象庁ホームページから

発生確度 2 の地域

- ▶ 県内に発生したときに竜巻注意情報が発表される
- ▶ 予測の適中率は5～10%程度と発生確度 1 に比べて高いが、捕捉率は20～30%程度と低い。

発生確度 1 の地域

- ▶ 予測の適中率は1～5%程度と低いが、発生確度 2 と合わせると捕捉率が60～70%程度と高くなり、見逃しを減らすことができる。

オ 竜巻発生確度ナウキャストの精度

竜巻発生確度ナウキャストは、次項に述べるように、竜巻注意情報を捕捉する情報としての役割を持っており、これらの精度は同様の傾向が見られる。

竜巻発生確度ナウキャストの開発段階における平成20年4月から21年3月の1年間の全国を対象とした検証結果によると、発生確度 2 の適中率が6.1%、捕捉率が26%であり、発生確度 1 の適中率が2.7%、捕捉率が62%であった。

カ 竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストの関係及び役割

竜巻発生確度ナウキャストの開始後、予測も含めて発生確度 2 の地域が県内に現れたときに、竜巻注意情報が発表される。言い換えると、イで述べた「竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になり竜巻等の発生に注意が必要であると判断されたとき」とは、竜巻発生確度ナウキャストに発生確度 2 の地域が県内に発生したときをいう。

なお、両者の役割はそれぞれ次のとおりである。

<u>竜巻注意情報</u>	<u>県内で竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったことを知らせる情報</u>
<u>竜巻発生確度ナウキャスト</u>	<u>竜巻などの激しい突風が発生する可能性の詳細な地域分布や、1時間先までの予測を示す情報（竜巻注意情報を補足する情報）</u>

よって、竜巻注意情報が発表された後は、竜巻発生確度ナウキャストを利用して、竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある地域の詳細および今後の変化を把握するといった利用が想定されている。

4 竜巻に関する気象情報の利用方法等

(1) 基本的な利用方法

気象庁では、竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利用方法及び突風対策について次のとおり紹介している。

ア 栃木県の気象に関する情報の発表

- ・ 半日から1日後には積乱雲が発生しやすい気象状況になり、竜巻などの激しい突風が発生する可能性もあることを認識する。
- ・ 竜巻などの激しい突風の発生が予想される期間の行事計画の点検や、もしものときに備えた危機回避行動策の検討等を行う。
- ・ 今後の竜巻などの激しい突風の発生につながる気象情報（雷注意報等）に注意する。

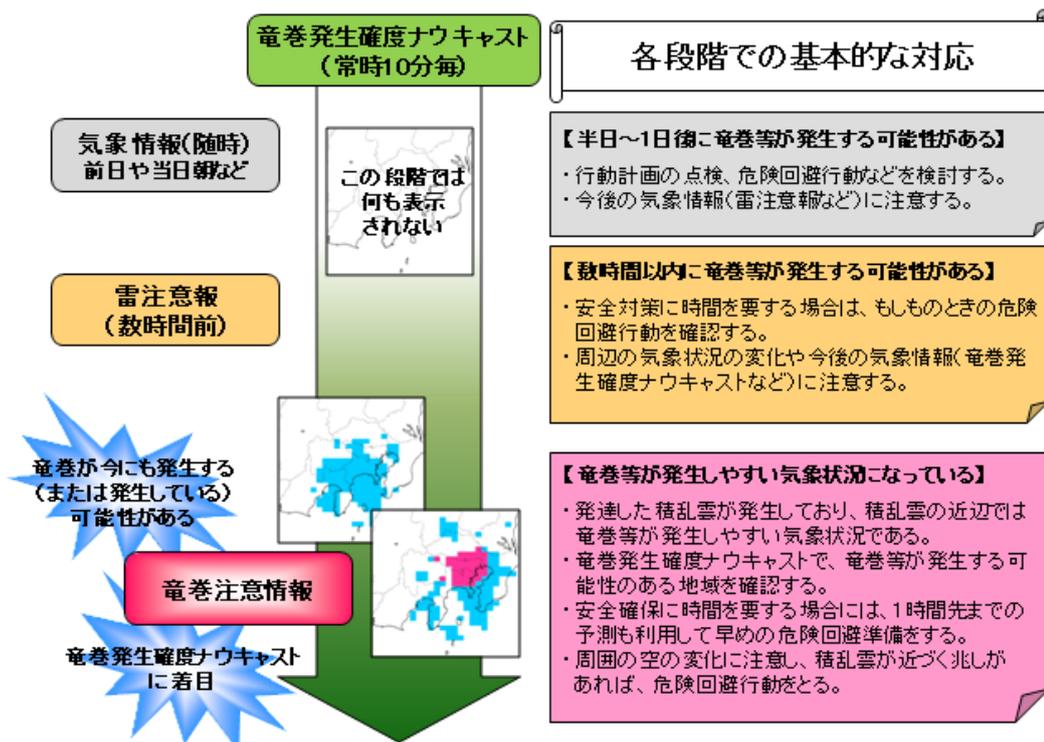
イ 雷注意報の発表

- ・ 発達した積乱雲により、落雷やひょう、急な強い雨に加えて、竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある時間帯が近づいていることを認識する。
- ・ 安全確保に時間を要する行事などについては、もしものときに備えた危機回避行動策の確認等を行う。
- ・ 周辺の気象状況の変化や今後の気象情報（竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト等）に注意する。

ウ 竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの発表

- ・ 県内に発達した積乱雲が発生しており、積乱雲の近辺では、落雷やひょう、急な強い雨に加えて、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっていることを認識する。
- ・ 竜巻発生確度ナウキャストを活用して、発生確度が1や2になっている地域の詳細を把握する。
- ・ 安全確保に時間を要するような場合には、1時間後までの予測も利用して、早めに危機回避準備を心掛ける。
- ・ 周辺の気象状況の変化に注意し、積乱雲が近づく兆候がある場合には竜巻等の突風が発生する可能性があるため、直ちに身を守るための行動をとる。

竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表



(2) 利用時の留意点

気象庁では、「竜巻注意情報の発表及び竜巻発生確度ナウキャストの開始後の気象状況は、通常に比べると竜巻などの激しい突風ははるかに発生しやすい状況ではあることは間違いないが、それでも竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率は低く、空振りが多いことを認識して利用する必要があり、なるべく負担の小さな対策から実施することが適当である。」としており、現実的な対策として「空の様子に注意する」、すなわち「観天望気」を行った上で危険回避行動（身を守るための行動）実行の要否を判断することを説いている。

また、観天望気の結果、発達した積乱雲が近づいている兆候を認知した場合は危険回避行動を実施し、実際に竜巻などの激しい突風が発生していることを認知した場合は速やかに避難することが必要であるとしている。

- 発達した積乱雲が近づいている兆候の例
 - ▶ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
 - ▶ 激しい雨やひょうが降る
 - ▶ 雷が鳴る、雷光が見える
 - ▶ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ◎ 実際に突風が発生しているときに見られる現象の例
 - ▶ 漏斗（ろうと）状の雲が見られる
 - ▶ 突風により舞い上がる飛散物が見られる
 - ▶ ゴーというジェット機のような轟音（ごうおん）がする。
 - ▶ 気圧の変化で耳に異常を感じる。

5 竜巻災害対策について

(1) 市民が行う対策

ア 自主防災思想の徹底（予防対策）

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風（以下「竜巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

- 竜巻等に関する気象情報に留意する。
 - 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。
 - 積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。
 - 竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。
特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。
- ・住宅内では
- ▶ 雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。
 - ▶ 窓から離れる。
 - ▶ 地下室か最下階へ移動する。
 - ▶ できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。

- ▶ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ・オフィスビル・病院などにいるときは
 - ▶ 窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所から離れる。
 - ▶ ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。
 - ▶ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
 - ▶ エレベーターは停止する恐れがあるので乗らない。
- ・外にいるときは
 - ▶ 近くの頑丈な建物に避難する。
 - ▶ そのような建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
 - ▶ 物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
 - ▶ 上記に比べれば自動車の中の方が安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされる恐れがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

イ 竜巻に関する情報の入手・利用（予防対策）

竜巻等に関する気象情報は、気象庁が発表するとほぼタイムラグなしで全国瞬時警報システム「J-ALERT」により県内全市町に伝達される。

伝達の方法及び実施の是非は各市町に委ねられているが、各市町から住民への伝達手段がまちまちであること、竜巻注意情報等の精度が低いこと、各住民の情報の要否が一律でないこと等から、その実施の判断は非常に難しいものと思われる。

このことを踏まえ、市民、その中でも特に野外活動を行ったり指導したりする者は、竜巻等に関する気象情報の入手に努めるものとする。

なお、市からの伝達の外、主な入手方法は次のとおりである。

- ▶ 気象庁ホームページ
- ▶ テレビ、ラジオ（ニュース、天気予報での解説、テロップ）
- ▶ 携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供（（一財）日本気象協会等民間事業者（有料）、一部の市町）

また、入手した情報は、4(1)(2)のとおり、観天望気の結果と併せて危険回避行動（「身を守るための行動」）実行の要否の判断に利用する。

ウ その他の予防対策

非常持出品の備え等のア、イ以外の予防対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

エ 自主防災行動の実施（応急対策）

実際に竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。

オ その他の応急対策

指定避難所への避難等のエ以外の応急対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

(2) 市が行う対策

ア 局所的災害についての即報体制の整備（予防対策）

初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯における迅速な災害情報の把握を目的として、

竜巻等発生 の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、県職員からの即報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う体制を整備する。

イ その他の予防対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

ウ 局所的災害についての即報の実施（応急対策）

竜巻等発生 の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害が、休日や閉庁時間帯に発生したときに、その被害の情報を県職員からの即報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う。

エ その他の応急対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

(3) 関係機関が行う対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

まとめ

- ・ 竜巻は、発達した積乱雲又は積雲に伴って発生する。分かりやすい前兆現象として、厚く黒い雲、雷、大粒で強い雨、ひょう、冷たい風が発生する。
- ・ 竜巻に関する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。もっとも切迫したタイミングで発表されるのが、「竜巻注意情報」であり、これを補完する最も詳細な情報が「竜巻発生確度ナウキャスト」である。
- ・ 竜巻に関する気象情報は、台風等に比べると非常に規模が小さく希にしか発生しないという竜巻の特性のため、予測が難しくその精度も低い。そのため、空の模様を眺めるなど、竜巻発生の前兆現象を実際に確認することなどが必要となる。
夜間など空の模様が分かりづらいときは、「竜巻発生確度ナウキャスト」を参考にすることができる。
- ・ 竜巻から身を守る方法を市民の一人ひとりが十分に理解し、必要に応じて竜巻に関する気象情報を入手する必要がある。

第2章 予 防

第1節 防災意識の高揚・ボランティア連携強化

市は、市民が自ら身の安全を確保するとともに、地域社会の一員として、地域の防災活動に積極的に協力するよう、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、職員、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者に対し、災害時の適正な判断力を養い、迅速な初動体制が確立できるよう、積極的に防災教育を行う。また、災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性を考慮し、活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア関係団体相互の連絡・協力体制の整備を図るとともに、災害ボランティアの活動に関する情報交換を行い、ボランティアの育成を推進する。

第1 一般市民に対する防災知識の普及

1 防災知識の普及啓発

市民一人ひとりが自らの身の安全は自ら守るという自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力する一方で、風水害の原因となる気象現象について基本的な知識を身に付けるよう努め、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市、県、自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、啓発の徹底を図る。

【生命・身体を守る方法】：内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」から（共通）

- ◆ ラジオやテレビの気象情報に注意する。
- ◆ インターネットや携帯電話等から気象情報を入手する方法を知っておく。
- ◆ 停電に備えて、懐中電灯を用意する。
- ◆ 非常時の持ち出し用の荷物を用意し、点検しておく。
- ◆ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆ 自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

（水害）

- ◆ 河川や用水路、田んぼや低地などを見に行くなどの外出を控える。
- ◆ 地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われている都市部で短時間の大雨が発生したときは、地下街や地下室等の水没に注意する。

（土砂災害）

- ◆ 次のような土砂災害の前触れが発生したときは、すぐに周りの人たちと安全な場所に避難し、市役所や消防、警察署等に通報する。
 - ・ 川の流れが濁り、流木が混ざり始める。【土石流】
 - ・ 雨は降り続けているのに川の水位が下がる。【土石流】

- ・ 山鳴りがする。【土石流】
- ・ 沢や井戸の水が濁る。【地すべり】
- ・ 地割れができる。【地すべり】
- ・ 斜面から水が噴き出す。【地すべり】
- ・ 崖から小石がパラパラと落ちてくる。【崖崩れ】
- ・ 崖から水がわき出ている。【崖崩れ】
- ・ 崖に割れ目が見える。【崖崩れ】

(竜巻等の突風)

◆ 次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。

- ・ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・ 大粒の雨やひょうが降り出す。

◆ 屋内では次のような行動をとる。

- ・ 雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉める。
- ・ 窓から離れる。ガラス窓の周辺は大変危険。
- ・ 1階の窓のない部屋の中央に移動する。
- ・ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

◆ 屋内に避難できないときは、次のような行動をとる。

- ・ 頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ・ 物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
- ・ 身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

(1) 主な普及啓発活動等

- ア 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- イ ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
- ウ テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、ホームページ、インターネット等による広報活動の実施
- エ 電話帳（NTTハローページ）への避難場所等、防災関連記事の掲載
- オ 防災訓練の実施促進
- カ 防災器具、災害写真等の展示
- キ 各種表彰の実施

(2) 普及啓発すべき防災知識・技術

- ア 災害時の心得
- イ 避難経路、避難所の場所
- ウ 気象に関する知識
- エ 応急手当・救出救護方法
- オ 家庭での防災・安全対策
- カ 災害の前兆現象

キ 災害危険箇所

(3) 防災週間、火災予防運動等の実施

防災週間や全国火災予防運動をはじめ、各種防災・安全運動等を通じ、自主防災意識の普及、徹底を図る。

ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

イ 春季全国火災予防運動実施週間（3月1日～3月7日）

ウ 水防月間（5月1日～5月31日）

エ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）

オ がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）

カ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）

キ 防災週間（8月30日～9月5日）

ク 秋季全国火災予防運動実施週間（11月9日～11月15日）

2 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として消防防災総合センターを宇都宮市に設置している。

市は、広報紙等を通じて当該施設の周知、利用促進を図り、大雨、大風等の疑似体験や応急処置の実地体験等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

3 消防団員等による巡回等

市は、消防団員等による地域の巡回を促進し、災害危険箇所の点検・把握、住家等の危険箇所の地域住民への周知等を行い、防災知識の高揚を図る。

第2 職員に対する防災教育

市は、職員の災害時の適正な判断力の養成と、的確な防災活動の確保のため、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練の実施を行い、防災教育の徹底に努める。

- 1 気象予警報、洪水や土砂災害、竜巻等突風あるいは、災害危険箇所等災害に関する知識
- 2 災害に対する予防、応急対策に関する知識
- 3 災害発生時における職員がとるべき役割と具体的行動
- 4 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- 5 その他災害対策上必要な事項

第3 児童・生徒等に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努めるとともに、避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させるものとする。

1 防災教育の充実

(1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

(2) 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県教育委員会が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用副読本等の各

種啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

- (3) 災害発生時に、児童・生徒が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

2 避難訓練等の実施

避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらうなど避難訓練方法の工夫を行う。

3 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、分かりやすい防災対策マニュアルを作成・活用し、安全指導資料等を参考に教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

市は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部等と協力・連携して、防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びにその資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力、指導力を養うなど緊急時に対処できる自主防災体制の確立を図る。

また、その他の企業等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対策について知識の普及に努める。

1 危険物等施設

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設

2 病院、社会福祉施設

3 ホテル、旅館

4 大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市は、県、防災関係機関と緊密な連携を取り合い、次の事項等に関して、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

1 風水害に関する調査研究

2 火災、林野火災に関する調査研究

3 地すべり、崖崩れ等土砂災害に関する調査研究

4 危険物等による災害に関する調査研究

5 災害時の避難の安全確保に関する調査研究

6 防災カルテ、ハザードマップの作成配布

第6 災害ボランティアの環境整備

1 ボランティア活動の支援

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会と連携して、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の支援に努めるものとする。

- (1) ボランティアに係る広報の実施（県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会）
- (2) 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施（県、市、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会）
- (3) ボランティア団体の育成・支援（市、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、とちぎボランティアNPOセンター）
- (4) 災害救援活動に係るマニュアルの策定（県社会福祉協議会）

2 行政とボランティア団体との連携

市は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から市社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うNPO法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

- (1) 災害ボランティアセンターの設置
- (2) 災害ボランティアネットワーク会議の開催

第7 言い伝えや教訓の継承

市及び市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を有する地域は、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第2節 地域防災の充実に関する計画

市民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」という自助、互助・共助の精神に基づき、災害に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を図るとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を図る。

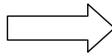
第1 自主防災活動の推進

1 市民の自主防災活動の促進

市民は、平常時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、災害時の活動についての習熟に努める。

市民の活動

平常時の活動	災害時の活動
<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する知識の習得 <ul style="list-style-type: none"> ア 天気予報や気象情報 イ 気象注意報、水防警報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報 ウ 過去に発生した被害状況 エ 近隣の災害危険箇所の把握 オ 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等） (2) 家族防災会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難場所、経路の確認 イ 非常持出品、備蓄品の選定 ウ 家族の安否確認方法（NTTの災害用伝言ダイヤルの活用等） エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等） (3) 非常用品等の準備、点検 <ul style="list-style-type: none"> ア 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検 イ 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検 ウ 土のう、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検 (4) 医療機関から処方された治療薬、人口呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検 (5) 応急救護方法の習得 (6) 地域で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加 (7) 地域が行う、地域の相互協力体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身の安全の確保 (2) 出火防止、初期消火活動 (3) 避難活動、誘導 (4) 正しい情報の収集・伝達 (5) 負傷者、避難行動要支援者等の救出・救助活動 (6) 飲料水、食料などの配分、炊き出し、給水活動

災
害
発
生


2 市民の防災意識の高揚

市は、各種広報や防災教育、防災訓練等の実施を通じて、市民の防災意識の高揚及び防災知識の普及啓発を図る。

3 住宅防災・防火対策の推進

住宅の耐震性の向上及び住宅火災の発生を防止するため、住宅防災、防火対策の推進を図る。

<資料編 ・個人の防災心得（P 400）>

第2 自主防災組織の育成指導計画

1 自主防災組織の育成・強化

現在、真岡市では、すべての自治会において自主防災組織の組織化を進めているが、市は、研修会等の開催、広報活動、防災知識の普及啓発等を推進し、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の町内会、自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。

- ・自主防災組織への資機材の整備支援
- ・自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ・自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ・自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

<資料編 ・栃木県自主防災組織育成方針（P 408）>

2 婦人防火クラブ等の育成強化

市は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人防火クラブ等の育成・強化を推進する。

3 事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、災害時に果たす役割（従業員や顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

第3 自主防災組織等地域住民の対策

1 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険地域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

2 防災資機材の整備等

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用法の習熟に努める。

3 防災知識の技術習得

県や市が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

4 地域の避難行動要支援者の把握

市、消防機関、婦人防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

5 活動体制・連携体制の整備

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他の自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

<資料編 ・栃木県自主防災組織育成方針（P 408）>

第4 消防団の活性化の推進

消防団は、災害時においては消火、救助救出活動、避難誘導等を実施するとともに、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動、啓蒙活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、市は、次のような事業を実施し、現在7分団で編成されている消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等により定員確保を図り、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- 1 消防団活動の円滑化のための事業の推進
- 2 消防団活動に必要な各種資機材の整備・充実
- 3 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- 4 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報 等

<資料編 ・消防団員の定員（P 301）>

第5 人的ネットワークづくりの促進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、消防、県警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人防火クラブ、福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第3節 防災訓練の実施

市は、防災関係機関等と連携して、災害応急対策の円滑な実施を図るとともに、地域住民の参加のもと、初動体制に力点を置いた実践的、具体的な訓練を実施する。

また、防災訓練の実施後は、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る。

さらに、訓練を実施する際、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

第1 総合防災訓練

市は、災害発生時における迅速、的確な初動体制の確立や、防災関係機関等の連携の強化及び市民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、防災関係機関及び市民の参加、学校や事業所等との連携を得て、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市は、防災訓練に際して広く市民の参加を求めるとともに、市民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を適宜実施する。

- ・災害本部員（職員）の参集及び動員訓練
- ・災害対策本部の設置及び運営訓練
- ・情報の収集・各種指令等伝達通信、災害広報訓練
- ・水防訓練
- ・救出・救助訓練
- ・避難誘導、避難所・救護所設置運営及び炊き出し訓練
- ・応急救護、応急医療訓練
- ・ライフライン応急復旧訓練
- ・警戒区域の設定及び交通規制訓練
- ・救援物資及び緊急物資輸送訓練
- ・ヘリコプターを活用した訓練
- ・広域応援訓練
- ・避難行動要支援者避難支援訓練

第2 防災図上訓練

市、防災関係機関等は、災害時における迅速、的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練の実施に努める。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、災害対策本部員等参

加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定等を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。

1 状況予想型図上訓練

市は、災害時の状況を予測する能力の向上のため、イメージトレーニング方式の図上訓練を実施する。

2 図上シミュレーション訓練

市は、災害時にとるべき状況判断や意思決定能力の向上を図るため、ロールプレイング方式の図上訓練を実施する。

3 避難所運営訓練

市は、災害時のスムーズな避難所開設と、誰がどんな状況で避難してきても円滑に避難所の運営ができるよう、HUGゲームを活用した訓練を定期的実施する。

第3 通信訓練

市及び防災関係機関等は、被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

第4 非常招集訓練

市及び防災関係機関等は、災害時における職員の動員を迅速に行うため、非常招集訓練を適宜実施する。

なお、訓練計画策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

1 平素における非常招集措置の整備

招集の区分や業務分担ごとに、招集対象者の住所及び連絡方法等を記した名簿を作成する等、非常招集のために必要な事項を整備する。

2 非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、迅速、正確を期すること。

3 集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。

4 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

(1) 伝達方法、内容の確認点検

(2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検

(3) 集合人員の確認点検

(4) その他必要事項の確認点検

第5 消防訓練

市は、火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自衛消防組織についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じ

て市の消防機関も協力するものとする。

なお、訓練は消防機関とその他の消防団体が行うものとに区分する。

1 消防機関が行うもの

- (1) ポンプ操法訓練
- (2) 放水訓練
- (3) 礼式規律訓練
- (4) 消防戦術訓練
- (5) 警備救助活動訓練

2 その他の消防団体が行うもの

- (1) 通報訓練
- (2) ポンプ操法訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練

第6 水防訓練

市は、防災資機材・機器の操作能力の向上や応急活動の手順の確認等を目的に、実物もしくはそれに近いものを用いることで、災害時の活動を模擬的に行う「実動型防災訓練」を実施し、防災体制の検証に努める。

市は、水防計画の検証、洪水発生時における水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団を中心に、避難誘導、救出救助、水防工法等の水防訓練を実施する。

また、災害時の応急対策活動には住民の果たすべき役割が重要であることから、地域住民に訓練の参加を促すとともに、自主防災組織は積極的に訓練に参加するよう努める。

第7 市民の訓練

自治会（自主防災組織）等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、次に掲げる訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練、避難誘導訓練
- 3 救出・救護訓練
- 4 初期消火訓練
- 5 避難行動要支援者避難支援訓練 等

第4節 避難行動要支援者対策

市は、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して各種対策を実施し、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

第1 避難行動要支援者の現況

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動を取る必要がある。

こうした災害時の一連の行動に支援を必要とする一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）などの避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化社会を迎えつつある現在、増加の一途をたどると思われ、対策の重要性は増していくと思われる。

第2 避難行動要支援者対策

乳幼児、高齢者、心身障がい者等の避難行動要支援者に対する安全確保を図るため、地域の実情に応じたきめ細かい対策を行う。

1 地域における避難行動要支援者に対する安全性の確保

(1) 地域の協力体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、市は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

(2) 避難行動要支援者の把握

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法に基づき、保健師、介護支援専門員等の訪問活動、民生委員活動、自治会活動、自主防災組織活動等を通じて、在宅の高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者について把握を行い、避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者マップ等を作成することにより必要な情報（所在、家族構成、緊急連絡先、かかりつけ病院等）の整理を行う。なお、名簿やマップ等の提供にあたっては、本人または家族の同意を得る等プライバシーの保護に十分配慮を行う。

イ 関係機関による情報交換

市は、消防本部、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、民生委員・児童委員などの福祉関係者等と連携し、定期的な情報交換等により、地域の避難行動要支援者を把握する。

(3) 救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

災害が同時多発すると、消防、警察等の救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、市は、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、福祉関係者（民生委員・児童委員、障害者相談員等）等と連携し、地域における避難行動要支援者に対する支援体制を築き、救

出・救護体制の確立・強化を図る。また、避難場所への避難誘導、搬送についても、同様に連携し、体制の確立・強化を図る。

(4) 緊急通報システム等の整備

市は、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備を促進する。

(5) 幼児等対策

市は、幼稚園・保育所の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(6) 防災知識の普及・啓発

市は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

2 社会福祉施設等における安全性の確保

(1) 施設の整備

ア 公立社会福祉施設

市は、公立社会福祉施設（総合福祉保健センター）について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 民間社会福祉施設

市は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置を設置するよう指導を行う。

(2) 緊急連絡体制の確保

市は、社会福祉施設に防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

(3) 社会福祉施設機能の弾力的運用

市は、災害により被災した高齢者、身体障がい者、知的障がい者等避難行動要支援者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

(4) 夜間体制の充実

社会福祉施設の管理責任者は、夜間、休日の職員の勤務体制について、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとる。

(5) 土砂災害危険区域の情報提供等

市は、県と連携・協力して、土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を避難行動要支援者関連施設の管理者に提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

(避難行動要支援者関連施設)

児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

(6) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設の管理責任者は、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

<資料編・浸水想定区域内避難行動要支援者関連施設連絡網(五行川)(P 304)>

<資料編・避難行動要支援者関連施設名簿(P 305)>

3 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設(避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等)について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、避難行動要支援者に配慮した対策を推進する。

(2) 一時避難のための配慮

市は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設(社会福祉施設、避難場所となる施設等)について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第3 外国人に対する防災対策

1 多言語化による外国人(日本語の理解が十分でないもの)への防災知識の普及

市は、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。

2 地域等における安全性の確保

外国人(日本語の理解が十分でないもの)においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、市は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者は、外国人への対策や防災教育の実施に努める。

3 災害時外国人サポーターの確保

市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

市は、大規模な災害が発生した直後、地域住民の生活を確保するため、食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の備蓄と調達体制の整備を行うものとする。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 市民の備蓄推進

市民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、自分の身は自分で守るという「自助」の精神に基づき、各家庭において非常持出品の他、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 市による備蓄の推進

市は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。さらに、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

第2 防災用資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、備蓄、調達体制を整備する。

1 備蓄対象品目

市は、消火・人命救助活動、水防活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材を備蓄するものとする。

2 関係機関との連携

市は、資機材の備蓄にあたっては、市町村相互応援協定に基づく共同備蓄や自主防災組織における備蓄を促進する。

第3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市は、学校や公民館等避難場所となるべき施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資や資機材等の計画的な備蓄を促進する。

第4 物資の供給体制及び受入体制の整備

市は、災害時に混乱なく被災市民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立、避難場所への供給体制の整備と被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6節 災害に強いまちづくり

市は、都市整備に関係する機関と協力して、道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても防災の観点を踏まえた計画的な土地利用を図り、防災上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開し、災害に強いまちづくりを推進する。

第1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

市は、県の協力を得て次の事業の実施を図るものとする。

1 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

災害発生時における市民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

2 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を市民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。このため、「真岡市都市計画マスタープラン」では、市街地や集落地における防災ネットワークの形成を図るなど、防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、災害に強い、安全性の高いまちづくりの推進を図っている。

第2 災害に強い都市構造の形成

1 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の推進が必要である。

このため、市は、土地区画整理事業等の実施に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

2 防災機能を有する設備の整備

市は、関係機関と連携して、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

3 火災に強い都市構造の形成

市の関係機関、県は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、火災に強い都市構造の形成を図る。

第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

1 市は、食料等の備蓄場所、貯水槽、ヘリポート、通信施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる公園の整備を推進する。

- 2 道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第4 火災延焼防止のための緑地整備

1 避難場所の緑化

避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど火災に強い緑地の整備に努める。

2 火災に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、火災に強い緑づくりを推進する。

第5 再生可能エネルギーの利活用促進

再生可能エネルギーは枯渇の恐れがなく、災害時にも発電が可能なことから、市は、太陽光や小水力などに恵まれているという地域特性を活かし、再生可能エネルギーの導入を率先して行うとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第7節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、必要な水防施設等の整備を図るとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第1 水防管理団体の義務

1 水防管理団体等の責務

(1) 水防管理団体の責務

水防管理団体（市）は、「水防法（昭和24年法律第193号）」第4条の規定に基づき、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体に指定されており、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理者（市長）は、平常時から消防団による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

当該水防管理団体（市）の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者（市長）、消防団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防計画の策定

当該水防管理団体（市）の水防管理者（市長）は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

3 重要水防箇所

当該水防管理団体（市）では、県内の河川法を適用する河川で、水防上特に警戒又は防ぎよを要する箇所を資料編のとおり指定している。

<資料編 ・重要水防箇所（P 307）>

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

(1) 市（水防管理団体）

市は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

水防管理団体水防倉庫備蓄基準（H25・栃木県水防計画より）

資機材名	器具							資材					
	掛矢	ノコギリ	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま	土のう袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	ロープ等	竹
数量	5丁	5丁	5丁	20丁	5丁	3丁	5丁	500袋	100枚	70本	50kg	50kg	15kg

<資料編 ・水防倉庫・水防資材一覧（P 310）>

2 観測・伝達体制の強化

県は、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに、県防災行政ネットワークを通じて、市・消防本部等へ平常時から広く情報を提供する。

市は、市民に対して、市防災行政無線、市ホームページ、電話応答システムにより雨量、水位情報等の提供を行うほか、県の提供するインターネット（リアルタイム雨量・河川水位観測情報システム）の周知徹底に努める。

<資料編・水位観測所（P 310）>

3 訓練、研修等による消防団の育成・強化

- (1) 平常時から消防団に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。
- (3) 河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第3 洪水予報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を気象庁と共同して関係機関に通知を行う体制を整備する。

本市において指定されている河川は次のとおりである。

（国土交通省関東地方整備局）

河川名	区域	基準地点	はん濫危険水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (危険水位)	担当官署
鬼怒川	左岸 栃木県塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から利根川合流点まで	石井（右）	1.50m	2.30m	3.30m	下館河川事務所 宇都宮地方气象台 水戸地方气象台
	右岸 栃木県宇都宮市宮山田町字カハタニ1302番地先から利根川合流点まで					
小貝川	左岸 栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田2435番地先から茨城県龍ヶ崎市大字河原代町88番3地先まで	三谷	1.80m	2.50m	3.00m	下館河川事務所 水戸地方气象台 宇都宮地方气象台
	右岸 栃木県真岡市大字根本2169番地先から茨城県取手市宮和田字東正寺裏524番2地先まで					

（県）

五行川	左岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から真岡市大根田まで	妹内橋	1.90m	2.70m	3.20m	栃木県県土整備部 河川課 宇都宮地方气象台
	右岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から真岡市大根田まで					

洪水予報の種類

洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

予報の基準	はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
	はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
	はん濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達したとき速やかに発表する。
	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生した後速やかに発表する。

※解除 はん濫注意情報の解除は、はん濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

第4 水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。真岡市の指定河川は以下のとおりである。

1 国土交通大臣が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区 域	基準水位観測所				発 表 者
		水防団 待 機 水 位	はん濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	はん濫 危 険 水 位	
鬼怒川	左岸 宇都宮市板戸町から 真岡市上江連まで	宇都宮（石井（右））				国土交通省 下館河川事務所長
	右岸 宇都宮市柳田町から 小山市大字中河原まで	1.00m	1.50m	2.30m	3.30m	
小貝川	左岸 芳賀郡益子町大字長堤字下田2435番 地先から茨城県筑西市蕨まで	真岡（三谷）				国土交通省 下館河川事務所長
	右岸 真岡市根本2169番地先から 茨城県筑西市蕨まで	1.40m	1.80m	2.50m	3.00m	

2 県が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区 域	基準水位観測所				基準雨量 観 測 所	所管事務所名
		水防団 待 機 水 位	はん濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	はん濫 危 険 水 位		
小貝川	左岸 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋 から芳賀郡益子町大字上山まで	益子(鉄道橋下)				606千本 604浅間山	真岡土木事務所
	右岸 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋 から真岡市根本まで	1.00m	1.50m	2.30m	2.80m		
五行川	左岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋 から真岡市大根田まで	真岡(妹内橋)				(気)高根沢 (気)真岡 603氏家 605芳賀 601真岡土木	真岡土木事務所
	右岸 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋 から真岡市大根田まで	1.60m	1.90m	2.70m	3.20m		

※(気) 気象庁観測施設
※ 数字は観測所番号

3 水防警報の内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象注意報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指 示 及 び 情 報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または既にはん濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき。または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第5 浸水想定区域における対策

国土交通省関東地方整備局及び県は、第3により指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深を公表するとともに、市に通知する。

本市では、小貝川及び五行川が浸水想定区域を指定した河川となっているため、次の事項を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により住民及び避難行動要支援者関連施設等に周知を図る。

- ・洪水予報の伝達方法（P 102参照）
- ・避難場所
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・高齢者、障がい者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地

また、市は、国や県の協力の下、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

<資料編 ・浸水想定区域ごとの避難所一覧（P 303）>

<資料編 ・浸水想定区域内避難行動要支援者関連施設連絡網（五行川）（P 304）>

<資料編 ・避難行動要支援者関連施設名簿（P 305）>

第6 施設等の水害予防対策

1 河川管理施設等

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

第7 道路アンダー冠水対策

近年の集中豪雨は、特に狭所に集中したり多発化しており、これらの局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による道路冠水対策については、喫緊の課題となっている。道路管理者（県・市）は冠水箇所を公表して注意を喚起しており、併せて冠水情報版の整備及び監視カメラの設置、初動対応の短縮を図る。

第8節 土砂災害予防対策

大雨、洪水等による土砂災害から市の地域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係機関と連携し、計画的な災害予防対策を実施する。

第1 宅地造成等規制法に基づく対策

県及び権限を有する市は、「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づき、宅地造成に伴う崖崩れや土砂の流出による災害が生じるおそれの大きい市街地等の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定している。

本市は宅地造成等規制法による宅地造成工事規制の区域外であるが、宅地の造成については建築基準法により擁壁の構造、敷地の安全等について規制を受けることとなる。

第2 山地災害防止対策

本市の山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区が7地区、崩壊土砂流出危険地区が2地区ある。県は、これらの危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策事業を実施し、災害の未然防止を図るため、次の対策を計画的に実施するとともに、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。市は県が実施する対策に、協力するものとする。

- ・対策工事の実施
- ・森林の整備
- ・市民等への周知

<資料編 山地災害危険地区（P 312）>

第3 急傾斜地崩壊対策

本市における急傾斜地崩壊危険箇所は33箇所（平成25年4月1日時点「災害危険箇所等の現況」）である。崩壊するおそれのある急傾斜地については、市民に周知を図る等の措置を講じているところであるが、今後、さらに警戒避難体制の整備を図るとともに、危険度の高いものについては対策工事等を実施し、災害の発生による被害の防止・軽減を推進する。

1 危険箇所の実態調査

市は、県と協力し、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

2 急傾斜地崩壊防止工事

県は、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある土地について「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、斜面の崩壊を助長・誘発する行為を制限するほか、崩壊防止工事を実施している。

<資料編 急傾斜地崩壊危険箇所（P 312）>

3 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

市は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県は、急傾斜地崩壊危険地区の指定区域において、市と協力し、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を促すよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

県及び市は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）における土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的融資制度が活用できる旨、周知を行う。

ア 崖地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

イ 防災集団移転促進事業（所管：国土交通省）

4 市民への周知

県は、市町に危険箇所に関する資料を提出するとともに、市町と協力して、周辺の市民及び避難行動要支援者関連施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、市は、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・崖中途からの地下水の湧水

第4 土石流防止対策

市内における土石流危険渓流は36箇所（平成25年4月1日時点「災害危険箇所等の現況」）である。

市は、砂防工事の実施を県に要請するとともに、土石流危険渓流の周知や警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

1 市民への周知

県は、市に危険箇所に関する資料を提出するとともに、市と協力して、周辺の市民及び避難行動要支援者関連施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、市は、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ・渓流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。)
- ・渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

<資料編 ・土石流危険渓流(P 314)>

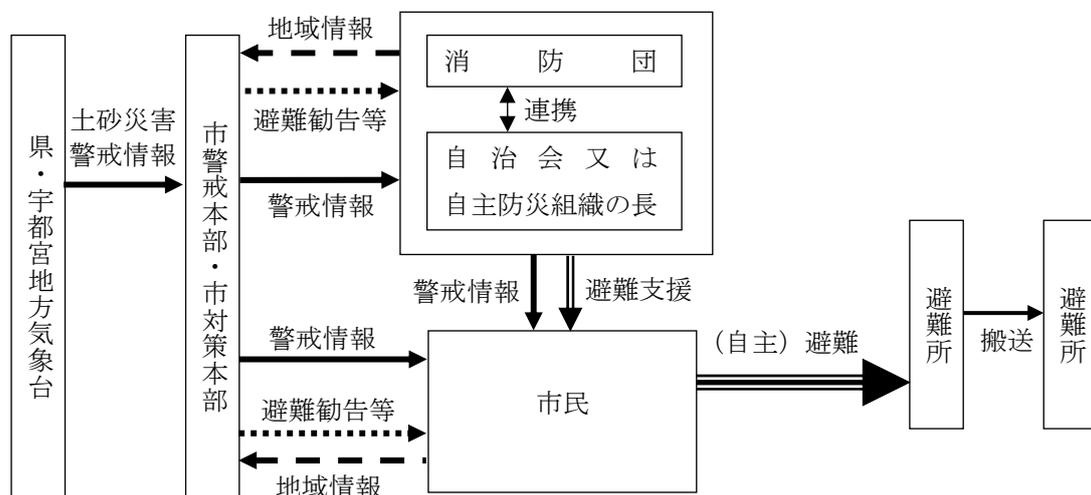
第5 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「指定区域」という。）については、指定区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他指定区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他指定区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民への周知を図る。

- <資料編 ・浸水想定区域ごとの避難所一覧（P 303）>
- <資料編 ・浸水想定区域内避難行動要支援者関連施設連絡網（五行川）（P 304）>
- <資料編 ・避難行動要支援者関連施設名簿（P 305）>

<警戒区域における情報収集及び伝達・避難体制の体系>



第9節 農林業災害予防対策

市、県、農地・農業施設及び林業用施設等の管理者は、災害の発生に際して、農林業被害を最小限に止めるため、連携して予防対策を実施する。

第1 農地・農業施設対策

各土地改良区等の農地・農業施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市は、県と協力して、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

頭首工、取水堰、農業集落排水処理施設等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

各施設の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 用排水施設対策

頭首工、取水堰、農業集落排水処理施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

3 ため池

市は、土地改良区等において、ため池の適性な管理点検を実施するよう指導する。

また、老朽化等によりため池の改良が必要なものは、計画的に改善するよう指導する。

第2 農林業共同利用施設対策

農業協同組合、森林組合、市等の農業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林業共同利用施設（農林産物倉庫、農林産物処理加工施設、農林業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第10節 情報通信・放送網の整備

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の災害対策を講じる。

第1 本市の通信施設の現況

市は、通信施設の整備充実を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本市において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- 1 真岡市防災行政無線システム（移動系システム、戸別受信機を含む）
- 2 県防災行政ネットワーク
- 3 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- 4 携帯電話（緊急速報メール、ワンセグを含む）
- 5 インターネット（市ホームページ <http://www.city.moka.tochigi.jp>）
- 6 ケーブルテレビ（いちごてれび）
- 7 テレドーム 防災行政無線情報案内（TEL0180-992-525）
テレドーム 火災情報案内（TEL0180-992-118）

第2 市防災行政無線

市は、災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、合併前の真岡市では昭和61・62年度の2か年に、旧二宮町では、平成10年度に防災行政無線施設の整備を行った。

また、平成24年度には防災行政無線屋外拡声子局67基を増設、設置計画数204基を整備し災害に備えている。

この無線施設は、直接市民に通報するための固定系システムと、市庁舎（消防署）と市内各地との情報収集・交換を行う移動系システムで構成しており、固定系システムは、市庁舎（消防署）に設置した親局から、市内各所に設置した屋外拡声子局及び屋内戸別受信機に情報が送信され、災害時緊急放送を傍受することができる。

また、移動系システムは、市庁舎（消防署）と市内各地に移動できる移動局（車載・携帯）の間で、相互通信が可能な無線設備であり、災害時に有効な通信手段として整備されている。

<資料編 ・防災行政無線局回線構成（P 411）>

<資料編 ・防災行政無線局固定系屋外拡声子局の名称及び設置場所（P 412）>

<資料編 ・システム系統図（P 418）>

第3 県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県により県防災行政ネットワークが整備されている。

県は、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため、次の対策を講じ万全を期している。

- 1 地域衛星通信ネットワーク（衛星系）と自営の移動無線（移動系）とを組み合わせたシステム

を構築し確実な情報伝達を図っている。

- 2 市町、消防、防災関係機関、県主要出先機関136箇所を基本的に衛星系と移動系で整備し、2ルート化している。
- 3 衛星系、移動系とも、専用の回線を保持し、防災上最低限必要な回線数を確保している。
- 4 危機管理センターの整備に併せ、防災情報システムを整備し、市町・消防本部等に気象データの提供や地震情報の提供を行うとともに、県への被害等の報告機能を取り入れ、情報収集の迅速化を図り、関係機関の連携を強化拡充した。

第4 一般加入電話（災害時優先電話）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻そうし、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため災害時優先電話を優先的に発信専用として利用するものとする。

<資料編 ・災害時優先電話一覧（P 296）>

第5 電気通信施設

東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、真岡ケーブルテレビ株式会社は、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から防災体制を整備する。

第 1 1 節 避難体制の整備

災害発生時に危険区域に居住する市民、帰宅困難者、大規模店舗、旅客施設等の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所運営体制の整備を促進し、避難民の安全確保に努める。

第 1 避難場所の指定及び整備

1 避難場所の指定

市は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意のもと避難場所として指定し、地域防災計画に定めておく。また、現在指定している箇所が、避難した市民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、下記の 2 に記載の事項に留意し適切な整備、又は指定替えを行う。

新たに指定を行い、または指定を解除した場合には、速やかに市民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

○指定にあたっての留意事項

- ・原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。また、一旦避難した避難場所に更に危険が迫った場合に、他の避難場所への移動が容易に行えること。
- ・人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接しており、冠水や土砂崩れ等による道路の途絶を原因とする孤立のおそれが極力少ないこと。
- ・土砂災害・浸水、地震、延焼等、災害の種類に応じた安全性を確保すること。
- ・土砂災害危険箇所及び危険物等を取り扱う施設が周辺にないこと。
- ・社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努めること。

<資料編・指定避難所一覧(P 293)>

2 避難場所の整備

市は、避難場所の整備にあたっては、次のようなことに留意するものとする。

○整備にあたっての留意事項

- ・避難収容施設においては、十分な耐震性が確保されるよう努めること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。

- ・避難行動要支援者の避難状況に応じ迅速に障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・福祉避難所の指定には、原則として老人福祉センター等、耐震、耐火、鉄筋構造を整え、バリアフリー化されているなど避難行動要支援者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設を活用すること。
- ・通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくこと。
- ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

3 学校等における竜巻被害対策としての避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の周知徹底

市は、避難の万全を図るため、自治組織や広報紙等の媒体、案内標識等を活用して、避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難場所への持出品等避難に必要な知識等について市民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

○主な周知方法

- ・自主防災組織等を通じた周知
- ・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
- ・ハザードマップ配布による周知
- ・広報紙、市のホームページ等への掲載による周知

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定

土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の市民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定するとともに、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、避難行動要支援者関連施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（避難行動要支援者避難） 情報	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援の行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

※災害は「自然現象」であるため、不測の事態も想定される、このため、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切であると言えず、浸水の程度によっては、避難所に避難する際に被害に遭うことが予想されるため、状況に応じ自宅や隣接建物の2階以上に避難させる等、適切な避難勧告等の発令が必要である。

2 避難準備情報発表体制の確立

気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合に、危険予想地域の市民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制を確立する。

3 避難伝達手段の整備

土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の市民に避難勧告等の情報を確実に知らせるため、防災行政無線を中心とした伝達手段の活用や、職員による広報車等での伝達、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール等、多様な伝達手段の整備に努める。

4 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ・平常時に各地区の責任者を決定しておくこと。
- ・地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 避難行動要支援者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携を綿密に行っておくよう努める。

また、避難行動要支援者が利用する公的社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

イ 帰宅困難者対策

鉄道管理者は、大規模風水害等により列車が長期間、運行を停止する場合に備え、バス等による代替輸送等の計画を策定しておく。また、市の定める避難場所へ避難させることも想定し、あらかじめ県、市と連携した避難体制について確立しておくよう努める。

ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市は大規模店舗、旅客施設等、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設・運営できるよう責任者への連絡手段・方法、地元自治体との協力体制等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

第12節 救急・救助体制の整備

大規模災害時には、多数の被災者が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想される。

このため、地域住民、市、県、防災関係機関が連携して、迅速、適切に被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する。

第1 地域住民に対する防災意識の普及啓発

市、消防本部は、避難訓練等の各種防災訓練や応急手当に関する講習会を開催するなどして地域住民の防災意識の普及啓発と自主救護能力の向上を図る。

第2 初動体制の確保

市、消防機関は、災害発生時に一刻も早く現場に到着する必要があることから、消防団員等の連絡・参集体制の整備、充実を図る。

第3 救急・救助体制の整備

- 1 消防本部は、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめ、高度な救急・救助需要に対応できる隊員の養成を図るとともに、高規格救急車、救助工作車等の救急・救助資機材の整備充実を図る。
- 2 市は、自治会、消防OB等を中心とした自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、消防本部、消防団と合同で防災訓練を実施することにより、災害時における情報の提供や救助活動に対する協力体制を整備する。

第4 広域消防応援受入体制の整備

市は、県内市町と相互応援協定を締結しており、災害時には、当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法等を周知しておくものとする。

また、消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づく応援について具体的に定めた「栃木県広域消防応援等計画」、並びに「緊急消防援助隊運用要綱」第21条の規定により、緊急消防援助隊の受援について必要な事項を定めた「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、災害時における救急・救助活動に万全を期す。

<資料編・災害時における市町村相互応援に関する協定(P 320)>

<資料編・特殊災害消防相互応援協定書(P 325)>

<資料編・災害時における相互応援に関する協定(P 327)>

第5 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携強化を図る。

第13節 医療救護体制の整備

災害時の救急医療体制を確保するため、市は、医療機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制整備を図る。

第1 初期医療体制の整備

1 市の対策

- (1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
- (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
- (4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

2 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断を行える体制を整備する。また、被災地へ出動する救護班の編成や、トリアージセンター、応急救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

<資料編 ・市内医療機関一覧（P 295）>

第2 後方医療体制の整備

- 1 救護所における救護班では対応できない重症者等を收容するため、市は芳賀郡市医師会等と連絡を密にし、重症者等の受入れの拠点となる医療機関の確保に努めるなど後方医療体制の整備を図る。
- 2 県は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救助患者の救命医療提供機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等を有する9つの災害拠点病院を指定しており、これにより災害時における医療の確保を図ることとしている。市は、県及び関係機関との連絡体制の確立に努める。

3 救急医療・広域災害情報システムの整備

県は、災害時における医療救護活動を行う上で不可欠な情報収集を迅速に行うため、国、県、栃木県医師会、救急告示医療機関、救命救急センター、災害拠点病院、DMA T指定病院、消防本部間における情報ネットワークである「救急医療・広域災害情報システム」を整備しており、これを活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供を図る。

※DMAT:災害現場に派遣される医療チーム

4 災害発生に備えた研修・訓練の実施

災害時に的確な医療救護活動を実施するためには、日頃から災害発生に備えた研修・訓練の実施が不可欠であるため、災害拠点病院等は、病院防災マニュアルを作成し、トリアージ等を含めた研修・訓練を計画的に実施するよう努める。

第3 応援要請

市内の医療救護活動が医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には県に応援要請して対処するため、県への応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続等について習得しておくものとする。

<資料編 ・災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

<資料編 ・災害時における相互応援に関する協定（P 327）>

第4 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- 1 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- 2 年間2回以上避難訓練を実施し、夜間にも実施するよう努める。
- 3 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- 4 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、ナースステーションに隣接した場所など避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。

また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

- 5 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第14節 火災予防対策

防災思想の普及徹底及び消防体制の充実強化によって、火災の被害の未然防止及び軽減を図る。

第1 組織

1 芳賀地区広域行政事務組合消防本部

芳賀地区広域行政事務組合消防本部の組織に関する規則及び真岡消防署の組織に関する規程の定めるところによる。

2 真岡市消防団

真岡市消防団規則の定めるところによる。

第2 火災予防対策

1 火災予防の徹底

(1) 一般家庭に対する指導

市は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部（以下この節において「消防本部」という。）の協力を得て、一般家庭に対し、各戸巡回又は各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等についての指導を行い、火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2) 防火管理者に対する指導

消防本部は、学校、病院、工場、事業所、興行場、社会福祉施設等の防火管理者に対し、消防計画の作成や、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の整備、点検及び火気の使用等を指導し、迅速かつ効果的な消防活動が確保できるよう努める。

(3) 予防査察の強化指導

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、予防査察について、次のとおり実施する。

ア 定期査察

年間計画を策定し、管内の対象物を定期的に査察するほか、年末年始等随時行う。

イ 特別査察

消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合、特別査察を実施する。

ウ 警戒査察

火災警報中その他特に警戒を必要とする場合に、警戒査察を実施する。

エ 住宅査察

市民の協力を得て、一般住宅の防火診断を実施する。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

消防本部は、不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入調査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防設備等の設置を促進し、「防火対象物定期点検報告制度」の推進を図る。

(5) 火災予防運動の実施

市は、消防本部と連携して、春季、秋季の全国火災予防運動のほか、年末年始特別警戒等を実施することにより、市民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図る。

2 消防団の警戒態勢

(1) 警戒出動のための要員出動又は伝達方法

警報が発令され、特に警戒出動を要する場合には直ちに要員が確保できるように、消防団員のうちから要員及び責任者を指名しておくものとする。

また、出動要請についての連絡事項の伝達方法、参集場所、報告要領などを定めておくものとする。

(2) 点検計画

消防機関は、各区域ごとに組織体制の整備を図り、直ちに出勤できるよう消防施設の点検整備と非常出動体制を確保しておくため、点検は次により行うよう点検要領を定めておくものとする。

ア 通常点検

イ 夏季点検

ウ 現場点検

(3) 消防本部との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるために、火災その他の災害の防禦の基本として、消防本部及び消防団は一体となって活動するものとする。

3 防火地域及び準防火地域

都市計画法において、建築物の構造等を制限することによる都市の不燃化を目的とし、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域が定められている。

<防火地域及び準防火地域の指定状況>

都市計画 区 域 名	市町村名	決定面積 (ha)		決定年月日 (最 終)
		防火地域	準防火地域	
宇都宮	真岡市	—	約86.2	S60.12.10

第3 消防力の整備強化

1 消防組織の充実強化

市は、地域の実情を勘案のうえ「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。

また、団員の減少やサラリーマン化、高齢化等の問題に対し、団員の確保と資質の向上を図る。

<資料編 ・消防団員の定員(P 301)>

<資料編 ・消防団管轄区域(P 301)>

<資料編 ・消防車等の現勢(P 302)>

<資料編 ・消防水利の状況(P 302)>

2 消防施設等の整備充実

市は、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」及び「消防団の装備の基準」に適合するように、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について年次計画を立て、その推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高い。

このため、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水利を確保する。

(1) 消防水利施設の整備

市は、消防活動に必要な水利を確保するため、引き続き消火栓、防火水槽、その他自然水利等の整備充実に努める。

(2) 河川水の緊急利用

市内を流れる鬼怒川、五行川、行屋川、小貝川の流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を一層推進するものとする。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

防災拠点整備計画に基づき、庁舎等の災害対策活動拠点、公立学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽の整備、プールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災発生時における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって、自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期するものとする。

(2) 消防用設備等の整備充実

消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、防火対象物の関係者に対し、消防法第17条に規定する消防用設備等を整備充実及び維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

5 化学消火薬剤の備蓄

消防本部は、管内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火薬剤の確保を図る。

なお、消防本部では、化学消火薬剤を2,900リットル備蓄し、危険物火災の発生に備えている。

第15節 緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策活動人員、援助物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、警察、市その他の関係機関は、平常時から緊急輸送体制の整備を図る。

第1 緊急輸送道路の指定

災害時の応急対策活動人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、下記設定基準に基づき、本市域における主要な道路が、緊急輸送道路として指定されている。

緊急輸送道路は、防災上重要な機能を果たす公共施設等を結ぶ、重要な道路ネットワークであり、各道路管理者は定期的に点検を行うなど、維持管理の徹底に努める。

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	・ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路管理者による輸送体制の整備

(1) 道路・橋りょうの整備

県、国土交通省関東地方整備局、市及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

県、市及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

第3 空中輸送体制の整備

市は、台風や豪雨時に、道路の土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、真岡市地域防災計画に定めておく。

1 臨時ヘリポートの整備

市は、臨時ヘリポートの確保を推進し、ヘリコプターによる救急・救助、空中消火、人員・物資輸送等の応急活動が円滑に実施できる体制を整備する。

特に、市は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、施設等の管理者等と協議して選定し、真岡市地域防災計画に定めておく

とともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

<資料編 ・飛行場外・緊急離着陸場一覧(P 316)>

2 広域航空消防防災応援体制の整備

(1) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

ア 通信体制の整備

応援ヘリコプターと応援要請市町消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮官との連絡は、消防無線の全国共通波を使用することとされている。

このため、芳賀地区広域行政事務組合消防本部は、全国共通波を実装した無線機の整備に努める。

イ 事前計画の作成

円滑な広域航空消防応援を受けるため、市は、他県等のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

第4 物資集積所の整備等

市は、救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割を担う災害対策活動拠点や地域災害対策活動拠点について、建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。

また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

県は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

市は、県の対策に準じ、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

大規模な災害が発生した際には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され集積場所に滞留し、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念されるため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用し、救援物資の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう、県及び市は、あらかじめ、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第16節 危険物施設等災害予防対策

危険物による災害を防止し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、市は、危険物取扱事業所、県、防災関係機関と連携して、予防対策を実施する。

第1 消防法上の危険物

1 現況

本市における危険物施設の状況は資料編に掲載のとおりである。

<資料編 ・毒物劇物製造（販売）業等の登録状況（P 300）>

<資料編 ・危険物施設数（P 300）>

2 災害予防対策

(1) 危険物施設の所有者等が実施する対策

ア 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。

イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。

ウ 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

カ 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

キ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

(2) 芳賀地区広域行政事務組合消防本部が実施する対策

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

イ 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

ウ 危険物施設の管理者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

エ 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

（ア）危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査

（イ）危険物施設における貯蔵、取り扱い、移送、運搬についての安全管理状況の検査

オ 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

カ 化学消防自動車等の整備に努める。

第2 火薬類

市は、県、関係機関が、平常時から災害に起因する火薬類事故に備えて行う、火薬類関係事業所等の安全確保に協力するものとする。

第3 LPガス

販売事業者、保安機関等（以下「販売事業者等」という。）は、次の対策を行う。

1 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- (1) 災害に起因するLPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。
- (2) 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

2 販売事業者等の災害予防体制の強化

- (1) 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、防災訓練等に積極的に参加させる。
- (2) 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- (3) 容器の二段積み避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

第4 高圧ガス

高圧ガス施設の所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、災害に起因する高圧ガス事故の防止のため、次の対策を行う。

1 災害予防措置の実施

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。
- (2) 防消火設備、除外装置及び緊急遮断装置の確実な作動を確保する。
- (3) 多数の容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、チェーン掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積み避けを避ける。
- (4) 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。
- (5) 緊急時に優先して点検を行う高圧ガス設備をリストアップし、速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。

2 災害予防体制の強化

- (1) 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。
- (2) 自衛消防組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を実施する。

また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、エルピーガス協会、消防署、警察等防災関係機関との応援協力体制を充実強化するほか、他の事業所など地域の応援協力体制の構築を図る。

第5 毒物・劇物

1 有毒物質による事故対策

市、県、芳賀地区広域行政事務組合消防本部、医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制を整備しておく。

<資料編・毒物劇物製造（販売）業等の登録状況（P 300）>

第6 放射性物質

放射性同位元素及び放射線使用施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）の管理者は、災害に起因する漏洩による人体及び環境への被害を防止するため、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づく必要な予防措置を講じるとともに、市は、県と連携し、次の災害予防対策を実施し、安全の確保に努める。

1 事前対策

市、消防本部は、県が平成14年度に策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等、事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

2 取扱施設の把握

放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等を把握する。

3 防護資機材の整備

放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護機材を整備する。

4 協力体制の確立

平常時から、関係機関や関係事業所と協力し災害時における防災体制の確立に努める。

また、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射性被ばくによる障害の専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握するものとする。さらに、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。

第7 古タイヤ等堆積物

市は、県及び芳賀地区広域行政事務組合消防本部と連携して次のとおり古タイヤ、自動車、廃棄物等野外堆積物の火災発生の防止に努める。

1 野外堆積物の場所、品目、数量、面積等を把握し、事業者に対し火災予防や火災発生時の速やかな通報等について適切な指導を行う。

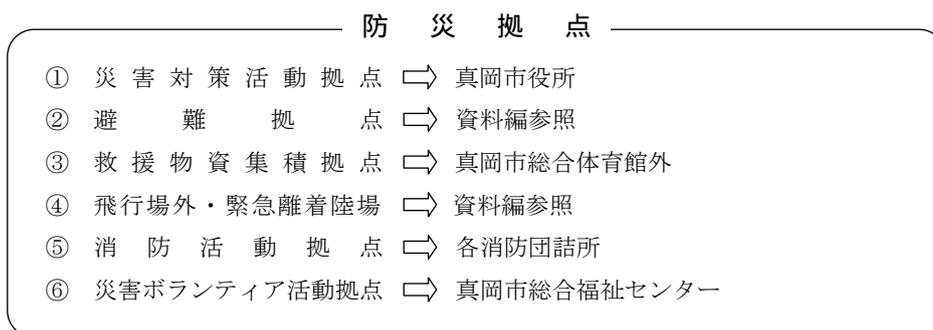
2 地域住民等の要望がある場合は、これを事業者に伝え、必要に応じて適切な措置について検討、指導を行う。

第17節 防災拠点の整備

大規模災害発生時における迅速、的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出、救助活動、医療活動、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していく。

第1 防災拠点の指定

市は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を、市の活動拠点として位置づけて整備する。

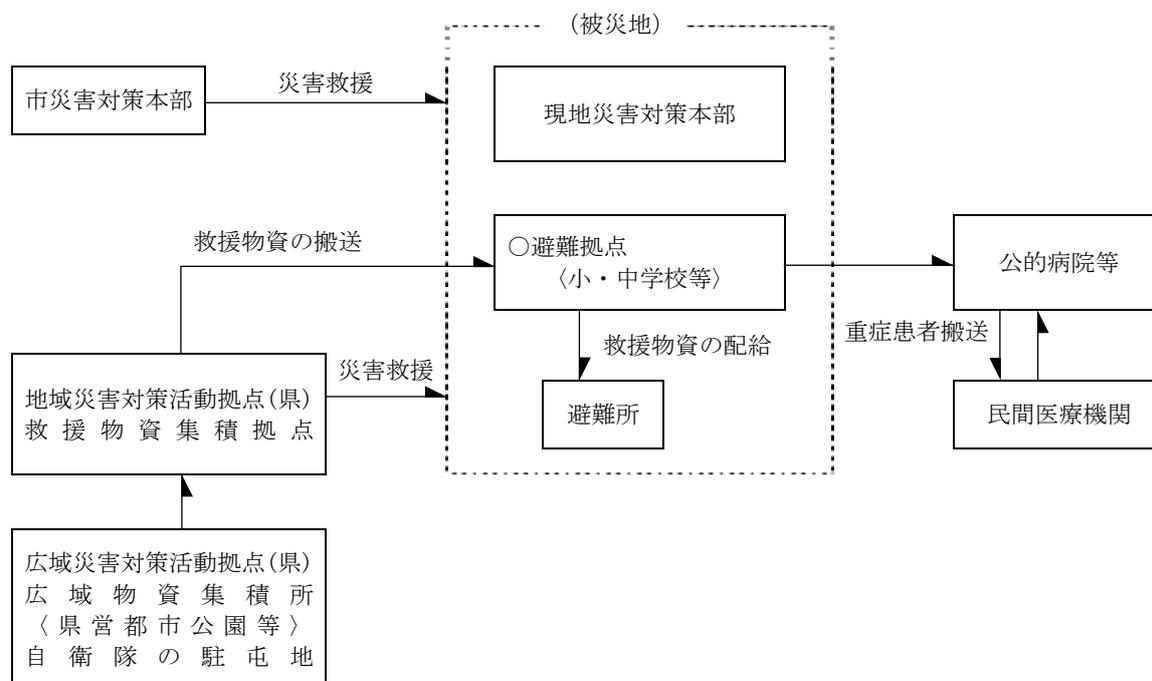


<資料編・指定避難所一覧(P 293)>

<資料編・浸水想定区域ごとの避難所一覧(P 303)>

<資料編・飛行場外・緊急離着陸場一覧(P 316)>

第2 防災拠点の体系



なお、次の施設が、県の災害対策活動拠点として指定されているので、当該施設に県現地災害対策本部等が設置された場合は、県と連携し、防災活動の万全を図るものとする。

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
県災害対策支部 (現地災害対策本部)	芳賀庁舎(真岡県税事務所)	0285-82-2135	真岡市荒町5197
市災害対策本部	真岡市役所(安全安心課)	0285-83-8396	真岡市荒町5191
広域災害対策活動拠点	井頭公園(管理事務所)	0285-83-3121	真岡市下籠谷99
地域災害対策活動拠点	真岡高等学校	0285-82-3413	真岡市台町2815
〃	真岡女子高等学校	0285-82-2525	真岡市台町2815
〃	真岡北陵高等学校	0285-82-3415	真岡市下籠谷396
〃	真岡工業高等学校	0285-82-3303	真岡市寺久保1-2-9
医療活動拠点	芳賀赤十字病院	0285-82-2195	真岡市台町2461

第3 耐震化・不燃化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる市役所、避難所となる学校その他の公共施設においては、計画的な耐震診断や防火対策を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図るものとする。

また、災害時に医療活動の拠点となる民間医療機関については、広報紙、パンフレット等により耐震診断及び耐震補強等の実施の啓発を推進する。

第4 防災拠点の整備

1 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

2 避難行動要支援者対策

避難路となる歩道、避難場所・避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障がい者用トイレや手すり等の設置を推進する。

3 災害時優先電話の登録推進

災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点の電話の登録など整備に努める。

第5 避難拠点の整備

被災市民に対して、適切な避難場所と災害情報等の必要な情報の提供を行うための拠点として学校・公民館等の整備を促進する。

1 避難拠点の主な設備等

避難拠点には、必要に応じて次のような整備を促進していく。

- (1) 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- (2) 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- (3) 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。
- (4) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- (5) 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化(平成13年度に消

防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク)、誘導標識、案内板等の設置に努めること。

2 施設の配置

地域住民に対して適切な避難場所と災害情報等の提供を行うため、各地区の人口分布、都市化の進展状況、地形的条件等に配慮し、予想される避難者を迅速に収容できるような配置にする。

第18節 建築物等災害予防対策

市、施設等の管理者等は、建築物等に係る火災等の災害の未然防止と災害時における防災上重要な公共建築物の機能確保を図るために必要な防災対策を講じる。

第1 一般建築物の安全対策

1 老朽危険建築物に対する調査、指導

市及び県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、移転、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行う。

2 特殊建築物の検査、指導

市及び県は、旅館、百貨店、スーパーマーケット、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

第2 土地区画整理事業の推進

市及び県は、市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）」に基づき、土地区画整理事業を推進する。

第3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 災害対策本部が設置される施設（市役所）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（学校等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設等

2 防災対策の実施

(1) 建築物、建造物の安全確保

建築基準法、消防法等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

次に掲げるような防災措置を実施するとともに、防災機能の強化に努めるものとする。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備等の固定化

オ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

3 公共建築物の耐震耐火対策

- (1) 老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造または鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。
- (2) 建物の定期点検及び臨時点検を実施して破損箇所等は補修又は補強し、災害による被害の防止に努める。

4 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- (1) 法令に基づく点検等
- (2) 建設時の図面及び防災関連図面
- (3) 施設の維持管理の手引

第4 旅館・ホテル等特殊建築物等の防火対策

旅館・ホテル等の宿泊施設の火災では、設備及び防火管理体制の不備により、多数の尊い人命が失われる危険性が非常に高いため、不特定多数の人々が宿泊する旅館等における火災その他の事故を防止するための総合的な安全対策を樹立するとともに防火体制の万全を期し防火対策を推進する。

第19節 公共施設災害予防対策

道路、鉄道、上下水道、電力その他の公共施設は、災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす。

このため、各公共施設の管理者は、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 道路施設

道路管理者は、災害時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

- 1 災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、定期的にパトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

- 2 災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。
- 3 道路の維持管理の万全を期すとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、必要に応じて道路パトロールを実施する。

4 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 県による緊急輸送道路の指定

県は、災害時における緊急輸送を確保するため、県、市町、防災拠点、他県とネットワークする緊急輸送道路を定めている。

市内における県指定緊急輸送道路は、資料編のとおりである。

<資料編 ・ 緊急輸送道路 (P 318) >

第2 鉄道施設

真岡鐵道株式会社は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

2 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

3 運転規則

災害による非常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の避難誘導、救護ができるよう教育、訓練を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に災害等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

(3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。

(4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第3 水道施設

水道部水道課は、災害に強い水道施設づくりを心掛け、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

1 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

2 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

3 施設の維持管理

点検基準等に従い機器又は設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を適宜点検し、常に使用可能な状態にしておく。

4 貯留水の確保

配水池等の耐震化を図るほか、流入管、流出管には緊急しや断弁等を設置し、貯留水の異常流出防止に努める。

5 配水管路等の改良

石綿セメント管等の老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

6 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間等の相互連絡に努める。

7 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

○水道事業浄水施設

事業		浄水施設名	水源種別	処理方法
事業主体	種別			
真岡市	上水道事業	石法寺浄水場	深井戸、受水	消毒
真岡市	上水道事業	荒町配水場	深井戸	消毒
真岡市	上水道事業	大谷台配水場	深井戸	消毒
真岡市	上水道事業	台町水源地	深井戸	消毒
真岡市	上水道事業	大田山水源地	深井戸	消毒
真岡市	上水道事業	西田井浄水場	深井戸	消毒
真岡市	上水道事業	京泉浄水場	深井戸	消毒
真岡市	上水道事業	久下田浄水場	深井戸	消毒
真岡市	簡易水道事業	三谷浄水場	深井戸	消毒

○給水用機械保有状況

水道事務所所在地	電話番号	給水車	給水タンク	ポリタンク・袋
真岡市荒町5191	0285(82)1111	—	1.0m ³ ×4基	20L×150個 18L×15個 10L×10個

8 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

第4 下水道施設

1 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏せ越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、水害に弱い箇所なので、設置位置、構造、在来護岸補強方法等は、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。

また、既に共用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

2 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

○下水道施設

ア 公共下水道関係

処理場名	施設の所在地	供給開始年	処理能力 (m ³ /日)	処理方式	放流 河川名
真岡市水処理センター	八木岡1309	1983	26,060	標準活性汚泥法	五行川
二宮水処理センター	久下田2140	1995	3,500	オキシデーションデイツ	西川

イ 集落排水関係

地区名	処理施設所在地	供用開始 年月	計画 戸数	集落 数	計画 人口	処理方式	管路延長 (m)
飯貝	飯貝521-2	昭和62.7	52	1	240	JARUS-I	1,146
小林	小林21	平成元.7	245	4	1,100	JARUS-III	8,807
粕田	粕田1,467-2	平成5.7	136	2	630	JARUS-III	6,531
小貝川東部	君島620-2	平成8.5	147	5	670	JARUS-III	14,236
東大島	東大島867-1	平成13.4	350	4	1,590	JARUS-XIV	14,192
大沼	粕田640-1	平成10.4	141	1	610	JARUS-III	5,850
東郷	東郷307-2	平成11.5	365	5	1,880	JARUS-XIV	13,711
両沼	東沼969-2	平成16.10	353	5	1,550	JARUS-XIV	20,583
二宮	高田2979	平成11.1	280	5	1,300	JARUS-XI	11,333
鹿・物井	鹿422	平成11.10	141	3	830	JARUS-XI	6,533
二宮東部	阿部品510-1	平成21.4	511	10	2,260	JARUS-XIV	30,537

第5 電力施設

東京電力（株）は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から防災体制を整備する。

第6 河川管理施設等

河川管理者、水防管理者は、河川のはん濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、要所に水防施設を設け、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、的確な水門等の操作を実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関での協議調整を図る。

<資料編 ・ 水防倉庫・水防資材一覧(P 310)>

第7 廃棄物処理施設

市は、災害に備えた予防対策の実施を行い、災害に強い施設の整備に努める。

- (1) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- (2) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- (3) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。
- (4) 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

また、市は、施設が被災した際は、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

第20節 文教施設等災害予防対策

災害時において、児童・生徒等の生命・身体の安全確保のため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

第1 学校安全計画の作成

学校等の長（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害時における児童・生徒等の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について、具体的に学校安全計画を定めておく。

学校安全計画作成上の留意点
(1) 災害教育に関する事項 ・ 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項 ・ 課外、学校行事等における指導事項
(2) 災害管理に関する事項 ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
(3) 災害に関する組織活動 ・ 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施 ・ 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

<資料編 学校安全計画の概要（P 406）>

「危険等発生時対処要領」作成上の留意点
学校安全計画を受け、地域・学校の実態や特性に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。 ・ 日常の安全指導 ・ 大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策 ・ 時間外における教職員の参集体制 ・ 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制 ・ 施設設備の被害状況の把握 など

第2 学校等の防災体制の確立

- 1 校長等は、台風や豪雨時の児童・生徒等の安全確保のために、授業、学校行事、部活動等の中止など教育活動の事前対策を確立しておく。
- 2 校長等は、災害時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした災害応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。
- 3 校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

第3 災害に対する児童・生徒の事前指導

1 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

(1) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

～周りの状況を予測し、即座に「行動につなげる態度」の育成～

想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、今回の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

～防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実～

知識と行動は単純に連動するものではない。危険感受性や危険予測を知識として与えただけでは、行動に対して責任をもてないことから行動に結びつきにくい。行動につなげるためには、知識を主体的に学び、児童生徒等が自ら気付きを得るよう指導していく。

また、今回の東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

(2) 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されている。進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

2 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

3 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第4 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

施設危機管理計画作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。
ア 災害管理に関する事項
・ 防災のための組織作り、連絡方法の設定
・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
・ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定
・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
イ 災害に関する組織活動
・ 地域社会と連携した周辺危険個所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施
・ 職員を対象とした防災に関する研修
・ 利用者に対する防災情報提供

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家

に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第5 文化財

市内の文化財の現況は、資料編のとおりである。

<資料編 ・文化財指定の状況(P 387)>

1 文化財の保護管理体制

法令により指定されている文化財の保護管理は、所有者あるいは管理責任者が行うが、国指定文化財に対しては文化庁が、県指定文化財に対しては県教育委員会が必要な命令（国指定のみ）、勧告又は指示を行う。市指定文化財においては、真岡市文化財保護条例（昭和51年条例第29号）に基づき保護にあたる。

2 文化財災害予防対策

(1) 文化財の災害は、台風・地震・落雷・火災などによりもたらされることが予想される。特に、文化財は可燃物が多く火災によって被害を受ける危険性が高いので、所有者あるいは管理責任者は次の点に留意して防火対策を推進する。

ア 火災予防体制の確立

(ア) 防火管理体制の確立

(イ) 環境の整理整頓

(ウ) 火気使用の制限

(エ) 火災発生の危険性が高いものの早期発見と改善

(オ) 火災予防に対する警戒

イ 防火設備の設置

(ア) 消火設備（消火器、簡易消火用具、屋内及び屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、動力消防ポンプ設備）

(イ) 警報設備（自動火災報知設備、電気火災警報設備、消防機関へ通報する設備、非常警報器具又は設備）

(ウ) その他の設備（避雷装置、消防用水、消防進入道路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸）

ウ 自衛消防組織の確立とその訓練方法

エ 火事を発見した場合の取るべき措置

(2) 市は、文化財についての防火思想を普及し、防災体制を強化するため、所有者・管理者・防火管理者に対する助言と指導を行うものとし、文化財防火デー（1月26日、昭和24年法隆寺金堂の壁画が焼損した日）を中心として、防火訓練を実施する。

第 2 1 節 相互応援体制の整備

市の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、協定市町間等における支援部隊や物資等の相互応援体制を整備する。

第 1 「災害時における市町村相互応援に関する協定」の適切な見直し

市のみでは十分な被災者の救援等災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、市は「災害時における市町村相互応援に関する協定」をその後の市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、その運用を図り、県内の市町が連携して、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時の相互応援を可能にする体制の整備に努める。

第 2 近隣市町及び関係機関等との相互応援協定の適切な運用

市は、近隣市町及び関係機関等と次のとおり協定を締結している。

市は、災害時に市のみでは十分な応急活動が実施できない場合に、当該協定締結市町及び関係機関等と相互連携のもとに応急活動ができるよう、災害時の必要な応急体制の整備に努める。

(1) 特殊災害消防相互応援協定

(2) 災害時相互応援協定

(3) 災害時等の物資供給等に関する協定

<資料編・災害時における市町村相互応援に関する協定(P 320)>

<資料編・特殊災害消防相互応援協定書(P 325)>

<資料編・災害時における相互応援に関する協定(P 327)>

<資料編・災害時等の物資供給等に関する協定書(P 331)>

<資料編・日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱(P 333)>

<資料編・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(P 336)>

<資料編・災害時の情報交換に関する協定(P 337)>

<資料編・災害時における物資・燃料等の供給協力に関する協定書(P 338)>

<資料編・災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書(P 344)>

第 3 応援の受入れ体制、応援体制の整備

災害発生時に他市町等からの応援が円滑に受け入れられるよう、必要な施設を確保するなど受入れ体制の整備に努める。

また、他市町等からの応援要請等に基づく応援業務が円滑かつ迅速に実施できるよう、応援対策本部の設置、職員の派遣、救援物資の送付等に関する体制の整備に努める。

第 4 緊急消防援助隊受入れ体制

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内における大規模災害時に人命救助活動等を迅速かつ効果的に実施するため創設された緊急消防援助隊が(消防庁長官の要請により)出動した場合、円滑に活動できるよう受入れ体制を整備する。

第5 県との連携強化

市は、県により行われる市防災担当職員に対する説明会、各種防災訓練の合同実施、真岡市地域防災計画の修正における助言・支援等により、市全体の防災力の向上を図るとともに、県と連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

第1 市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は、次によるものとする。

活動体制の種類	災害の態様	体制の概要	配備要員
注意体制	①小規模な災害が発生するおそれがある場合 ②小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	(市民生活部) 安全安心課
警戒体制	①中規模な災害が発生するおそれがある場合 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合(台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等)	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	(市民生活部) 安全安心課 (総務部) 総務課 (産業環境部) 農政課 (建設部) 建設課、都市計画課、区画整理課、下水道課 (水道部) 水道課
第1非常体制	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	(市民生活部) 安全安心課 (総務部) 総務課、秘書課、企画課 (健康福祉部) 健康増進課、福祉課、社会福祉協議会 (産業環境部) 農政課、商工観光課、環境課 (建設部) 建設課、都市計画課、区画整理課、下水道課 (水道部) 水道課 (消防本部) (教育委員会) 学校教育課 生涯学習課、文化課 学校給食センター
第2非常体制	災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合	市の全組織をあげて災害応急対応を実施する体制	全職員

第2 注意体制

気象注意報・警報が発令され、小規模な災害発生のおそれがある場合、又は発生した場合、この体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- 1 気象情報の収集
- 2 被害情報の収集

- 3 被害情報を県へ報告
- 4 必要に応じて関係課への通報
- 5 必要に応じて市長・副市長等への報告
- 6 災害応急対策（小規模）
- 7 上位体制への移行の検討

第3 災害警戒本部の設置

中規模な災害発生のおそれがある場合又は発生した場合において必要と認めるとき、この体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

1 災害警戒本部の設置

災害対策本部の設置に至るまでの措置、及び本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 市内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発せられる等、中規模な災害発生のおそれがあるとき。
- イ 市内に中規模な災害が発生したとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、真岡市役所内に設置し、事務局は安全安心課が運営する。

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- ア 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- イ 災害対策本部の設置に関すること
- ウ 災害応急対策の実施に関すること

(4) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

第4 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、この体制に該当する職員は、直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。

1 真岡市災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条及び真岡市災害対策本部条例並びに真岡市地域防災計画に基づき、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

- ア 市内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合
- イ 市内に大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

ウ 市内に災害救助法が適用されたとき、又はこれに準ずる災害が発生したとき。

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、真岡市役所内に設置し、事務局は安全安心課が運営する。ただし、市役所庁舎が使用不能になった場合は、次の施設を代替場所とし、職員及び関係者に周知する。

名称	所在地	電話番号
真岡消防署	真岡市荒町107-1	0285-82-3161

(3) 他の災害対策本部組織の統合

災害対策本部が設置されたとき、他の災害対策組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組む。

(4) 県現地対策本部との連携

災害対策本部を設置し、県の現地災害対策本部が設置された場合には、情報交換等連絡を密にし、相互に連携をとって業務にあたる。

<資料編・真岡市災害対策本部条例(P 355)>

(5) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたととき解散する。

(6) 災害対策本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に通報するとともに、庁内及び市民に対し、市防災行政無線、広報車、ホームページその他确实迅速な方法で周知するものとする。

通 報 先	方 法
防 災 会 議 委 員	電話、電報、口頭
県 知 事	県防災行政ネットワーク、電話、電報、口頭
真 岡 警 察 署	県防災行政ネットワーク、電話、電報、連絡員
長 田 交 番	電話、電報、連絡員
真 岡 駅 交 番	電話、電報、連絡員
飯 貝 駐 在 所	電話、電報、連絡員
小 林 駐 在 所	電話、電報、連絡員
下 籠 谷 駐 在 所	電話、電報、連絡員
中 駐 在 所	電話、電報、連絡員
西 田 井 駐 在 所	電話、電報、連絡員
久 下 田 駐 在 所	電話、電報、連絡員
さ くら 駐 在 所	電話、電報、連絡員
物 井 駐 在 所	電話、電報、連絡員
長 沼 駐 在 所	電話、電報、連絡員

通 報 先	方 法
隣 接 の 市 町 長	県防災行政ネットワーク、電話、電報、口頭
市 の 関 係 機 関	口頭、電話、庁内放送、防災行政無線（移動系無線、戸別受信機）
芳 賀 地 区 広 域 行 政 事 務 組 合 消 防 本 部	県防災行政ネットワーク、口頭、電話、防災行政無線（移動系無線、戸別受信機）
報 道 機 関	口頭、文書、電話、電報

2 本部の組織図

本部の組織図は、本節末尾に掲げる別表1のとおりとする。

3 災害対策本部の運営

本部及び各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

また、災害時における迅速かつ的確な応急活動等を行うために事務局及び各部各班の業務について定める「災害時応急活動マニュアル」について必要に応じた見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

(1) 本部の業務

本部は、次の災害対策業務を実施する。

- ア 災害救助法の実施に関する事。
- イ 災害予防及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成
- ウ イで作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施
- エ 災害に関する情報の収集
- オ 本部の活動体制に関する事。
- カ 現地本部の活動体制に関する事。
- キ 関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整
- ク 県及び他市町への応援要請に関する事。
- ケ 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関する事。
- コ 応援に関する事。
- サ 災害広報に関する事。
- シ 災害対策本部の解散に関する事。
- ス その他重要な事項に関する事。

(2) 本部員会議

ア 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部付（教育長）及び本部員（各部長、各課長、消防本部（消防長、消防次長、各課長、真岡消防署長））で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部員会議の開催

(ア) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部員会議を招集するものとする。

(イ) 本部員は、本部員会議の開催を求める場合、その旨を市民生活部長に申し出るものとする。

ウ 本部員会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制に関すること。

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

(エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 協議事項の実施

本部員会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図るものとする。

オ 本部員会議の庶務

本部員会議の庶務は、安全安心課が担当する。

(3) 班長

別表1 災害対策本部組織図のとおり、班に班長を置き、班長は次の業務を実施する。

ア 職員移動の所属班への伝達に関すること。

イ 班に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関すること。

ウ 職員動員の班員への伝達に関すること。

(4) 本部の事務分担

本部は、本節末尾に掲げる別表2の事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

ただし、災害対策上、早急に対策を実施しなければならない場合には、本部長の指示により相互の対策にあたる。

(5) 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。なお、この順位は、本部設置前の段階においても同様とする。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

第5 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備体制にしたがって、次の動員計画により職員の動員を行う。

1 動員体制の整備

(1) 各所属長は、職員一人ひとりに業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における動員計画表、連絡系統図等を作成し、確実な動員体制を整備する。

(2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において動員の伝達を受けたときは、直ちに登庁する。

2 消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策実施状況等に応じて、本部長（市長）は消防団長に命令することがある。

3 動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、市民生活部長は、本部長（市長）が決定した非常配備を、各部長にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

イ 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

ウ 市民生活部長は、消防団長に非常配備を伝達する。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

ア 夜間

(ア) 警報又は異常な情報を受理した場合、消防本部から担当職員（安全安心課消防防災係）に連絡が入り、担当職員は市民生活部長に連絡する。

(イ) 市民生活部長は、本部長（市長）に報告して指示を受け、各部長に伝達するものとする。

イ 休日

(ア) 警報又は異常な情報を受理した場合、当直者は、市民生活部長に連絡する。

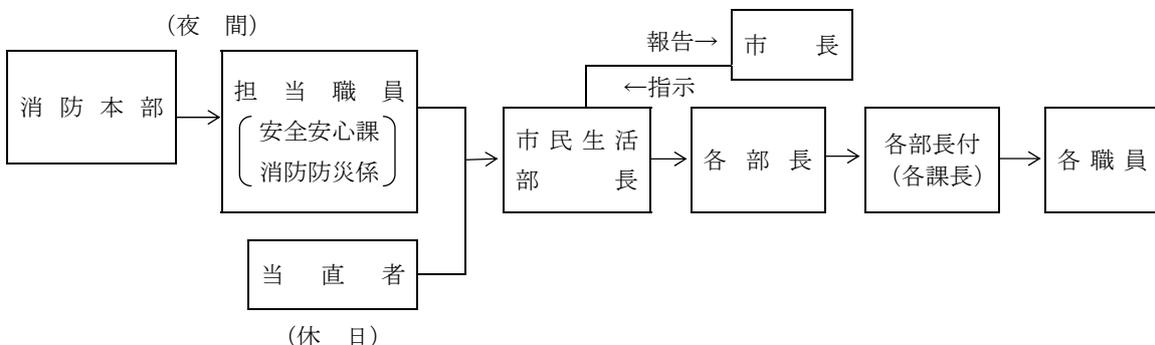
(イ) 市民生活部長は、本部長（市長）に連絡して指示を受け、各部長に伝達するものとする。

4 動員配備の伝達系統図

(1) 勤務時間内



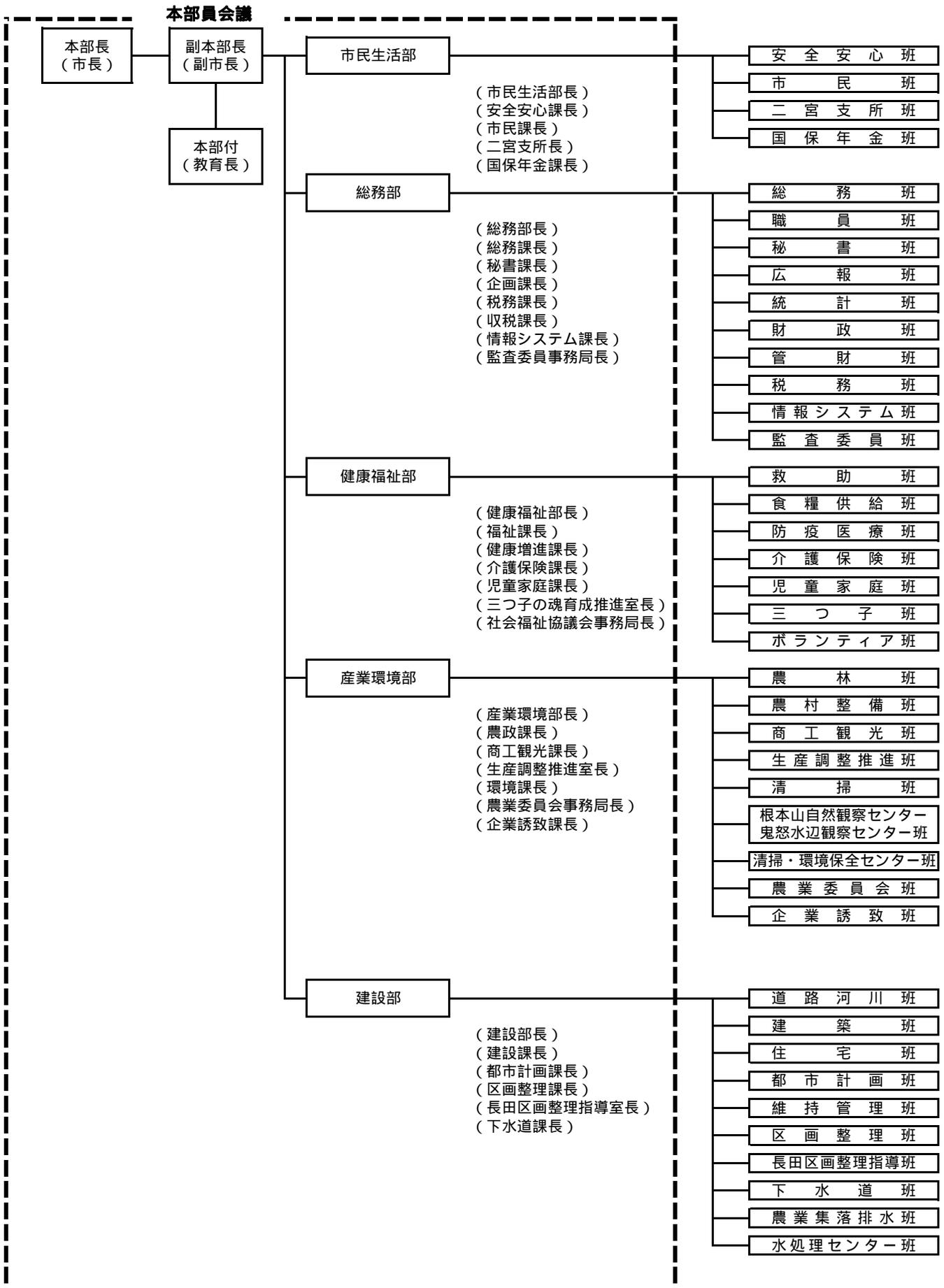
(2) 勤務時間外

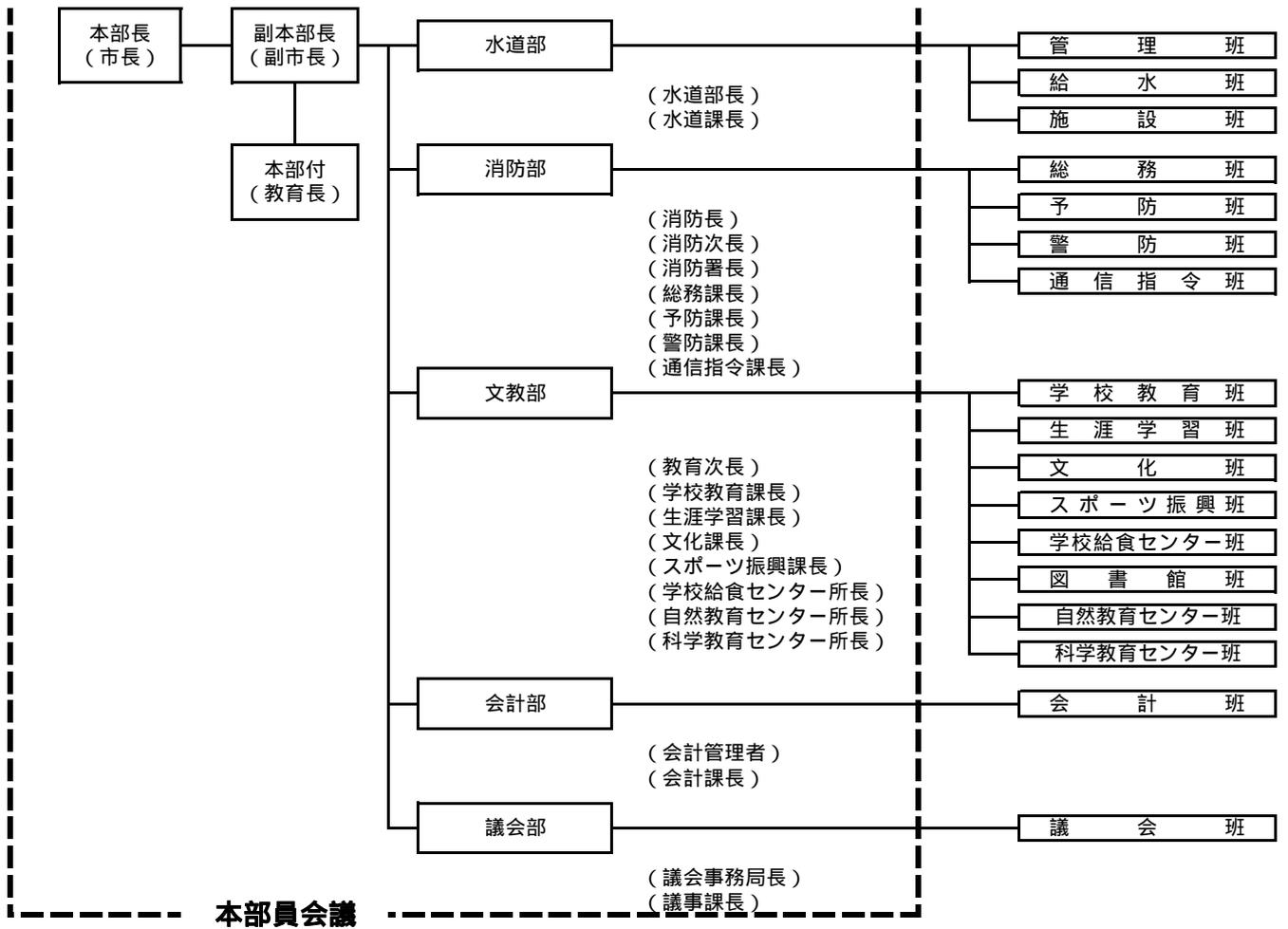


5 職員の待機

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

別表1 災害対策本部組織図





別表2 災害対策本部事務分掌

本部長：市長 副本部長：副市長 本部付：教育長

部 ◎部長 ○部長付	班	担当 (◎班長、○副班長)	分 掌 事 務
市民生活部 ◎市民生活部長 ○安全安心課長 ○市民課長 ○国保年金課長 ○二宮支所 所長	安全安心班	安全安心課 ◎消防防災係長 ○生活安全係長 ○交通安全係長 ○国際交流係長 ○外国人相談係長	1 災害対策本部の設置に関する事 2 関係機関との連絡並びに各部及び部内各班の連絡調整に関する事 3 災害対策本部長の命令伝達に関する事 4 災害対策本部の本部会議の庶務に関する事 5 現地対策本部に関する事 6 救援物資等の総合調整に関する事 7 相互応援協定に基づく応援の要請並びに県又は指定行政機関等に対する派遣の要請幹旋に関する事 8 消防団に関する事 9 水防計画に関する事 10 自衛隊、救護班等の派遣要請その他知事への応援要請の総轄に関する事 11 家屋の被害調査に関する事 12 罹災証明の発行に関する事 13 避難情報等（防災行政無線、緊急速報メール等）の発信に関する事 14 備蓄品（飲料水、非常食品等）の確保に関する事 15 災害時の輸送に関する事 16 交通安全の保持に関する事 17 交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示に関する事 18 放射線量に関する事 19 他の所管に属さない事
	市民班	市民課 ◎窓口係長 ○戸籍係長	1 災害時の住民基本台帳事務に関する事 2 市民からの照会、安否問い合わせ、要請等窓口対応に関する事 3 遺体安置場所の開設に関する事 4 死者の収容及び埋火葬に関する事
	二宮支所班	二宮支所 ◎市民窓口係長 ○税務収納窓口係長 ○福祉国保窓口係長	1 災害時の住民基本台帳事務に関する事 2 市民からの照会、安否問い合わせ、要請等窓口対応に関する事 3 二宮支所の被害状況の調査及び報告に関する事
	国保年金班	国保年金課 ◎国民健康保険係長 ○国民年金係長 ○高齢者医療係長 ○保険税係長	1 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事

総務部 ◎総務部長 ○総務課長 ○秘書課長 ○企画課長 ○税務課長 ○収税課長 ○情報システム課長 ○監査委員事務局長	総務班	総務課 ◎総務文書係長 ○契約検査係長	1 災害救護等に関し、市民組織への協力要請に関する事 2 災害状況の取りまとめに関する事 3 記録の保存に関する事 4 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
	職員班	総務課 ◎人事給与係長 ○研修厚生係長	1 災害対策本部職員の動員及び調整に関する事 2 災害対策本部の人事に関する事 3 災害対策本部員の服務に関する事 4 職員の罹災状況の把握に関する事 5 職員の福利厚生に関する事
	秘書班	秘書課 ◎秘書政策係長	1 災害対策本部長の秘書に関する事 2 災害見舞視察者に関する事 3 災害功労者の表彰に関する事
	広報班	秘書課 ◎広報広聴係長	1 災害広報に関する事（いちごテレビ利用含む） 2 報道機関に対する情報提供及び連絡調整に関する事 3 災害関係の写真等の収集、記録保存に関する事
	統計班	企画課 ◎統計係長	1 災害関係文書、物品の收受、配布及び発送に関する事 2 災害情報の収集及び被害状況報告の受理並びに災害調査報告に関する事
	財政班	企画課 ◎財政係長 ○企画調整係長	1 災害予算の編成並びに救助及び復旧資金の調達斡旋に関する事 2 救助その他緊急措置の際の公用負担に係る損失補償額の裁定に関する事 3 金銭及び物品出納に関する事
	管財班	企画課 ◎管財係長	1 市有財産の災害対策に関する事 2 庁内の電力及び燃料確保に関する事 3 庁内の電話に関する事 4 庁内の発電機の整備に関する事 5 市有車両の災害対策のための配車に関する事
	税務班	税務課 ◎諸税係長 ○市民税係長 ○固定資産税係長 収税課 ○収税係長 ○収納対策係長	1 被災世帯の調査報告に関する事 2 市税の減免に関する事 3 市税の徴収猶予及び申告等の期限の延長に関する事 4 市税の納税証明に関する事
	情報システム班	情報システム課 ◎地域情報係長 ○行政情報係長	1 情報通信ネットワーク及びコンピューターシステムの復旧に関する事 2 広報班の業務のうち、パソコン等を利用した市民への災害情報の提供に関する事
	監査委員班	監査委員事務局 ◎事務局次長	1 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事

健康福祉部 ◎健康福祉部長 ○福祉課長 ○健康増進課長 ○介護保険課長 ○児童家庭課長 ○三つ子の魂育成推進室長 ○社会福祉協議会事務局長	救助班	福祉課 ◎高齢者福祉係長 ○障害者福祉係長 ○地域支援係長 ○ねんりんピック推進係長	1 救助活動に関すること 2 所管建築物の被害調査及び報告に関すること 3 所管建築物の営繕に関すること 4 遺体の捜索及び収容、埋葬に関すること 5 被災者の援護に関すること 6 児童福祉施設の災害対策に関すること 7 被災世帯に対する生活保護法、身体障害者福祉法の適用に関すること 8 被災者の生活資金貸与に関すること 9 避難所の開設運営及び相談所に関すること 10 被災者名簿の作成及び被災証明に関すること 11 義援金及び救援物資に関すること
	食糧供給班	福祉課 ◎保護係長	1 食糧等の供給計画に関すること 2 食糧等の緊急供給に関すること
	防疫医療班	健康増進課 ◎成人健康係長 ○母子健康係長	1 救護班の協力活動に関すること 2 緊急薬品の供給確保に関すること 3 感染症の予防及び感染症患者の隔離に関すること 4 妊産婦の救護並びに傷病者の収容及び応急手当に関すること 5 医療一般に関すること 6 救護所に関すること 7 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること 8 医療機関の被災等情報収集に関すること 9 災害時における防疫に関すること 10 食品の衛生に関すること
	介護保険班	介護保険課 ◎介護保険係長 ○認定審査係長	1 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	児童家庭班	児童家庭課 ◎児童家庭係長 ○保育係長 ○真岡保育所長 ○中村保育所長 ○西田井保育所長 ○物部保育所長	1 児童福祉施設の災害対策に関すること 2 被災児童の保護に関すること 3 被災児童のメンタルヘルスケアに関すること 4 被災者に対する児童扶養手当法の適用に関すること 5 被災地における母子の保護に関すること 6 被災母子世帯に対する母子福祉資金の貸付に関すること 7 幼稚園・保育施設等との連絡調整及び支援活動に関すること
	三つ子班	三つ子の魂育成推進室 ◎次長	1 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
ボランティア班	社会福祉協議会事務局 ◎次長	1 ボランティアの受入れ、支援活動に関すること	

産業環境部 ◎産業環境部長 ○農政課長 ○商工観光課長 ○生産調整推進室長 ○環境課長 ○農業委員会事務局長 ○企業誘致課長	農林班	農政課 ◎農政係長 ○園芸畜産係長	1 農林関係被害の調査及び報告に関する事 2 農業資材の斡旋供給に関する事 3 家畜、家禽の被害状況に関する事 4 飼料等の斡旋供給に関する事 5 被災農家の応急救助に関する事 6 営農資金に関する事 7 市有林の被害調査に関する事
	農村整備班	農政課 ◎農村整備係長	1 農業土木施設の災害対策に関する事 2 農業土木災害の拡大防止措置及び災害復旧工事に関する事 3 農業土木施設被害状況の調査及び報告に関する事
	商工観光班	商工観光課 ◎商業係長 ○観光係長 ○工業係長 ○勤労者係長	1 応急給与物資の調達及び供給に関する事 2 商工観光関係被害の調査及び報告に関する事 3 商工観光施設の応急復旧に関する事 4 商工会議所その他商工団体との連絡調整に関する事 5 被害中小企業者の金融対策に関する事 6 災害対策用資機材の確保に関する事
	生産調整推進班	生産調整推進室 ◎生産調整係長 ○公社指導係長	1 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
	清掃班	環境課 ◎清掃係長 ○環境保全係長 ○環境計画係長 ○公害対策係長 ○ごみ減量係長	1 災害地区の清掃ごみ処理の指導に関する事 2 災害地区のごみ・し尿・死亡獣畜の処理に関する事 3 災害地区のごみ処理等の苦情処理に関する事 4 水質汚染、その他公害に係わる調査及び防止対策に関する事 5 清掃業務計画の総合調整に関する事 6 被災地の動物の保護に関する事
	清掃・環境保全センター班	環境課 清掃センター 環境保全センター ◎次長	1 清掃センター、環境保全センターの被害状況の調査及び報告に関する事 2 清掃センター、環境保全センター施設の復旧に関する事
	根本山自然・鬼怒水辺観察センター班	環境課 根本山自然観察センター 鬼怒水辺観察センター ◎次長	1 根本山自然観察センターの被害状況の把握に関する事 2 根本山自然観察センターの災害対策に関する事 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
	農業委員会班	農業委員会事務局 ◎農地係長 ○農政係長	1 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事
	企業誘致班	企業誘致課 ◎企業誘致係長	1 工業団地の造成現地等の被害状況の把握に関する事 2 工業団地の造成現地等の災害対策に関する事 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関する事

建設部 ◎建設部長 ○建設課長 ○都市計画課長 ○区画整理課長 ○長田区画整理指導室長 ○下水道課長	道路河川班	建設課 ◎管 理 係 長 ○維 持 係 長 ○道 路 建 設 係 長 ○用 地 係 長	1 土木施設の災害対策に関すること 2 土木災害の拡大防止措置及び災害復旧工事に関すること 3 土木施設の危険情報並びに被害状況の調査及び報告に関すること 4 土木関係機関との連絡調整に関すること 5 河川施設等の被害状況の収集及び対策に関すること 6 避難の指示に関すること 7 市道の被災台帳作成に関すること 8 市道の通行禁止・制限等、通行規制に関すること 9 避難道路の選定、確保に関すること 10 交通関係機関との連絡調整に関すること
	建築班	建設課 ◎建 築 係 長	1 所管建築物の被害調査及び報告に関すること 2 所管建築物の営繕に関すること 3 被災宅地危険度判定に関すること 4 震災建築応急危険度判定に関すること
	住宅班	建設課 ◎住 宅 係 長	1 市営住宅の災害対策に関すること 2 被災者に対する復旧補強や融資制度等住宅相談に関すること 3 避難所その他応急仮設住宅の建設に関すること
	都市計画班	都市計画課 ◎計 画 係 長	1 都市計画街路等の災害対策に関すること 2 災害復興都市計画に関すること 3 都市計画に係わる被害情報の取りまとめに関すること
	維持管理班	都市計画課 ◎維 持 管 理 係 長 ○総合運動公園整備係長	1 公園の被害状況の調査及び報告に関すること 2 公園施設の災害復旧工事に関すること
	区画整理班	区画整理課 ◎管 理 係 長 ○中郷・萩田指導係長 ○亀山北指導一係長 ○亀山北指導二係長	1 区画整理地内の土木施設被害状況の調査及び報告に関すること（長田地区を除く） 2 区画整理地内の土木災害の拡大防止措置及び復旧工事に関すること（長田地区を除く） 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	長田区画整理指導班	長田区画整理指導室 ○指 導 一 係 長 ○指 導 二 係 長	1 長田土地区画整理地内の土木施設被害状況の調査及び報告に関すること 2 長田土地区画整理地内の土木災害の拡大防止措置及び復旧工事に関すること 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	下水道班	下水道課 ◎業 務 係 長 ○工 務 係 長 ○維 持 係 長	1 下水道施設被害の調査及び報告に関すること 2 遺体の処理に関すること 3 下水道施設の修理資材の確保に関すること 4 下水道使用料の減免に関すること

	農業集落排水班	下水道課 ◎農業集落排水係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業集落排水施設被害の調査及び報告に関すること 2 農業集落排水施設の復旧に関すること 3 農業集落排水施設の修理資材の確保に関すること 4 汚泥の放射性物質の濃度測定に関すること
	水処理センター班	下水道課 ◎水処理センター 所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水処理場施設の復旧に関すること 2 水処理場施設の応急工事に必要な資材等の調達に関すること 3 汚泥の放射性物質の濃度測定に関すること
水道部 ◎水道部長 ○水道課長	管理班	水道課 ◎庶務係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の災害対策に関すること 2 水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること 3 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること
	給水班	水道課 ◎工務係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の復旧に関すること 2 水道施設の応急工事に必要な資材等の調達に関すること 3 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること
	施設班	水道課 ◎浄水係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 取水、配水施設の復旧に関すること 2 取水、配水施設の応急工事に必要な資材等の調達に関すること 3 放射性物質の濃度測定に関すること
消防部 ◎消防長 ○消防次長 ○消防署長 ○総務課長 ○予防課長 ○警防課長 ○通信指令課長	総務班	消防本部 ◎総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係市町との連絡調整に関すること
	予防班	消防本部 ◎予防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集に関すること 2 被害状況の調査及び収集に関すること 3 関係文書の保存及び災害記録の編集に関すること
	警防班	消防本部 ◎警防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防及び水防資機材の調達に関すること 2 消防隊の総括運用に関すること 3 関係機関への出動要請及び当該機関との連絡調整に関すること 4 警防本部の総括に関すること 5 職員の非常招集に関すること
	通信指令班	消防本部 ◎通信指令課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常情報の受理及び出動指令に関すること 2 非常招集の伝達等に関すること 3 気象情報の収集、記録に関すること
会計部 ◎会計管理者 ○会計課長	会計班	会計課 ◎審査係長 ○出納係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 物品の調達等に関すること 2 支払等業務に関すること 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
議会部 ◎議会事務局長 ○議事課長	議会班	議事課 ◎庶務係長 ○議事調査係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 他市町村議会の視察調査に関すること 2 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること

文教部 ◎教育次長 ○学校教育課長 ○生涯学習課長 ○文化課長 ○スポーツ振興課長 ○第一・第二学校給食センター所長 ○自然教育センター所長 ○科学教育センター所長	学校教育班	学校教育課 ◎庶務係長 ○学校教育係長 ○施設係長	1 公立学校施設の被害調査の把握に関すること 2 公立学校施設の災害対策に関すること 3 学校等に避難所を開設することについての連絡調整に関すること 4 収容施設の供与に関すること 5 被災児童生徒の教育対策に関すること 6 学用品の給与に関すること
	生涯学習班	生涯学習課 ◎生涯学習係長 ○女性青少年係長 ○真岡西分館長 ○山前分館長 ○大内分館長 ○中村分館長 ○二宮分館長	1 公民館、青年女性会館、各分館等の被害状況の把握に関すること 2 公民館、青年女性会館、各分館等の災害対策に関すること 3 公民館等に避難所を開設することについての連絡調整に関すること 4 所管の各種民間団体等との連絡活動に関すること
	文化班	文化課 ◎管理係長 ○文化財係長 ○文化振興係長	1 公立文化財施設及び文化財の被害状況の把握に関すること 2 公立文化財施設及び文化財の災害対策に関すること 3 市民会館の被害状況の把握に関すること 4 市民会館の災害対策に関すること
	スポーツ振興班	スポーツ振興課 ◎管理係長 ○指導係長	1 公立体育施設の被害状況の把握に関すること 2 公立体育施設の災害対策に関すること 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	学校給食センター班	学校給食センター ◎第一次長 ○第二次長	1 炊き出しに関すること 2 災害時における学校給食の対策に関すること 3 学校給食センターの被害状況の把握に関すること 4 学校給食センターの災害対策に関すること
	図書館班	生涯学習課 ◎生涯学習係長 ○二宮分館長	1 図書館の被害状況の把握に関すること 2 図書館の災害対策に関すること 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	自然教育センター班	自然教育センター ◎次長	1 自然教育センターの被害状況の把握に関すること 2 自然教育センターの災害対策に関すること 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること
	科学教育センター班	科学教育センター ◎次長	1 科学教育センターの被害状況の把握に関すること 2 科学教育センターの災害対策に関すること 3 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること

※ 各班の職員の配備は、班長及び副班長の所属下職員とする。

第2節 災害情報収集・伝達対策

市は、気象予警報等が、関係機関、市民に対し迅速に伝達される体制を整備するとともに、災害が発生した場合、速やかな災害情報収集に努め、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 24時間情報収集体制

市は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（市長、副市長、市民生活部長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である安全安心課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 連絡体制

県防災行政ネットワークの気象情報配信システムを活用して気象情報等を、また芳賀地区広域行政事務組合消防本部（以下この節において「消防本部」という。）等から災害情報等を24時間体制で受信し、速やかに職員に伝達する。

市及び消防本部は、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

3 各災害対策関係課の体制

(1) 緊急登庁体制

各災害対策関係課職員（各部局）は、災害発生後災害時応急活動マニュアルその他部局の定めに基づき登庁し、被害情報の収集にあたる。

(2) 連絡体制

災害等の状況に応じ、関係機関等からの情報収集を行うとともに、消防防災課に被害情報等を報告する。

また、必要に応じて国（国土交通省外）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

4 携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話等を活用し、防災メール・職員参集メール等により、

災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討していく。

5 休日等における自然災害被害に関する情報収集

市は、初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯において、迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を市職員からの通報により収集し、重要な情報は迅速に各消防や県警察本部に情報提供を行う。

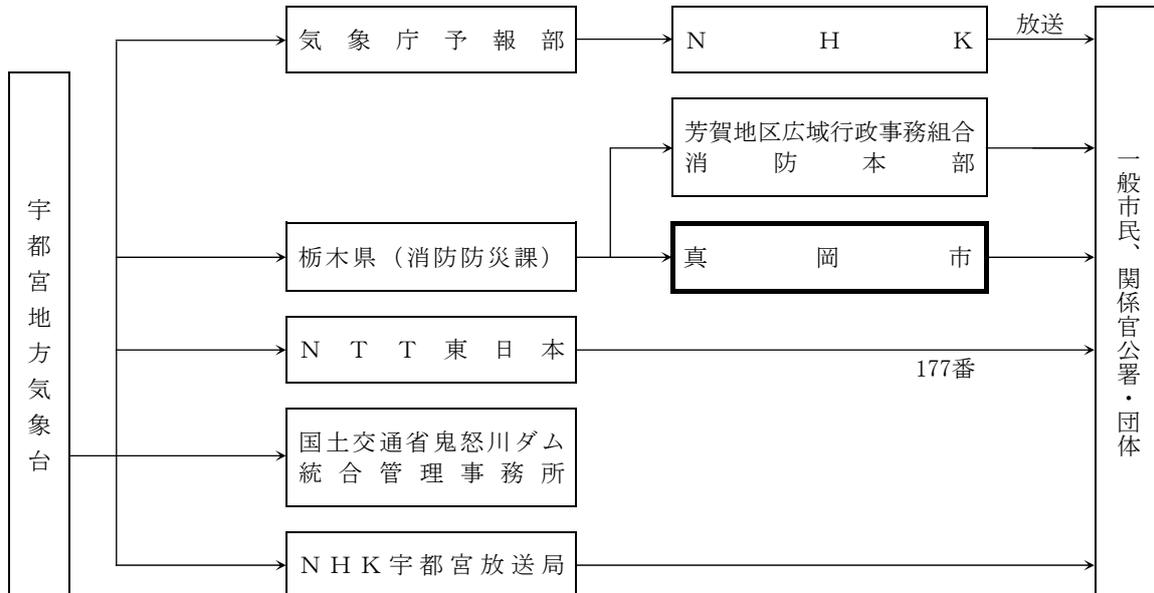
第2 災害情報収集・伝達系統

1 注意報、警報

気象業務法に基づき、災害の起こるおそれのある場合において、宇都宮地方気象台が防災関係機関並びに一般の注意・警戒をうながすために発表する。その種類及び基準は資料編に掲げるとおりである。

<資料編・宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準（P 392）>

(1) 気象警報・注意報の伝達系統



(2) 市における措置

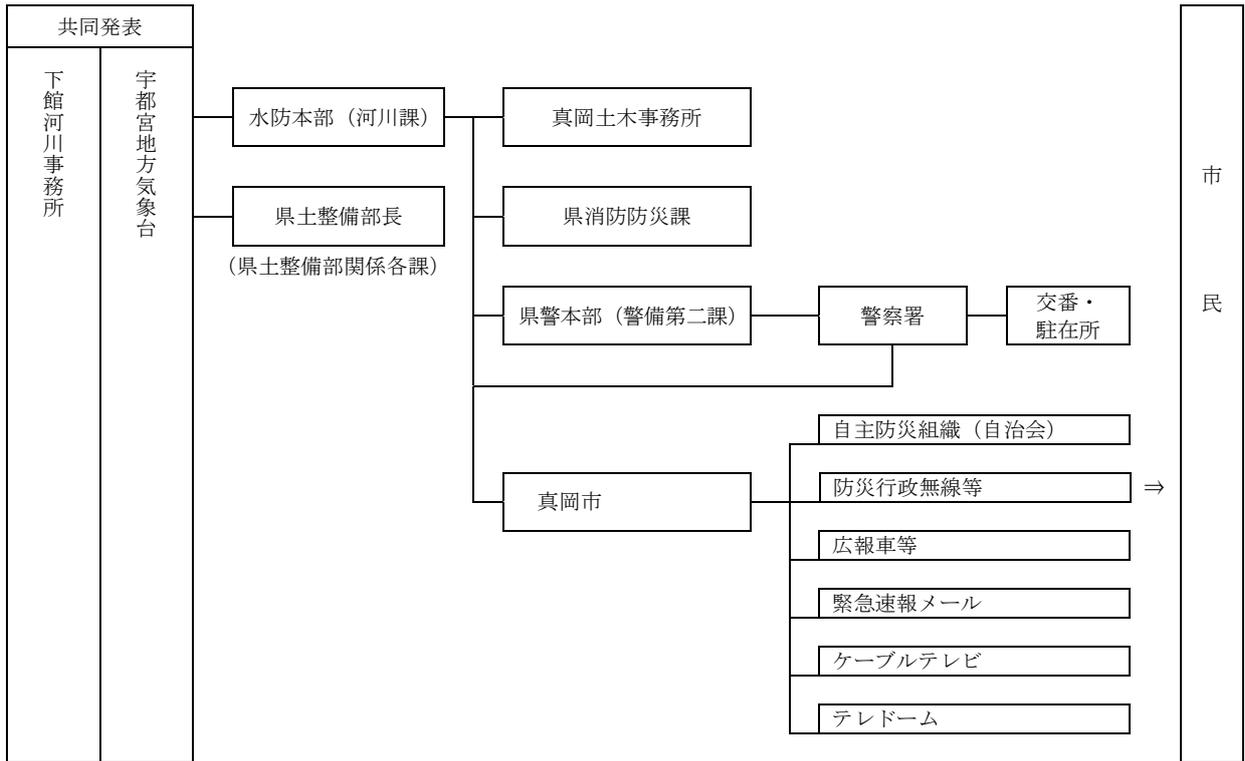
市は、県からの通報あるいはラジオ、テレビ放送等によって注意報、警報等を知ったときは、必要に応じて関係団体、市民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

2 指定河川の洪水予報

(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（鬼怒川、小貝川）について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。

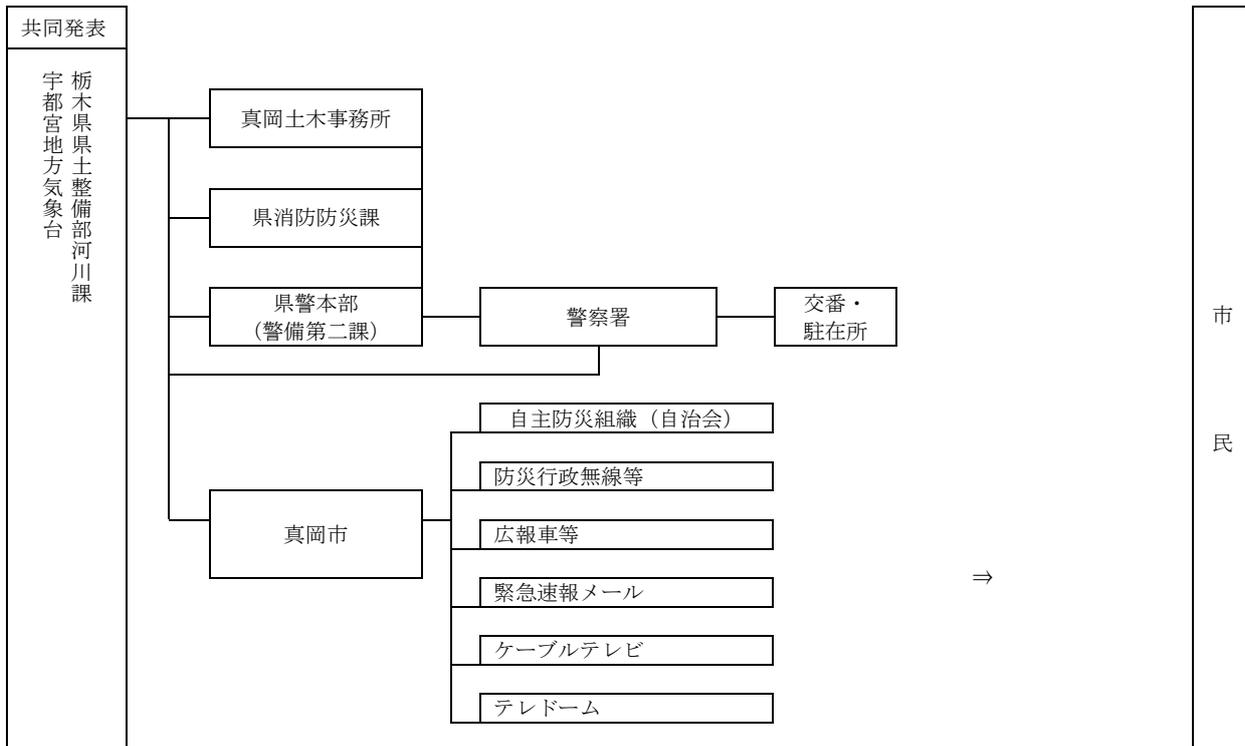
< 指定河川の洪水予報等の伝達系統（鬼怒川、小貝川洪水予報） >



(2) 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、栃木県知事が定める河川（五行川）について、栃木県河川課と宇都宮地方気象台が共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。

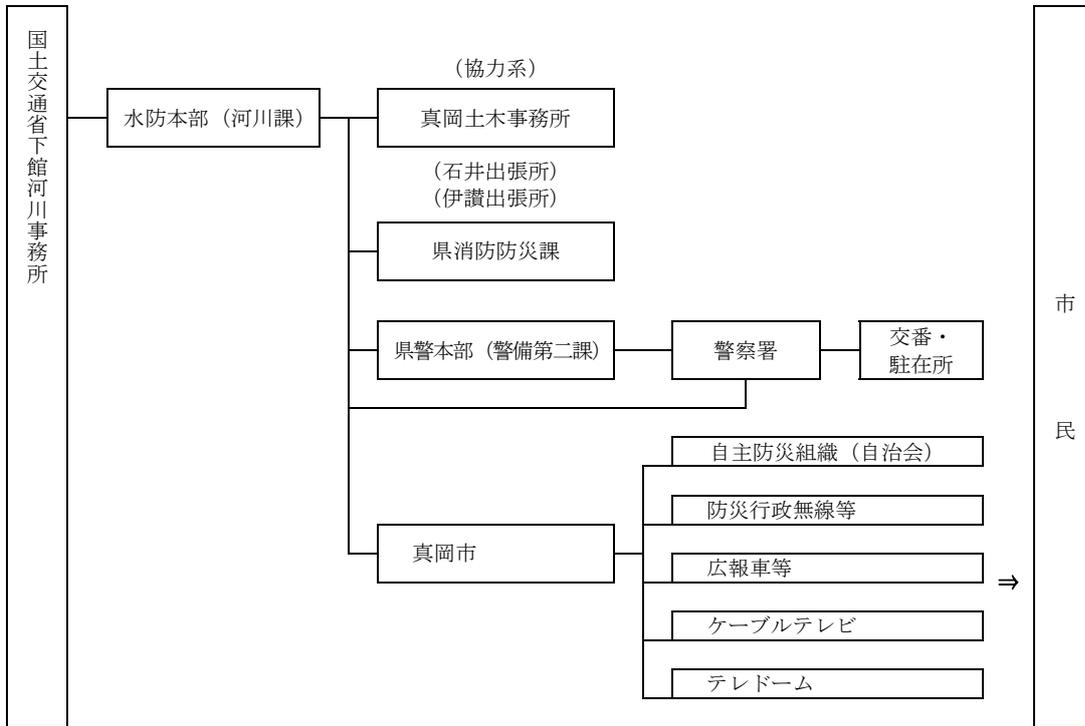
< 指定河川の洪水予報等の伝達系統（五行川洪水予報） >



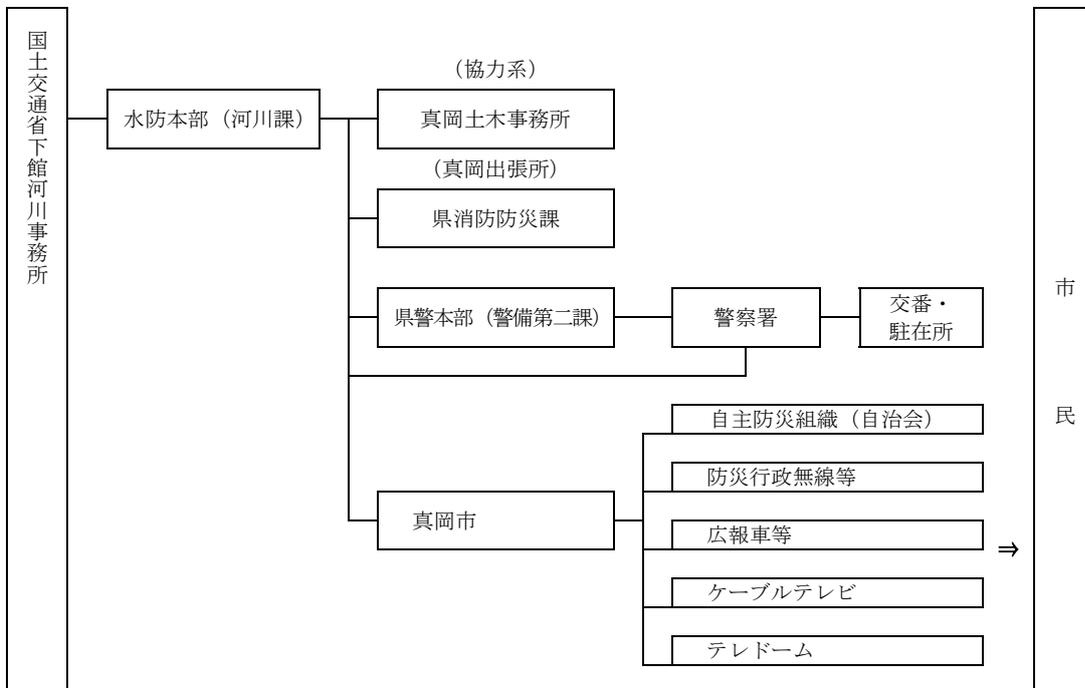
3 水防警報

(1) 国土交通大臣が行う水防警報伝達系統

<河川名（基準地点）：鬼怒川（石井（右））>

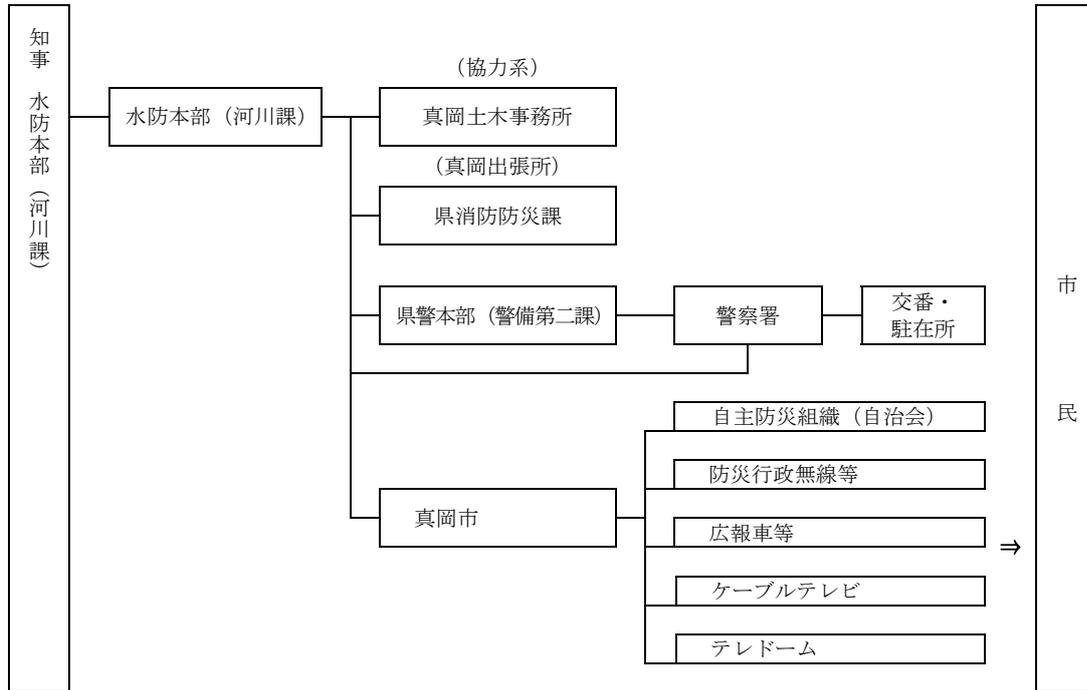


<河川名（基準地点）：小貝川（三谷）>



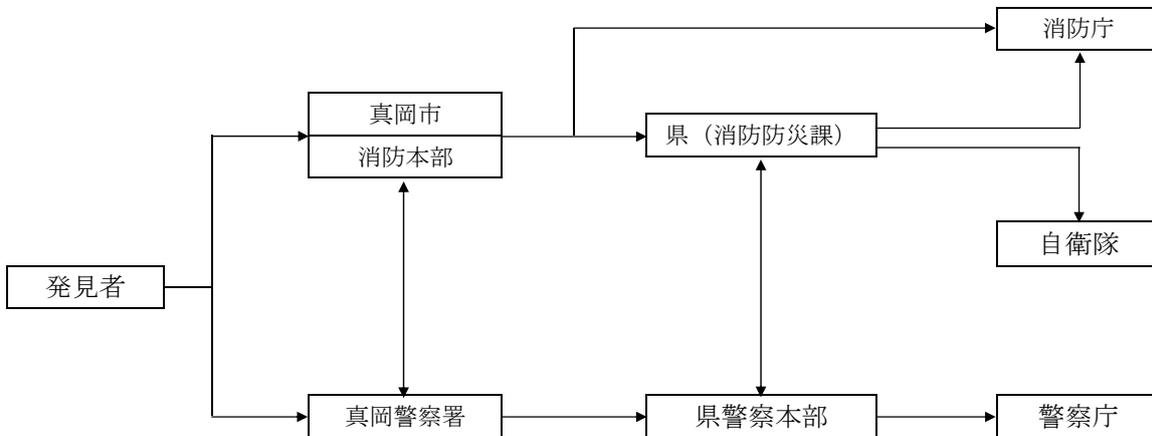
(2) 栃木県知事が行う水防警報伝達系統

<河川名（基準地点）：小貝川（益子・鉄道橋下）、五行川（真岡・妹内橋）>



4 大規模火災

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



5 林野火災

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

市及び消防本部は、林野火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

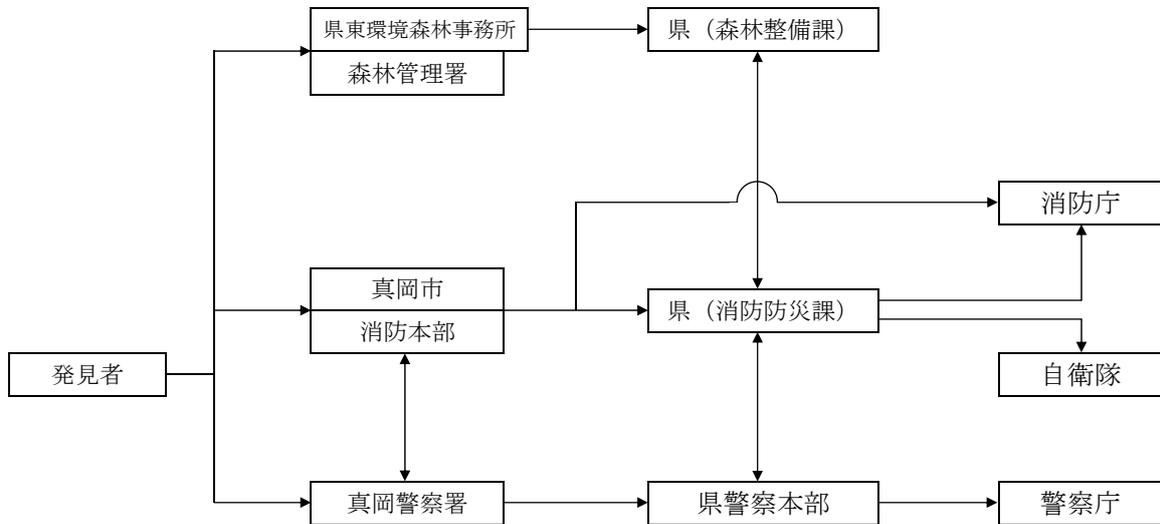
なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるように

なった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 異常現象発見者の通報

1 発見者の通報義務 (災害対策基本法第54条第1項)

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報する。

2 災害危険区域住民の通報

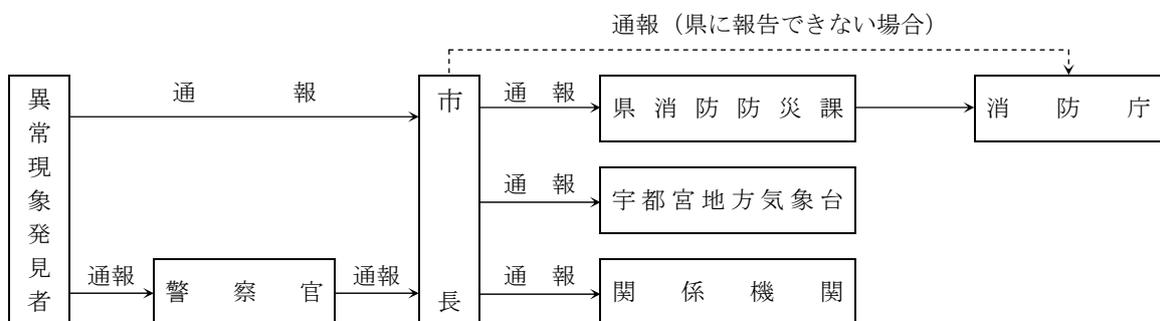
急傾斜地等災害危険区域の市民に危険区域の監視を依頼し、異常現象を発見した場合は、市、県 (真岡土木事務所)、警察に通報される体制を整備する。

3 市長、警察官の処置 (災害対策基本法第54条第3項・第4項)

(1) 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長へ通報する。

(2) 異常現象や災害による被害の通報を受けた市長は、地域防災計画の定めるところにより、被害状況を調査し、その状況を直ちに県 (消防防災課)、宇都宮地方气象台、関係機関に通報する。

ただし、県に報告できない場合は、国 (総務省消防庁) へ直接通報する。



第4 被害状況等の情報収集・伝達

1 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位の状況
- (3) 市民の生命財産の安否の状況、市民の避難状況
- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 避難行動要支援者関連施設の被害状況

(避難行動要支援者関連施設)

児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その他救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項

第5 情報の報告

1 市、消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、「火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県（直接即報基準に該当する場合は第一報を国（総務省消防庁）にも）に報告する。報告に際し、市は、消防本部と相互に情報交換するなど連携を図るものとする。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

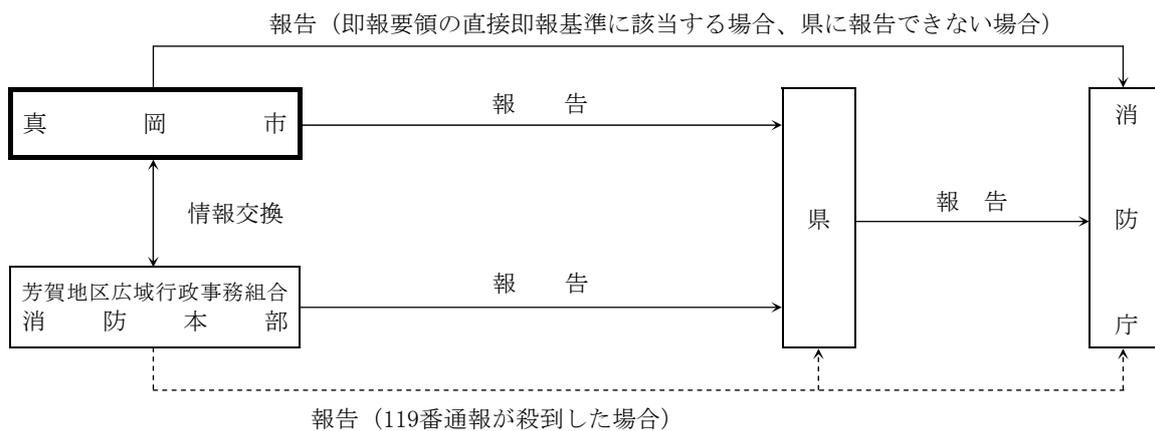
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(1) 県の連絡先

		終 日	
栃木県消防防災課		(N T T 回線)	
(防災行政ネットワーク)			
	500—2136	028—623—2136	
	500—2146 (F A X)	028—623—2146 (F A X)	

(2) 消防庁の連絡先

回線別	区分	平日 (9:30~18:15)	左記以外
		※応急対策室	※宿直室
N T T 回線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	88—048—500—90—49013	88—048—500—90—49102
	F A X	88—048—500—90—49033	88—048—500—90—49036



なお、火災・災害等即報要領に基づく基準については、資料編のとおりである。

<資料編・栃木県火災・災害等即報要領 (P 368) >

<資料編・栃木県火災・災害等即報要領における報告様式 (P 380) >

<資料編・即報基準一覧 (P 385) >

- 2 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

第3節 通信確保対策

災害時の通信手段として、有線電話が電話線の切断や輻そう等による混乱で使用できない場合の通信連絡は、市防災行政無線、県防災行政ネットワークのほか広報車で行い、また関係機関の各種通信施設を有効に利用して、通信の確保を図る。

第1 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区分	通信手段	説明
市防災行政無線		真岡市において、局の移動局により災害情報の収集、131の屋外拡声子局及び戸別受信機により地域住民への伝達を行う無線設備
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う
N T T	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社に協議して事前に設定する）
	非常・緊急通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関係機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要。）
N T T ドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社N T Tドコモと協議して事前に設定する。）
	エリアメール	災害時に防災・避難情報を市内域にメール配信
K D D I	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機
ケーブルテレビ		災害時に番組を変更し、防災・避難情報を放送
テレドーム		N T Tコミュニケーションズが提供する電話網を利用した大量情報提供サービス
その他	消 防 無 線	消防機関の設置する無線設備
	警 察 通 信	県警察専用電話及び無線通信
	非 常 通 信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	企 業 局 無 線	県企業局の設置する無線通信

< 資 料 編 ・ 防災行政無線局回線構成 (P 411) >

第2 通信施設の利用方法

1 市防災行政無線

市公用車、消防団車両に搭載されている移動系無線により、災害情報の収集、災害現場との通信を行う。

同報系無線（屋外拡声子局、戸別受信機）により、地域住民に対し、災害情報・避難勧告等の伝達を行う。

2 県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関、警察等との通信は、栃木県防災行政ネットワークを活用して行う。

3 NTT・NTTドコモ

災害時優先電話、非常・緊急通話用電話により、災害情報の収集、災害現場との交信を行う。
エリアメールにより、市内区域内に、災害情報・避難勧告等の伝達を行う。

4 ケーブルテレビ（いちごてれび）

光ケーブルなどを使用した専用ケーブルで、各家庭のテレビまで届けるシステム。市の正確な情報を画像で提供し、迅速・正確に伝達する。

5 テレドーム（防災行政無線情報）Tel0180-992-525 テレドーム（火災情報）Tel0180-992-118

NTTコミュニケーションズが提供する電話網を利用した大量情報提供サービスであり、1本の音源用回線で、同時にたくさんの人に情報を提供する。

6 消防無線の利用

消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（県波152.77MH）で行うものとする。

7 警察通信設備の利用

市は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力(W)	設置場所（電話番号）
栃木県	移	もおかけんぜい541	24K3GID	5	荒町5197 真岡県税事務所 (0285-82-2135)
栃木県	移	ぼうさいもおかどぼく543	24K3GID	5	荒町1171-4 真岡土木事務所 (0285-83-8301)
栃木県	移	うつのみやりんむ502	24K3GID	5	田町1568 県東環境森林事務所 (0285-81-9001)
真岡市	基	ぼうさいもおか	F 3 E	5	荒町107-1 芳賀地区広域行政事務組合消防本部 (0285-82-3161) 荒町5191 真岡市役所（遠隔制御局） (0285-82-1111)
真岡市	移	もおか1～もおか7013 にのみや1～にのみや115	F 3 E	1～10	荒町5191 真岡市役所（遠隔制御局） (0285-82-1111)
芳広事組	基	しょうぼうはがもおか	F 3 E	10	荒町107-1 芳賀地区広域行政事務組合消防本部 (0285-82-3161)
芳広事組	移	もおかしき1 もおかささつ1 もおかしざい1 もおかタンク1.2 もおかポンプ1 もおかはしご1 もおかかがく1 もおかきゅうじょ1 もおかこうほう1 もおかきゅうきゅう1 もおかきゅうきゅう2	F 3 E	10	”
芳広事組	移	にししき1 にしタンク1 にしきゅうきゅう1	F 3 E	10	長田1974-4 真岡消防署真岡西分署 (0285-83-2424)
芳広事組	移	にのみやしき1 にのみやタンク1 にのみやきゅうきゅう1	F 3 E	10	久下田1241-1 真岡消防署二宮分署 (0285-74-0537)

国土交通省	固	けんせつもおか	G 7 W	0.079	田町1517 下館河川事務所真岡出張所 (0285-83-2817)
東電	基	とうでんもおか	F 3 E	10	荒町5130 東京電力真岡営業センター (0285-82-2155)
東電	移	とうでんもおか1~18	F 3 E	10	〃
NTT	移	でんでんとちぎ3604.3605	G 9 W	10	長田129-3 NTT-ME栃木真岡メンテナンス営業 (0285-83-9711)

8 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発信・受信

非常通信は、無線局の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等に依頼する。

<資料編・栃木地区非常通信協議会構成表(P 419)>

(3) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名(職名)明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入し、発信人の住所、氏名(職名)、電話番号を記載する。

(4) その他の無線局の利用

官公庁、企業、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

第3 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

なお、市は、必要に応じて、真岡ケーブルテレビにも放送を依頼する。

第4節 広報対策

市は、災害時に県や防災関係機関と相互に連携して、市民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

第1 広報実施体制

総務部広報班は、各部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、広報活動を行うものとする。

第2 市民への広報内容

市は、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 災害の規模、被害の状況に関する事項
- 2 避難勧告・指示に関する事項
- 3 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- 4 医療救護活動に関する事項
- 5 交通規制等に関する事項
- 6 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- 7 保健衛生に関する事項
- 8 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- 9 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- 10 ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- 11 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- 12 その他関係機関の応急対策に関する事項
- 13 個人の防災心得等人心の安定のために必要な事項
- 14 その他必要な事項

第3 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止に必要な注意事項をとりまとめ、市防災行政無線、緊急速報メール、広報車によって広報する。

第4 被害発生後の広報

市は、市民生活の混乱を防止し、人心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害状況や応急対策状況などについて具体的にわかりやすく広報する。また、市民への協力要請事項についても広報する。

なお、広報車を利用する際は、道路の規制状況を把握するとともに、各地区ごとに分担を定め、効率的な広報を行う。また、広報を行うにあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区の必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

第5 災害情報等の伝達

1 報道関係を通して行う災害情報等の提供

報道する事項について本部員会議に諮ったうえ、報道機関を通じて提供するものとする。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。

2 一般市民、被災者に対する伝達

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ伝達する。

なお、視覚・聴覚障がい者や外国人（日本語の理解が十分でない者）等避難行動要支援者には、ボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配布するなど、避難行動要支援者に配慮するものとする。

- (1) 市防災行政無線
- (2) 緊急速報メール
- (3) 市有広報車の現地派遣
- (4) 壁新聞、ポスター等の貼付又は配布
- (5) 自治会を通じた周知
- (6) 市のホームページによる広報
- (7) ケーブルテレビ（いちごてれび）

3 避難行動要支援者に対するもの

特に必要がある場合は、消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、福祉関係者（民生・児童委員、障害者相談員等）等の協力を得て行うものとする。

<有効な伝達手段及びその特色>

伝達手段	特色
広報車	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
掲示板	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
市のホームページ及びインターネット	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。特に聴覚障がい者に有効。また、遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能。また、市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能
市防災行政無線	災害や、二次災害の発生するおそれがある場合には、避難命令情報を素早く正確に知ることができる。
緊急速報メール	災害時、市内域に災害情報や避難情報等を迅速に一斉配信する。
ケーブルテレビ	災害情報や避難情報等を画像で提供し、迅速・正確に伝達できる。

第6 広報写真の収集

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真は、各関係機関で積極的に収集するとともに、市民の撮影した写真にも留意する。

第7 災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」(※1)をNTT東日本(株)が、「災害用伝言板」(※2)をNTTドコモ、KDDI等携帯電話各社が開設するので、活用方法を広報誌への掲載、市役所・避難所等への掲示等により市民に周知させる。

※1 日本国内で大規模な災害が発生した場合に、声の伝言板の役割を果たすNTT東日本等が提供するシステムで、災害時の安否確認等による電話の輻そう状態に対処する。

※2 日本国内で震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板を果たす携帯電話各社が提供するシステムで、一種の電子伝言板(BBS)で、災害時の安否確認等による電話の輻そう状態に対処する。

第5節 災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂くずれ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な措置を実施する。

第1 監視、警戒

- 1 市、消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

(1) 警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 市民の動向
- オ その他発災防止上必要な事項

(2) 災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水の状況
- エ 崖崩れ、地滑り等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況
- カ 道路、交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項

- 2 水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- (1) 堤防の溢水状況
- (2) 堤防の亀裂、崩壊
- (3) 水門、ひ門等の漏水、扉の締め具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、はん濫注意水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、消防団、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、市民に

対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市長）、消防団の長、消防本部は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

1 非常配備

(1) 水防管理者が管下の消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- イ 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- ウ 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

(2) 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

(3) 消防機関

ア 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

イ 準備

河川の水位が水防団待機水位に達し、かつ上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

- a 消防団員は所定の詰所に集合する。
- b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画。
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し水門等の開閉準備をする。

ウ 出動

河川の水位がはん濫注意水位に達したとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めたときは、ただちに管下水防機関をしてあらかじめ定めた計画に従い警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、市長（水防管理者）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

第1次出動

水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所早期水防等を行う。

第2次出動

水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

第3次出動

水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

エ 解除

河川の水位が低下し、水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

2 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長、消防団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

3 市民に対する避難の指示

市長（水防管理者）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の市民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

<資料編 ・浸水想定区域ごとの避難所一覧（P 303）>

第3 土砂災害の拡大防止

1 施設・災害危険箇所の点検・応急措置の実施

県、市、消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

県及び市は、二次的な地すべり、崖崩れ等から市民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

3 避難対策

県、市、消防は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ警戒区域の設定、避難の勧告又は指示を行う。

第4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第5 異常降雪時の対策

市道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第6節 相互応援協力・派遣要請

自力による災害応急対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

第1 都道府県・市町相互応援協力等

1 市町間の相互応援協力

市長は、災害が発生した際において、災害応急対策を実施するために必要な場合は、締結している相互応援協定に基づき応援を求め、災害応急対策の万全を期すものとする。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

<資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定(P 320)>

<資料編 災害時における相互応援に関する協定(P 327)>

2 知事への応援要請

市長は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは知事に対して応援を求める。

3 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請及び斡旋

(1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求め、災害対策の万全を期するものとする。

(2) 市長は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する(斡旋を求める)理由

イ 派遣を要請する(斡旋を求める)職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ アからエに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(3) 国土交通省との連携

国土交通省関東地方整備局と「災害時の情報交換に関する協定」を締結している被災市町は、必要に応じ関東地方整備局から情報連絡員を受け入れ、被害情報の共有を図る。

関東地方整備局は、被災市町に対して支援を行う。

4 県と市町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内市町又は都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

第2 ライフライン関係機関との連携

市は県と連携し、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- (1) 市の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

第3 物流関係機関との連携

市は、大規模災害時において必要な物資が被災者に適時適切に届けられるよう、栃木県倉庫協会及び（社）栃木県トラック協会と「災害時における支援物資の物流の提供に関する協定」を締結して民間施設やノウハウを有効に活用できる体制を整備するとともに、物流関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づける等して災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急活動の調整等を行う。

- (1) 民間物流拠点施設を活用した支援物資等の集積拠点の確保
- (2) 物資の調達、提供、管理、配達等の一元管理
- (3) 関係機関等の相互連携による支援物資等の物流体制の確保

第4 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難の援助をする。
3 避難者等の 捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。 (消火剤等は、県が提供するものを使用する。)
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、 病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。)
8 人員、物資 の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。

10 救 援 物 資 の 無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危 険 物 の 保 安 、 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 そ の 他 臨 機 の 措 置 等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

(1) 要請者 市長

(2) 事務手続

市民生活部において次により行う。

ア 災害派遣要請の依頼方法

市長は、知事に対して派遣に必要な事項を文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに知事にその旨を通知する。

イ 要請窓口

陸上自衛隊第12特科隊第3科

担 当 課	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政ネットワーク
第 3 科	宇都宮市茂原1-5-45	(028)653-1551 (内線 535~538)	9(8)-702-02又は05

(3) 情報の交換

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県を通じて陸上自衛隊第12特科隊と相互に情報の交換を行う。

(4) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

市は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

市は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舎の斡旋

市は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれを斡旋する。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

(ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- (5) 災害派遣部隊の撤収要請

市は、災害救援活動の必要がなくなった場合、県、陸上自衛隊第12特科隊長に対して、撤収要請をする。

この場合、市は、陸上自衛隊第12特科隊と協議する。

< 資 料 編 ・ 自衛隊災害派遣要請のための様式 (P 365) >

第7節 災害救助法の適用

災害に際して、市長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については、災害救助法の適用を受け、市長は知事の補助機関として各種援助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 被害状況の調査、報告

県の災害救助法の適用にあたっての判断は、市からの被害状況報告が基礎となるため、被害状況の調査が迅速、的確に行われるよう、次の事項に留意する。

1 報告を行う災害の程度

- (1) 災害救助法の適用基準に該当する災害
- (2) 災害による被害が当初は軽微であっても、その災害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する見込みのある程度の災害
- (3) 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
- (4) 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
- (5) その他特に報告の指示のあった災害

2 正確な報告が困難な場合の措置

市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

3 調査時等の留意点

関係部や防災関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。

4 被害発生時の措置

市は、被害状況報告を県に対して行い、県は、災害救助法適用の決定を行うとともに、法適用後は、厚生労働省に対しても被害状況や適用状況について逐次情報提供を行う。県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市が、直接厚生労働省に対して緊急報告を行うことがある。

5 住家被害認定の際の考慮

住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害による被害が、次に掲げる基準（県における具体的適用基準）に該当し、知事が援助を必要と認めたとき、市町単位にその適用地域を指定し実施する。

- 1 市の区域内の住家滅失世帯数が、80世帯以上に達するとき。
- 2 県全体の区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- 3 住家の滅失世帯数が、1又は2の基準に該当しないが、被害が広範な地域にわたり、県全体の住家の滅失世帯数が、9,000世帯以上に達した場合で、本市の区域内において多数の住家が滅失し、被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- 4 住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害が隔絶した地域に発生した等、被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。

- (1) 被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (2) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

5 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、災害について次に掲げる事情があるとき。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

<災害救助法適用基準一覧表>

市町村の人口（直近の国勢調査の人口）		滅失世帯数
5,000人未満		30世帯以上
5,000人以上	15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上	30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上	50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上	100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上	300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上		150世帯以上

※人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

※真岡市人口（平成22年国勢調査人口） 82,289人

第3 被災世帯の算定基準

1 被害の認定基準

種 別	内 容
1 住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な戸数はあわせて1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。
2 世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。会社又は学校の寮等は共同生活を営んでいるものとして全体を1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実情を勘案し、個々の生活実態に基づき判断するものとする。
3 全壊（焼）流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

4 半 壊（焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
5 床 上 浸 水	「床上浸水」とは、前記3及び4に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 住家の滅失等の算定

- (1) 全壊（焼）、流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

第4 救助の種類と実施権限

災害救助法が提要された場合、知事及び市長（市長は知事の補助機関として）は、災害救助法、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）及び災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）に基づき、次の救助を実施する。

<救 助 の 種 類>

(1) 避難所の設置	(9) 災害にかかった住宅の応急修理
(2) 応急仮設住宅の供与	(10) 学用品の給与
(3) 炊出しその他による食品の給与	(11) 埋葬
(4) 飲料水の供給	(12) 遺体の搜索
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(13) 遺体の処理
(6) 医療	(14) 障害物の除去
(7) 助産	(15) 応急救助のための輸送
(8) 災害にかかった者の救出	(16) 応急救助のための労力

※災害救助法が適用されたときは、(2)を除き、基本的に市長が知事の補助機関として実施するものとする。なお、応急仮設住宅の供与は、基本的に知事が実施するものとする。

第5 救助の実施

災害救助法が適用された場合、県（各部）及び市は、下記により救助を実施する。

- 1 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を市長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第23条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。
 - (1) 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
 - (2) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- 2 1により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- 3 市は、1による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- 4 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。

<資料編 ・ 栃木県災害救助法施行細則（P 356）>
- 5 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

第8節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、市は、防災関係機関等と連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実行、避難行動要支援者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における生活等について、特に配慮する。

更に、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 実施体制

市は、避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う。避難の勧告、指示は、原則として市長が行う。市長は、市民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

また、市民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が勧告、指示を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知する。

第2 避難の勧告及び指示

1 避難の勧告及び指示の基準

災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の市民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、市は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。

- (1) 洪水のおそれがあるとき
- (2) 土砂災害のおそれがあるとき
- (3) 工作物等の倒壊のおそれがあるとき
- (4) その他特に必要があると認められるとき

2 避難の勧告及び指示の内容

市長、知事、警察官等は、次の事項を明示して避難の勧告、指示を行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の理由
- (5) 避難時の注意事項
- (6) その他の必要事項

3 避難の勧告及び指示の種類

避難の勧告及び指示の種類は下表のとおり。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の

危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く市民を避難のため立ち退かせるものをいう。

区 分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
避難の 勧 告	市 長 〔災対法第60条第1項・第2項〕	立退きの勧告、 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知 事 〔災対法第60条第5項〕	立退きの勧告、 立退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の 指示等	市 長 〔災対法第60条第1項・第2項〕	立退きの指示、 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ急を要するとき。
	知 事 〔災対法第60条第5項〕	立退きの指示、 立退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止法第25条〕	立退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 〔水防法第29条〕	立退きの指示	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 〔災対法第61条第1項〕	立退きの指示、 立退き先の指示	市長が立退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき。
	警 察 官 〔警察官職務執行法第4条〕	警告、避難の措置	重大な災害が切迫したときは警告を発し、又は特に急を要する場合で危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
自 衛 官 〔自衛隊法第94条第1項〕	警告、避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。	

※土砂災害警戒情報や洪水予報発令時においては、現地の状況を確認し、総合的に判断する。

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難の準備、勧告、指示の考え方は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努

めること。

- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

【河川の水位による避難勧告等の基準】

	発令時の状況	市民に求める状況
避難準備 （避難行動要支援者避難） 情報	<p>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</p> <p>【基準】 石井観測所（鬼怒川）の水位が1.50m 三谷観測所（小貝川）の水位が1.80m 鉄道橋下観測所（〃）の水位が1.50m 妹内橋観測所（五行川）の水位が1.90m はん濫注意水位に達し、更に上昇が予想される場合</p>	<p>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難所への避難行動を開始する。（避難支援者は、支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の確認等、避難準備を開始</p>
避難勧告	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p> <p>【発令基準】 石井観測所（鬼怒川）の水位が2.00m 三谷観測所（小貝川）の水位が2.60m 鉄道橋下観測所（〃）の水位が2.30m 妹内橋観測所（五行川）の水位が2.70m 避難判断水位に達し、更に上昇が予想される場合</p>	<p>通常の避難行動ができる者は、避難所への避難行動を開始する。</p>
避難指示	<p>○前兆現象の発生や、現有の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した状況</p> <p>【発令基準】 石井観測所（鬼怒川）の水位が3.00m 三谷観測所（小貝川）の水位が3.10m 妹内橋観測所（五行川）の水位が3.20m 氾濫危険水位に達し、更に上昇が予想される場合</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 避難未完了の対象住民は、直ちに安全な場所への避難行動に移る 避難所等への避難がかえって危険な場合は生命を守るための最大限の防禦をすとともに、被災を最小限にする努力をする。</p>

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

2 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は次表のとおり。

市は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実施者	措置	実施の基準
1	市長 〔災害対策基本法〕 第63条第1項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	災害が発生し、またはまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
2	水防団長、水防団員、消防職員 (水防法第21条第1項)	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
3	消防吏員、消防団員 〔消防法〕 第28条第1項、第36条	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
4	警察官 〔災害対策基本法〕 第63条第2項ほか	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	1、2、3の実施者が現場にいない場合、または依頼された場合
5	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 〔災害対策基本法〕 第63条第3項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	1、4の実施者がその場にはいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

第4 土砂災害警戒区域等における避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

1 避難勧告等の発令の判断基準は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な情報把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

対象地区	・避難すべき区域の全部
避難準備情報 (避難行動要支援者避難)	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合
避難指示	・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合

2 避難の際には、次の事項に留意する。

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること、溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

<資料編 山地災害危険地区（P 312）>

<資料編 急傾斜地崩壊危険箇所（P 312）>

<資料編 土石流危険溪流（P 314）>

第5 避難の勧告又は指示の報告及び通知

1 市長

市長は、避難の勧告、指示を行ったとき、及び避難の必要がなくなったとき、又は警察官が避難の指示をしたときで、市長に通知があったときは、知事に報告を行う。

2 水防管理者（市長）

水防管理者は、避難の指示を行ったときは、真岡警察署長に速やかに通知する。

3 知事

知事が市長に代わって避難の勧告・指示を行ったときは、その旨を市長に通知する。

また、水防法に基づき、知事又はその命を受けた県職員が避難の指示を行ったときは、真岡警察署長に速やかに通知する。

4 警察官

警察官が避難の指示をおこなったときは、その旨を市長に速やかに通知する。

第6 避難勧告又は指示の伝達方法

避難の勧告、指示を実施したときは、市民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、おおむね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の

者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 市防災行政無線等による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 緊急速報メールによる伝達
- (5) 広報車の使用による伝達
- (6) ケーブルテレビ（いちごてれび）による伝達

第7 避難の誘導

1 市民の誘導

市、避難指示等実施機関は、市民が安全、迅速に避難できるよう警察署、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に避難行動要支援者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、自主防災組織が援助者を定めて避難させる等して速やかに避難できるよう配慮する。

2 集客施設における誘導

スーパーマーケット、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

3 徒歩帰宅者の支援

徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

第8 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため避難所を設置する。

ただし、市のみでは十分な対応が実施できない場合は、市長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

(2) 市は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。

<資料編 ・指定避難所一覧（P 293）>

<資料編 ・浸水想定区域ごとの避難所一覧（P 303）>

<資料編 ・災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

<資料編 ・災害時における相互応援に関する協定（P 327）>

(3) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

(4) 市は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

2 避難所の運営

- (1) 市は、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等の避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。
- (2) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供するには確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力壁新聞等の紙媒体でも情報提供を行うよう努める。特に乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等に配慮する。
- (3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つよう努める。
- (4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、避難行動要支援者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 市は、警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (7) 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
- (8) 市は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市本庁舎と避難所との連携体制を確立する。

第9 避難行動要支援者への生活支援

1 避難行動要支援者の避難所対策

市は、福祉避難所については、関係機関と連携し、特別養護老人ホーム等の福祉施設への一時収容を行うものとする。

2 避難行動要支援者への日常生活の支援

被災した避難行動要支援者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。また、避難所での避難行動要支援者の健康状態の把握に努める。

3 被災児童等への対策

被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

4 外国人への対策

被災した外国人に対して、(公財)栃木県国際交流協会等との連携のもとにカウンセリングを実施し、生活再建や安全確保等に関する適切な指導、助言を行うための相談窓口を整備する。

第10 こころのケア対策

市は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第11 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

2 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食糧・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第12 災害救助法による避難場所

災害救助法が適用された場合の避難所の開設については、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

1 避難所開設の方法

- (1) 学校、公民館等の既存の建物を使用することを原則とするが、適当な建物がない場合は、野外に仮設した仮小屋、天幕等とする。
- (2) 災害の状況により、市で処理が困難な場合は、隣接市町へ収容を委託するものとする。
- (3) 公用令書により土地建物を使用する場合もあるものとする。

2 避難所に収容する被災者

- (1) 住家が被害を受け居住の場所を失った者
- (2) 現に被害を受けるおそれがある者

3 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から最大限7日以内とし、やむを得ない事情がある場合に

限り厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

4 避難所開設のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費は、栃木県災害救助法施行細則（別表第1・第2）によるものとする。

<資料編 ・栃木県災害救助法施行細則（P 356）>

第8の2節 広域一時滞在対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所を市の域外に確保する必要があるときは、市、栃木県、防災関係機関は連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 制度概要

市は、市域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第2 県内市町における一時滞在

1 市実施事項

(1) 市は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。

(2) 市は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

ア 協議先市町からの通知の内容の公示

イ 内閣府令で定める者への通知

ウ 県への報告

(3) 市は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに次の措置を行う。

ア 協議先市町への通知

イ 内閣府令で定める者への通知

ウ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

エ 県への報告

2 協議先市町の実施事項

(1) 市から1(1)の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

ア 自らも被災していること

イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと

ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十

分に整備できないこと

エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

(2) 協議先市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(3) 協議先市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。

(4) 協議先市町は、市から1(3)アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第3 県外における一時滞在

1 市の実施事項

(1) 市は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。

(2) 市は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示

イ 内閣府令で定める者への通知

(3) 市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

ア 県への報告

イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

ウ 内閣府令で定める者への通知

第4 他都道府県からの協議

1 市の実施事項

(1) 県から被災住民の受入れについての協議を受けた市は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

ア 自らも被災していること

イ 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと

ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

- (2) 市は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 市は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 市は、被災住民を受け入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第5 費用負担

1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

2 災害救助法適用時

(1) 被災住民への公共施設等の提供

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

(2) 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担するものとなり、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第9節 救急・救助活動

災害により被災した者に対し、市は県、警察、消防機関、自衛隊、地域住民、自主防災組織等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行うものとする。

第1 自主防災組織等地域住民の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れが予想されるため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・傷病者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、傷病者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、傷病者の保護にあたる。

また、自主防災組織等は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、傷病者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 市、芳賀地区広域行政事務組合消防本部の活動

市、芳賀地区広域行政事務組合消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

(1) 災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、市町村相互応援協定に基づき近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の派遣要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

<資料編・災害時における市町村相互応援に関する協定(P 320)>

<資料編・災害時における相互応援に関する協定(P 327)>

2 救急活動の実施

(1) 市は、直ちに芳賀郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者等の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

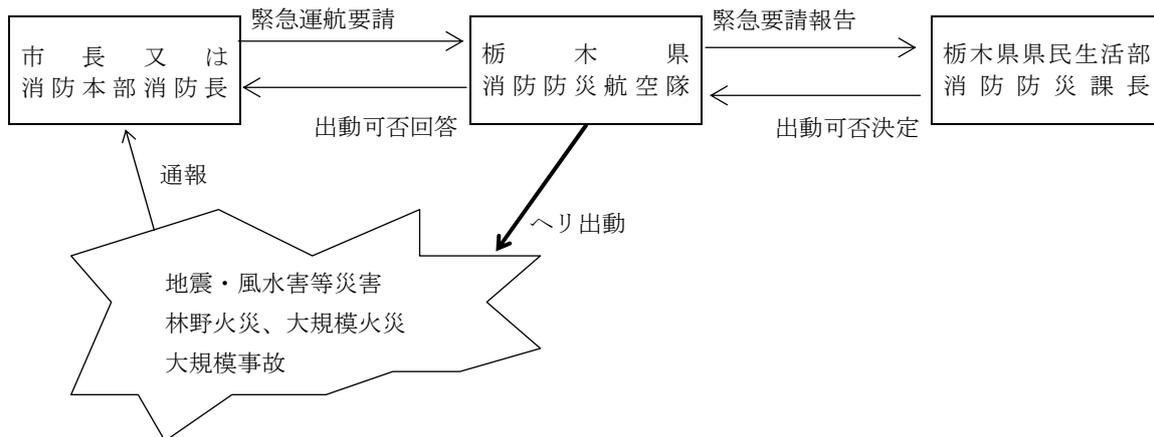
(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリ、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

3 市長等からの緊急運航の要請

市長又は消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



4 ヘリコプター活動体制

県、市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するものとする。

市は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。また、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

<資料編・飛行場外・緊急離着陸場一覧(P 316)>

第3 県、警察、自衛隊との連携

市は、警察の救助活動の応援を求める場合は県警察に要請し、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は知事に要請を依頼するものとする。

市、消防機関は、警察、自衛隊が被災地に派遣する連絡調査員と調整を図り、警察、自衛隊の行う被災者の迅速適切な救出・救助活動の実施に協力するものとする。

第10節 医療・救護活動

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第1 実施体制

市は、被災者に対する医療助産の計画の策定と実施を行う。県は市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

第2 医療・救護活動

市は、医療救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により地元医師会に出動を要請する。市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。また、市は、県、日本赤十字社栃木県支部、栃木県医師会、県警察、自衛隊等の関係機関・団体と相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

<医療機関の収容能力一覧：芳賀郡市医師会（収容計画数 85床、うち重症患者 12床）>

医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者
芳賀赤十字病院	真岡市台町2461	0285-82-2195	50	4
福田記念病院	真岡市並木町3-10-6	0285-84-1171	10	2
真岡病院	真岡市荒町3-45-16	0285-84-6311	10	5
柳田外科肛門科医院	真岡市台町15-3	0285-82-5525	5	—
菊池病院	益子町塙316	0285-72-3235	7	—
医療法人普門院診療所	益子町益子4469	0285-72-7122	3	1

第3 救護所の設置

救護所の設置は原則として市が行う。救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関の一部及び助産所をあてる。

第4 医療施設の応急復旧

市は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

第5 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき他市町から調達し、あるいは県に要請して確保する。

<資料編 災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

<資料編 災害時における相互応援に関する協定（P 327）>

第6 災害救助法による実施基準

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 実施体制

医療救護は、災害のため医療の途を失った者に対して実施されるが、これは応急的救助であって、救護班によってなされるのが原則である。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(2) 医療の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(3) 医療のため支出できる費用

救護班による場合は、使用した薬剤費、治療材料費、医療器具の修繕費等の実費とし、急迫した事情がありやむを得ない場合に、救護班によらず一般の医療機関において治療を受けたときには、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(4) 期間

災害発生の日から14日以内とする。

2 災害救助法による助産の基準

(1) 災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

(2) 助産の範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 助産のため支出できる費用

救護班、産院その他医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費とし、助産師による場合は、その地域の慣行料金の100分の80以内の額とする。

(4) 期間

分娩した日から7日以内とする。

<資料編 ・ 栃木県災害救助法施行細則（P 356）>

第 1 1 節 緊急輸送活動

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

第 1 実施体制

市は、被災者の輸送を行う。必要な場合は、県に支援を要請する。

応急対策に必要な人員及び緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

第 2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第 1 段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第 2 段階 避難救援期

- (1) 上記 1 の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第 3 段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記 2 の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第 3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) ヘリコプター等による輸送

第 4 輸送手段の確保

1 自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保

を次のとおり行う。

(1) 市有のもの

ア 総務部管財班が稼働可能台数の掌握、配車を行う。

イ 配車について、各部が自動車を必要とするとき、総務部管財班に要請を行う。

(2) その他のもの

各部からの要請により、市有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、市民生活部安全安心班は直ちに相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請するものとする。

また、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達斡旋を依頼する。

ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）

イ 車両等の種類、台数

ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間

エ 集結場所、日時

オ その他必要事項

<資料編 ・災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

<資料編 ・特殊災害消防相互応援協定書（P 325）>

<資料編 ・災害時における相互応援に関する協定（P 327）>

2 緊急通行車両

災害時には、応急対策を的確かつ円滑に実施するため、県公安委員会は緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続により真岡警察署又は県災害対策支部から緊急通行車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

(1) 明示事項

交付を受ける場合は、緊急通行車両等確認申出書を提出するものとする。

(2) 掲示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに緊急通行車両確認証明書を携帯するものとする。

<資料編 ・緊急通行車両の標章（P 319）>

<資料編 ・緊急通行車両等確認申出書（P 366）>

<資料編 ・緊急通行車両等確認証明書（P 367）>

第5 輸送体制の確保

市は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を確保する。

1 救援物資集積場所の指定

救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、次の施設を救援物資集積場所として確保する。

＜救援物資の集積場所＞

名 称	所 在 地	電 話 番 号
真岡市総合運動公園	真岡市小林972-1	0285-82-2802 (呼) 山前農村環境改善センター
真岡市総合体育館	真岡市田町1251-1	0285-84-2811
真岡市公民館真岡西分館	真岡市西高間木539-1	0285-84-6781
山前農村環境改善センター	真岡市小林935-1	0285-82-2802
大内農業構造改善センター	真岡市飯貝529	0285-82-2704
中村農村環境改善センター	真岡市中247	0285-82-2902
二宮コミュニティセンター	真岡市石島893-15	0285-74-0107
真岡市二宮文化会館	真岡市さくら1-15-1	0285-74-3373

2 緊急輸送道路の確保

県は、災害時における緊急輸送を確保するため、県、市町、防災拠点、他県とをネットワークする緊急輸送道路を定めている。

災害が発生した場合には、市は効率的な緊急輸送が行えるよう、市内の県指定緊急輸送道路と市役所、指定避難所、ヘリポート、救援物資集積場所など市の防災拠点を結ぶ市道を優先して啓開する。市内の県指定緊急輸送道路は、資料編のとおりである。

＜資料編 ・緊急輸送道路（P 318）＞

3 臨時ヘリポートの確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

＜資料編 ・飛行場外・緊急離着陸場一覧（P 316）＞

第6 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救助用物資整理分配のための輸送

2 実施期間

前項の各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が厚生労働大臣の同意を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

3 費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

＜資料編 ・栃木県災害救助法施行細則（P 356）＞

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

第1 給食

災害時における食料の調達、供給体制を確立して、被災者等に対して円滑な食料の供給を図る。

1 実施体制

食料供給の実施は基本的に市長（本部長）が行う。ただし、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 食料の調達、供給

市は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料の調達を行う。

(1) 供給の対象

市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、避難行動要支援者に配慮した品目選定を行う。

ア 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者

イ ライフラインの寸断等により米穀の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

(2) 主要食料の調達

市は、備蓄計画に基づき、市内に備蓄している食料を調達する。備蓄食料では不足する場合は、次の順序により、他機関等から食料の調達を行うものとする。

ア 市内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。

イ 応援協定に基づき、他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。

ウ 前記ア、イによっても不足する場合は、応急食料の配給を知事に申請する。

エ 災害の状況等から判断して必要と認められる場合は、関係団体、製造・販売業者等に玄米のとう精及び救助用握り飯の供給を依頼し、被災者、災害応急活動従事者等に対して速やかに供給する措置を講じる。

(3) 災害の状況により必要と判断した場合は、市内食品販売業者から調達するものとするが、不足等する場合は、応援協定に基づき、他市町から生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

(4) 調達時の留意事項

ア 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して粉ミルクなど、また寒い時期には温かいものなど）。

イ 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

<資料編 ・災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

(5) 米飯の炊き出しのための施設は、学校給食センター、公民館及び分館等、調理場の施設を有する施設を必要により利用するものとする。

3 食料の集積場所の確保

県及び他市町等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次のとおり定めるとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、健康福祉部食糧供給班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

< 救援物資の集積場所 >

名 称	所 在 地	電 話 番 号
真岡市総合運動公園	真岡市小林972-1	0285-82-2802 (呼) 山前農村環境改善センター
真岡市総合体育館	真岡市田町1251-1	0285-84-2811
真岡市公民館真岡西分館	真岡市西高間木539-1	0285-84-6781
山前農村環境改善センター	真岡市小林935-1	0285-82-2802
大内農業構造改善センター	真岡市飯貝529	0285-82-2704
中村農村環境改善センター	真岡市中247	0285-82-2902
二宮コミュニティセンター	真岡市石島893-15	0285-74-0107
二宮文化会館	真岡市さくら1-15-1	0285-74-3373

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他の食品の給与基準は、次のとおりである。

(1) 炊き出し等の食品給与対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であつて、炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- エ 旅館やホテルの宿泊人・一般家庭の来訪客等

(2) 食品給与の内容

- ア 食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- イ 給与の費用は、災害救助法施行細則第4条で定められた額以内とする。(食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。)

(3) 食品給与費用として国庫負担の対象となる経費

- ア 主食費(米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等)
- イ 副食費(調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。)
- ウ 燃料費(品目、数量について制限はない。)
- エ 雑費(炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費)

(4) 食品給与期間

災害発生の日から7日以内とする(被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給)。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長する。

< 資 料 編 ・ 栃木県災害救助法施行細則 (P 356) >

第2 給水

災害時における飲料水の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な飲料水供給の実施を図る。

1 実施体制

被災者に対する飲料水供給の実施は、基本的に市長（本部長）が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県に必要な支援を要請する。

2 実施方法

(1) 飲料水の確保

ア 市は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

イ プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を貯えておくよう努める。

ウ 市は、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

<資料編 ・災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

<資料編 ・災害時における相互応援に関する協定（P 327）>

<資料編 ・日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱（P 333）>

(2) 必要給水量

災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。

(3) 優先給水

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

(4) 応急用飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の範囲内で確保及び供給に努める。

3 資機材及び技術者の確保

(1) 給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に一層努めるものとする。

(2) 応急給水用施設等の現状

ア 配水池

平成23年12月1日現在

池数	貯水能力 (m ³)
5	10,215

イ プール等

平成23年12月1日現在

小学校	中学校	高等学校	計
18	9	4	31

<資料編 ・指定給水装置工事事業者一覧（P 284）>

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 支出できる費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

飲料水供給の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長する。

<資料編 ・ 栃木県災害救助法施行細則（P 356）>

第3 生活必需品等の供給

災害時における生活必需品等の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図る。

1 実施体制

被災者に対する生活必需品等供給の計画の策定、実施は、基本的に市長（本部長）が行う。

2 生活必需品の確保

(1) 供給方針

市は、災害発生により生活必需品等を得られない者のために、当該物資の調達等を行い、これらの物資を供給する。

(2) 物資の確保

市は、次により物資を調達し、生活必需品の確保を図る。

ア 市内販売業者等からの調達

市は、真岡商工会議所等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

イ 応援協定に基づく調達

上記アでも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、応援協定に基づき、他市町及び協定業者から必要な物資の供給を要請する。

<資料編 ・ 災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

<資料編 ・ 災害時における相互応援に関する協定（P 327）>

<資料編 ・ 災害時等の物資供給等に関する協定書（P 331）>

ウ 県への応援要請

大規模な災害等により他市町からの供給が困難、あるいは時間を要す場合等には、県に備蓄物資の放出等を要請する。

(3) 調達時の留意事項

ア 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。

イ 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。

ウ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

3 救助物資の集積場所の確保と管理

県及び他市町等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次のとおり定めるとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、健康福祉部救助班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

< 救援物資の集積場所 >

名 称	所 在 地	電 話 番 号
真岡市総合運動公園	真岡市小林972-1	0285-82-2802 (呼) 山前農村環境改善センター
真岡市総合体育館	真岡市田町1251-1	0285-84-2811
真岡市公民館真岡西分館	真岡市西高間木539-1	0285-84-6781
山前農村環境改善センター	真岡市小林935-1	0285-82-2802
大内農業構造改善センター	真岡市飯貝529	0285-82-2704
中村農村環境改善センター	真岡市中247	0285-82-2902
二宮コミュニティセンター	真岡市石島797-2	0285-74-0107
二宮文化会館	真岡市さくら1-15-1	0285-74-3373

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合には、次の基準により被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与を行う。

(1) 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- イ 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- ウ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- エ 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- オ 食器（茶碗、皿、箸等）
- カ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- キ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

(3) 給（貸）与期間、費用の限度額

ア 給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する。

イ 限度額

災害救助法施行細則第4条で定められた額以内とする。

<資料編 ・栃木県災害救助法施行細則（P 356）>

(4) 支給方法

物資の被災者への支給は、市が実施する。

なお、県が確保した物資については、本市までの輸送は原則として県が行う。

第13節 消火活動

第1 消火活動

1 消防関係機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

ア 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

イ 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

ウ 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

エ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

オ 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

(2) 消防団の活動

消防団は、現場指揮本部の指揮により、消防本部、市民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

2 市・県の活動

(1) 広域応援の要請

ア 県内消防相互応援協力等

自らの消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」の定めるところによる所定の手続きにより、出動を要請し、相互応援を実施する。

<資料編・特殊災害消防相互応援協定書(P 325)>

(ア) 第一次応援体制

自らの消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制

要請手続：受援側消防機関の長が、市長及び知事に報告の上、受援地区代表消防機関の消防長に連絡する。

(イ) 第二次応援体制

上記(ア)によってもなお消防力が不足する場合、自らの消防機関を県内の全ての地区の消防機関が応援する体制

要請手続： a 受援側消防機関の長が、市長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防本部）、受援地区代表消防機関の長及び県に連絡する。

b 要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。

その他の協定については、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

イ 緊急消防援助隊の応援要請

市の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき県を通じて緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(ア) 要請手続

a 被災した市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- ・災害発生日時
- ・災害発生場所
- ・災害の種別・状況
- ・人的・物的被害の状況
- ・応援要請日時
- ・必要応援部隊
- ・連絡責任者の職・氏名・連絡先
- ・応援部隊の進出拠点、到達ルート
- ・指揮体制及び無線運用体制
- ・その他の情報(必要資機材、装備等)

b 被災した市は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

c 県は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、被災した市からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

(イ) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

大規模な火災の発生により人命、財産の保護が必要と認められた場合、市長は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

3 大規模火災対策

(1) 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

(2) 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

4 林野火災対策

(1) 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

(3) 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

(4) 空中消火活動の実施

市は、県と十分協議の上、ヘリコプター離発着場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第2 施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、市民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

市、県及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第14節 農林水産業関係対策

市は、県及び農業関係団体等と連携して、災害により被害を受けた農畜産物等の応急対策を円滑に実施する。

第1 実施体制

農作物、農業施設等に対する、水害・台風、竜巻等風害、凍霜害等の農業災害対策については、市長（本部長）の指示により、産業環境部農林班が行う。

第2 家畜伝染性疾病予防体制

市は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

1 家畜伝染性疾病予防実施体制

市は、被災地における予防対策を実施する。

2 応急対策の実施

- (1) 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
- (2) 感染症のまん延防止等に配慮し、畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防等、防疫措置をとる。

3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については第15節「保健衛生活動」に準じて行う。

第3 農業用施設に対する応急措置

1 災害発生の未然防止

(1) 施設の点検、監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検・監視の結果・危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、頭首工、排水機、取水堰、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ、必要な事項を関係市（消防機関を含む。）、真岡警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

3 応急対策の実施

- (1) 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- ア 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- イ 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- ウ 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。
- また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。
- エ ため池等の施設管理者は、気象、水位の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
- オ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。
- (2) 市及び県は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

第15節 保健衛生活動

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる心身の不調や感染症に対処するため、市は県と連携して保健衛生対策の的確な実施を図る。

第1 実施体制

被災地における感染症予防対策、食品衛生の確保対策等の保健衛生に関する対策は、基本的に市長が行うものとする。ただし、市のみで対処が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を要請する。

第2 感染症対策活動の実施

市は、県と協力して次のような活動を実施する。

1 物資の確保

消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

2 検病調査、健康診断の実施

緊急度に応じて計画的に発病・健康状況調査を実施し、患者の早期発見に努める。なお、調査の結果、必要があるときは、県は健康診断の勧告を行い、市はこれに協力する。

3 消毒の実施

井戸水、家屋、便所、ごみ集積所、下水溝、患者運搬器具等を中心に、消毒を実施する。

4 飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

5 予防対策の周知・指導

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難場所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねずみの駆除等について指導を行う。

6 感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症対応マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

7 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡する。

第3 食品衛生の監視

災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題を排除することによって安全で衛生的な食品を供給し、事故の発生を未然に防止する。そのため、災害時の食品衛生監視は県が行い、市はこれに協力する。

1 食品衛生の確保、監視班の派遣要請

市長は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施

設)の実態を把握し、適切な措置を講じることによって被災者に対する安全で衛生的な食品の供給を行う。

また、状況により、県に対して食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求めるものとする。

2 実施方法

(1) 避難所、被災住民に対する衛生指導

市は、県と密接な連携をとって施設の実態を把握し、ちらし配布などにより衛生指導を行う。

ア 手洗いの励行

イ 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

ウ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

エ 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択

オ 使い捨て食器の使用、アルコール消毒薬による器具の消毒

カ 食品残滓、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(2) 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

市は、県及び関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、県は、被害・稼働状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱について指導の徹底を行う。

(3) 被災地営業施設の監視指導

市は、県及び関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、県は、営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

ア 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止

イ 施設、機械、器具の洗浄消毒

ウ 使用水の現場検査

エ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

オ 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

カ 食品残滓、汚水などの廃棄場所の衛生確保

第4 資器材の備蓄、調達

1 保健衛生用資器材の備蓄対策

(1) 感染症対策活動が円滑に行えるよう、必要とする資器材の円滑な供給を確保するため、あらかじめ取扱業者の協力を得て供給備蓄体制を整えておく。

(2) 大規模な災害発生時等における感染症対策活動に対応するため、消毒に使用する簡易噴霧器を備えておく。

2 調達計画

(1) 市内業者から調達

災害発生後、速やかに防疫・保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資器材を調達するものとする。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な保健衛生用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市

町から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

<資料編・災害時における市町村相互応援に関する協定(P 320)>

<資料編・災害時における相互応援に関する協定(P 327)>

第5 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

市は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助・搬送に関する状況、被災動物の受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講じる。

(2) 応急対策の実施

市は、次の応急対策を実施する。

ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、獣医師会や関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、市が行う。

県は、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合に、市と協力して適切な措置を実施する。

(2) 実施方法

ア 市が実施する対策

(ア) 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

(イ) 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

a 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

b 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

イ 県が実施する対策

(ア) 死亡獣畜の処理について指導、助言

(イ) 必要と認めた場合、市町等と協力して適切な措置の実施

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第6 保健対策

1 健康調査、健康相談

市は、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など避難行動要支援者に配慮しながら、必要に応じて保健師等による保健指導及び健康相談を実施する。

2 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に従い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、それらのメンタルヘルスケアの対応を実施するため、県に派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

第16節 遺体の搜索・処理・埋葬

大規模な災害による被災地の人心の安定を図るため、市や防災関係機関の相互連携により、死者、行方不明者の搜索、処理、埋葬を速やかに行う。

第1 実施体制

災害により行方不明の状態でも周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索及び遺体の処理は、基本的に市長が関係機関の協力のもとに実施する。

第2 遺体の搜索

- (1) 行方不明者の届出の受理は市民生活部安全安心班において取扱う。届出の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面で通知し、書面による通知が困難な場合は、電話等をもって連絡する。
- (2) 搜索は市民生活部安全安心班及び消防団が県警察と協力し、搜索班及び作業班を編成し実施する。また、被災の状況により、自治会等に協力を要請し地域住民の応援を得て実施するものとする。
- (3) 人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の搜索中遺体を発見したときは、市民生活部安全安心班及び真岡警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

第3 遺体の検案

1 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、真岡警察署、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

2 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

- (1) 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。
- (2) 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる寺院、公共建物等を遺体収容（安置）所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。
- (3) 搜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

第4 遺体の収容、安置

1 身元確認

真岡警察署の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 遺体収容（安置）所の開設

健康福祉部救助班は、寺院、公共建物等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設するものとする。

遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

第5 埋・火葬

1 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市が遺体の応急的な埋葬を行う。

2 埋葬の実施方法

- (1) 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- (2) 災害発生により火葬場が不足した場合には、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町に火葬場の提供及び斡旋を求める。また、必要に応じて、県の許可を得て応急仮設火葬場を設置する。
- (3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- (4) 遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。

<資料編 ・災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

<資料編 ・災害時における相互応援に関する協定（P 327）>

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、次の基準により実施する。

1 遺体の搜索

- (1) 遺体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、その地域の通常の実費とする。
- (2) 遺体の搜索の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日以内とする。

2 遺体の処理

(1) 遺体の処理のため支出できる費用

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

イ 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時保存するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則で定められた額以内（遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、当該地域における通常の実費を加算した額）とする。

ウ 検案が救助班によることができない場合は、その地域の慣行料金の額以内とする。

エ 遺体の処理のために必要な輸送費、賃金職員等雇上費は、その地域における通常の実費とし、既存建物を利用できない場合で遺体の一時保存のための輸送費、賃金職員等雇上費は、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

(2) 遺体の処理期間

遺体の処理は、原則として、災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の埋葬

(1) 埋葬のため支出できる費用

原則として、棺、埋葬又は火葬、骨つぼ及び骨箱の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

(2) 埋葬の期間

遺体の埋葬は、原則として、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が、混乱のため引き取れない場合、漂着した市町が埋葬（費用は県負担）する。

イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して、前記アに準じて実施する。

<資料編 ・ 栃木県災害救助法施行細則（P 356）>

第17節 障害物除去活動

災害により、土石、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、一時的に居住できない者に対して、障害物の除去を行うとともに、河川及び道路の障害物の除去を行い、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図る。

第1 実施体制

- 1 市は、市民に対し家屋等に運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力等が不足する場合は、県や隣接市町に対して応援を要請するほか、ボランティアの協力を求める。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

- 1 対象
日常生活に欠くことのできない居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、住家への出入りが困難な状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去できないものとする。
- 2 内容
市は、人夫、技術者等の協力を得て速やかに除去を行うものとする。
- 3 費用の限定
災害救助法施行細則に定める額以内であって、その内訳はロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費である。
- 4 期間
原則として、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を受けて必要最小限度の期間を延長する。

<資料編 ・栃木県災害救助法施行細則（P 356）>

第3 河川の障害物の除去

- 1 実施体制
河川にある障害物の除去は河川管理者、水防管理者が実施する。
- 2 実施方法
河川管理者、関係機関が適切な判断を行い、速やかに行う。

第4 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は「災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定」の締結先、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、緊急輸送道路を優先するなど、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施する。

第5 障害物集積所の確保

障害物の除去にあたっては、関係機関と連携して、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておく。

第 18 節 廃棄物処理活動

災害により発生した廃棄物を的確に処理するため、その実施体制を整備する。

第 1 実施体制

ごみ及びし尿の処理は基本的に市長（本部長）が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、県に連絡し、他市町、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第 2 ごみ処理

1 実施体制

市は、災害により発生した廃棄物を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理する。

その実施については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合には、収集・運搬機材等を民間から借り上げ、又は県に連絡の上、隣接市町からの応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

災害により、家財等のごみが一時大量に排出される。

市は、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流失家屋等からのごみの排出量を推計し、その対策を策定する。

3 収集運搬

(1) 市は、必要により労働者の臨時雇用、他市町からの人員、器材等の応援により、収集運搬体制を確立する。

(2) ごみ及び粗大ごみは、真岡市清掃センターで処理するものとするが、災害時には粗大ごみ等が大量に排出され、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となる場合が考えられるので、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

ア ごみ収集運搬車所有状況

直 営						委託事業						許可業務					
収集車		運搬車		車両計		収集車		運搬車		車両計		収集車		運搬車		車両計	
台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)
1	2	—	—	1	2	24	62	—	—	24	62	111	289	—	—	111	289

イ ごみ焼却施設

市 町 名	施設名	施設の所在地	建設年度	規 模	施設数	処理方式	排 煙 処理施設
真岡市	清 掃 センター	真岡市 阿部岡 365-2	昭和62 ～平成元	100 t (50 t × 2) /日	1	准連続 燃焼式	電気 集じん機

ウ 粗大ごみ処理施設

市町名	施設名	施設の所在地	処理方式	処理能力 (t/日)	建設年度	使用開始 年 月
真岡市	清掃センター	真岡市 阿部岡 365-2	破碎・ 圧縮併用	30	昭和62 ～平成元	平成元. 12

エ 資源化等を行う施設（不燃ごみの選別施設、圧縮・梱包等の施設）

市町名	施設名	施設の所在地	処理内容	処理能力 (t/日)	建設年度	使用開始 年 月
真岡市	清掃センターリサイクルセンター 空缶選別圧縮施設	真岡市 阿部岡 365-2	選別・圧縮	4.5	平成6	平成7. 4
	清掃センターリサイクルセンター		選別・圧縮・ 梱包	1.5	平成6	平成7. 4

(3) 災害により発生したごみは、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市が収集処理を行う。

(4) 市は、生活ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

4 災害廃棄物の種類ごとの個別対応方針

市は、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

(1) 可燃物

ア 焼却施設に輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。

イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。

ウ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

(2) 不燃物

金属等の資源物は分別して再生利用することとし、その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

5 近隣市町、関係機関との協力体制の整備

市のみでは処理が困難な場合は、近隣市町に対し、災害廃棄物の処理、特に可燃物の焼却処理の協力要請を行い、迅速な処理を図る。

また、有限責任中間法人栃木県環境美化協会に対し、災害廃棄物の収集運搬の協力要請を行う。

6 国庫補助制度の積極的活用

県の指導を受け、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第3 がれき処理

1 実施体制

市は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理処分方法を確立するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

2 排出量の推計

市は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきについて、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流出家屋等からの排出量を推計し、その対策を策定する。

3 がれき処理の留意事項

- (1) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (2) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。
- (3) がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立等の処分を行う。
- (4) 土砂を取り除いた廃棄物は、原則として市が処理・処分を行い、その方法は災害廃棄物に関する対応と同様に取り扱う。

第4 し尿処理

1 実施体制

市は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集処理する。

その実施体制については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合は、県に連絡の上、隣接市町からの応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

市は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。

3 収集運搬

- (1) 市は、必要によりし尿のくみ取業者への委託、他市町からの機材、人員の応援を求め、運搬体制を確立する。
- (2) 被災地における感染症対策面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

4 処分

収集したし尿は、原則として芳賀地区広域行政事務組合で行うものとするが、災害により処理施設に支障がある場合及び多量なため又は交通事情等により処理が困難な場合は、環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

ア し尿収集運搬車所有状況

直 営						委託事業						許可業務					
収集車		運搬車		車両計		収集車		運搬車		車両計		収集車		運搬車		車両計	
台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	24	—	—	5	24

イ し尿処理施設

事務組合名	施設名	施設の所在地	建設年度	規模(kl/日)	施設数	処理方式(高度処理設備)
芳賀地区広域行政事務組合	第二環境クリーンセンター	真岡市三谷780	昭和55～56	90	1	標準脱窒素(加圧浮上、オゾン酸化、砂ろ過)

第5 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、第15節「保健衛生活動」に準じて行う。

第19節 文教施設等応急対策

児童・生徒等の生命、身体の安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講じる。

第1 実施体制

市立の学校における災害応急教育、避難、学用品の調達等に関する対策は、基本的に市長（本部長）が実施するものとする。

第2 学校長等の応急措置

- 1 学校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- 2 学校長等は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は市教育委員会に報告する。
- 3 学校長等は、災害時の状況により、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

第3 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 市民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は、仮教室が市民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

2 教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は学校内で操作する。
- (2) 災害を免れた学校の教職員を適宜、被害を受けた学校に応援させ、教育の正常化に努める。
- (3) 被災の状況がひどく、(1)、(2)によることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教職員の確保を図る。

第4 防災拠点としての役割

学校は、避難所等の防災拠点としての役割を果たすため、学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

第5 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市長が行う。災害救助法による学用品給与の基準は、次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制、通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して行う。

2 給与の品目

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書、教科書以外の図書その他教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具、通学用品費

災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

4 給与の期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。

<資料編 ・ 栃木県災害救助法施行細則（P 356）>

第6 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちに被害状況を市教育委員会へ通報する。

市教育委員会は、被害状況を速やかに県教育委員会又は文化庁に通報し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

市教育委員会は、災害発生の場合は被害の程度により係員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県教育委員会に報告する。

第7 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し県又は市教育委員会に報告する。

第20節 住宅応急対策

災害のため住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対して、応急仮設住宅の建設及び応急処理を実施し、被災者の一時的な居住の安定を図る。

第1 実施体制

被災者に対する住宅の提供、斡旋及び住宅の修理は、基本的に市長（本部長）が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は基本的に知事が実施する。

第2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設して供給するものとする。

第3 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、身体障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市は、既存の公的住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市のみで確保できない場合、県は市の要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等の斡旋を行う。

第4 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。

1 対象

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては住家を得ることができない者とする。

2 内容

(1) 設置予定場所

市において決定するものとする。

(2) 住宅の規模及び構造

1戸当たり29.7㎡を基準とし、県において構造を定める。

(3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は、関東森林管理局又は国の非常災害対策本部に協力を要請する。

3 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35条）第4条で定められた額以内とする。

4 期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうち着工することができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て延長する。

第5 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

2 内容

県が直営又は「災害の応急対策業務の実施に関する基本合意」の締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35条）第4条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を受けて必要最小限度の期間を延長する。

<資料編 ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（P 336）>

<資料編 ・栃木県災害救助法施行細則（P 356）>

第 2 1 節 労務供給対策

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、円滑な応急対策活動を実施する。

第 1 要員の確保

災害時における必要な要員の確保、配分及び職業安定所等との連絡は市民生活部安全安心班が行う。

各部が労働者を必要とする場合、次の事項を明示し市民生活部安全安心班を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- 1 雇用の理由
- 2 所要職種別人員
- 3 作業内容
- 4 雇用期間
- 5 就労場所
- 6 賃金の額
- 7 労働者の輸送方法
- 8 その他必要な事項

第 2 要員の確保が困難な場合の対応

市は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

- 1 相互応援協定等に基づく他の市町に対する応援要請
- 2 県への要員確保依頼
- 3 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についての斡旋要求

<資料編 ・災害時における市町村相互応援に関する協定（P 320）>

<資料編 ・災害時における相互応援に関する協定（P 327）>

第 3 災害救助法を適用した場合の要員の確保

市、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により真岡公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

なお、労働者の雇用による要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、知事又は市長が行う。

- 1 雇用できる労働者の範囲
 - (1) 被災者を避難させるための労働者
 - (2) 医療、助産における労働者
 - (3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末するための労働者
 - (4) 飲料水を供給するための労働者
 - (5) 救済用物資の整理、輸送、配分するための労働者
 - (6) 遺体の捜索のための労働者

(7) 遺体の処理のための労働者

(8) 炊き出しその他による食品の給与

2 実施期間

前項の各救助の実施が認められる期間。ただし、(1)については1日程度

3 費用の限度額

救出のため支出する費用は、当該地域における通常の実費とする。

<資料編 ・ 栃木県災害救助法施行細則 (P 356) >

第 2 2 節 公共施設等応急対策

災害による道路、鉄道、上・下水道、電力施設、その他の公共施設の被害の未然防止又は軽減を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第 1 道路施設

1 災害情報の収集

市は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

- (1) 道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害の恐れのある箇所は未供用道路も含む）の収集に努める。
- (2) 市は、県、真岡警察署など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。
- (3) 必要に応じて県に消防防災ヘリコプター等の活用を要請し、災害情報収集の迅速化を図る。

2 被災状況の伝達

- (1) 市は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- (2) 市は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、真岡警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の4に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じてう回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急通行車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、県指定緊急輸送道路を優先して機能の確保を図る。

(4) 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

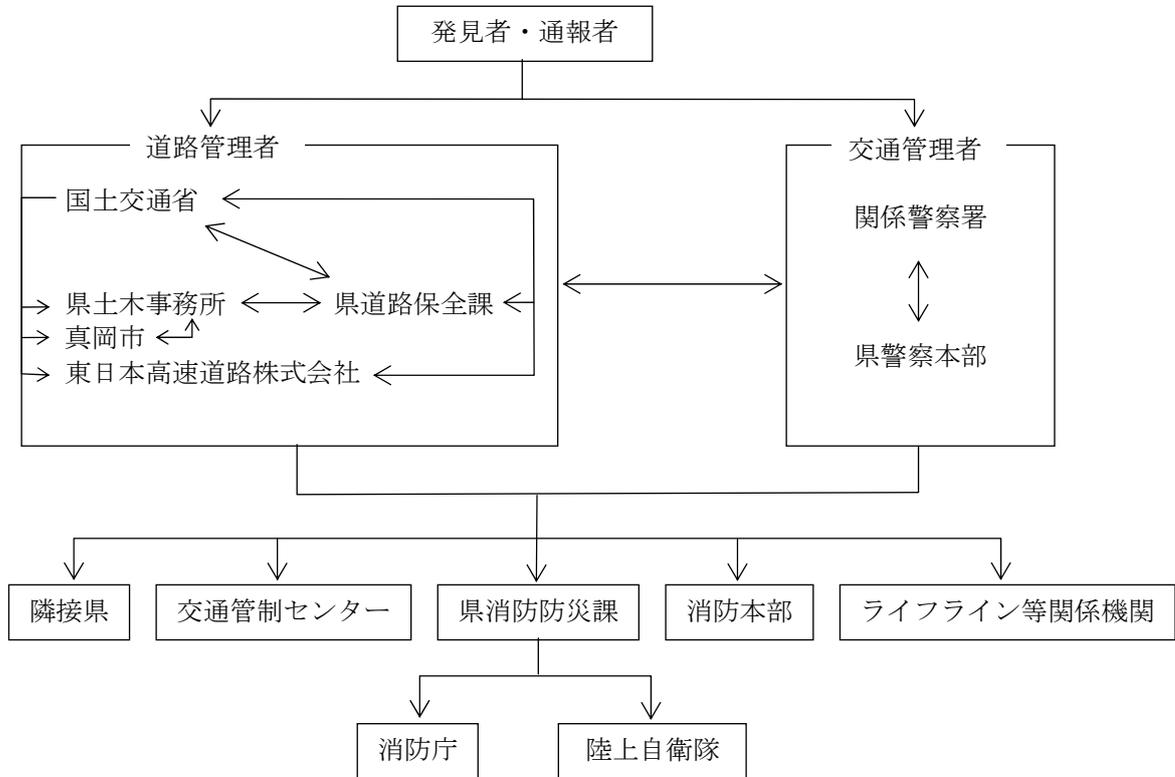
災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、う回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

<資料編 ・ 緊急輸送道路 (P 318) >

<資料編・緊急通行車両等確認申出書(P 366)>

<資料編・緊急通行車両等確認証明書(P 367)>

<道路施設関係事故発生情報等の連絡系統図>



第2 鉄道施設（真岡鐵道株式会社）

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県等関係機関に伝達する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、大規模な鉄道事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）へ報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

<資料編・栃木県火災・災害等即報要領(P 368)>

<資料編 ・ 栃木県火災・災害等即報要領における報告様式 (P 380) >

<資料編 ・ 即報基準一覧 (P 385) >

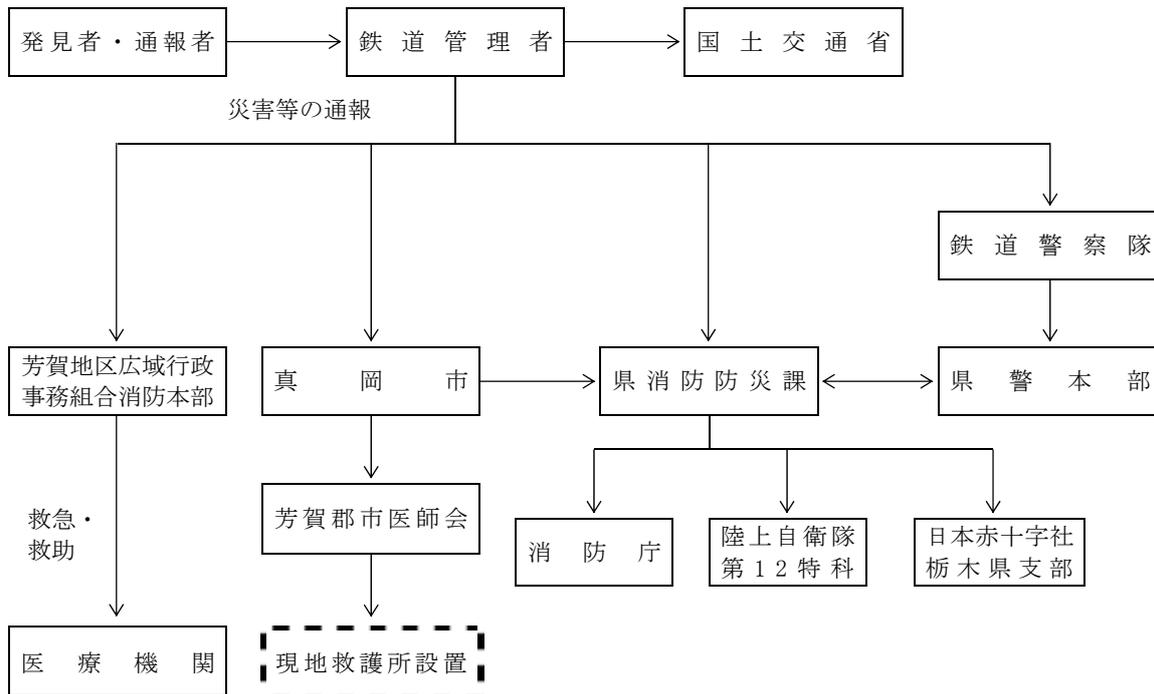
(3) 県の情報収集・伝達

県及び県警察本部は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察及び防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

〈鉄道施設関係事故発生情報等の連絡系統図〉



(注) 1 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報があった場合は、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

2 県、市は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第3 水道施設

市(水道部給水班)は、災害発生に対し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

1 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

<資料編 ・ 指定給水装置工事業者一覧 (P 284) >

2 送配水管等の復旧手順

(1) 導水管及び送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(2) 臨時給水栓の設置

被災しない配水管、復旧された配水管で指定避難場所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

(3) 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

(4) 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

3 広報

給水場所は、あらかじめ市防災行政無線、緊急速報メール、ケーブルテレビ、広報紙等で市民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を市民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても知らせるとともに、利用者の水道に関する不安解消に努める。

4 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

第4 下水道施設

市（建設部下水道班）は、災害発生に対して、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検及び応急復旧を行う。

1 被害状況の情報収集

災害が発生した場合は、早急に下水道施設の点検を行い、被害状況の情報収集に努める。

2 広報

被害状況の内容に応じて関係機関への連絡、市民への広報に努める。

3 応急復旧

二次災害の発生のおそれがある箇所确保安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

4 復旧計画の策定

処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きよ等の態様の違いに配慮し、次の事項に配慮して復旧計画を策定する。

(1) 応急復旧の緊急度、工法の検討

(2) 復旧資材、作業員の確保

(3) 技術者の確保

(4) 復旧財源の措置

<資料編 ・排水設備指定工事店一覧（P 289）>

第5 電力施設

東京電力（株）は、防災業務計画により電力施設を防護し、被災地の電力供給を確保する。

1 災害応急対策の協力

- (1) 電力施設の被害状況等の収集、提供
- (2) 被害状況、復旧状況の市民への広報
- (3) 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

2 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ災害時においても原則として送電を継続するが、災害による被害の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。

第6 都市ガス施設

都市ガス供給事業者（東京ガス、日本瓦斯）は、防災業務計画により、災害予防に関する事項として、施設の機能の確保、ガスの安定的供給、非常用設備の整備、ガス工作物の巡視・点検・検査を実施し、ガス供給施設等を防護する措置を講じるとともに、発災時には、災害応急対策に関する事項についても定め、被害状況の把握、二次災害及び被害の拡大防止に万全を期すものとする。

災害復旧については、迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を行い、被害状況を把握し、その状況に併せた復旧計画を策定して、復旧作業にあたり、速やかにガス供給を確保する。

1 災害応急対策の協力

- (1) ガス供給施設等の被害状況等の収集、提供
- (2) 被害状況、復旧状況の市民への広報
- (3) 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

2 災害時における危険予防措置

災害時に、ガス漏洩等により被害が拡大するおそれのある場合は、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じ、迅速かつ適切に施設及び設備の点検を行い、被害状況を把握し、二次災害発生防止及び被害の拡大防止に万全を期するものとする。

また、災害による被害の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全を確保したうえで、発災後、可能な限り迅速かつ適切に施設等の点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害、被害の拡大防止に万全を期するとともに、被災者の生活の確保を最優先に行う。特に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。

第7 河川管理施設等

市は、災害発生時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する水害の軽減を図

るため、県及び関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者（市長）は、直ちに下館河川事務所長及び真岡土木事務所長に報告するものとする。

ア 消防団が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

ウ 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）

(2) 出動及び水防作業

ア 水防管理団体の非常配備

(ア) 水防管理者（市長）が管下の消防団を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

- a 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- b 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- c 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

(イ) 本部員の非常配備

水防管理者（市長）はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

(ウ) 消防機関

a 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

b 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。

出動準備の要領は下記によるものとする。

- (a) 消防団員は所定の詰所に集合する。
- (b) 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備を行う。
- (c) 水門、取水堰等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

c 水防管理者（市長）が出動の必要を認めるときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報処置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、市は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及びはん濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。

<資料編 ・水位観測所（P 310）>

第23節 危険物施設等応急対策

放射性物質、消防法上の危険物（石油類等危険物）、ガス（LPガス・高圧ガス、都市ガス）、毒物・劇物による被害の軽減化又は2次災害の未然防止を図るため、市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告するとともに関係機関と協力して応急対策を実施する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

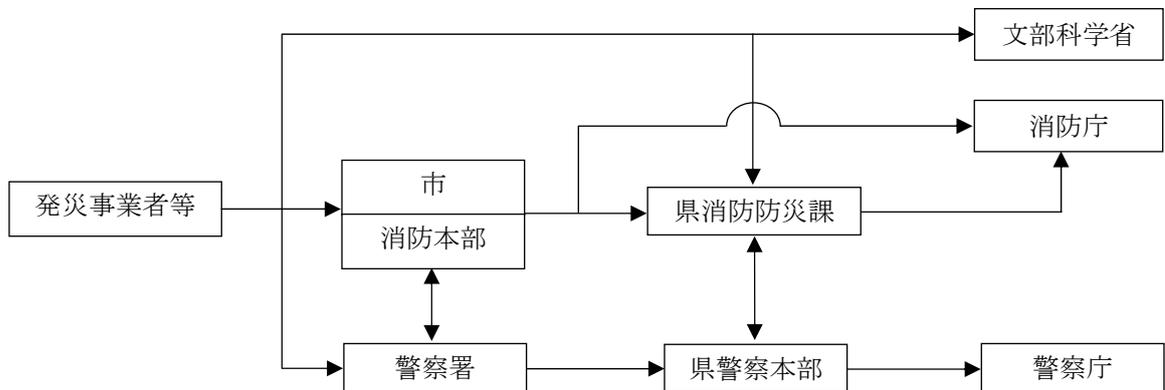
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

第1 放射性同位元素等

1 事業者の対策

R I 等取扱い事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県（県民生活部）、市、及び警察に連絡する。 ※R Iとは放射性同位体ラジオアイソトープの頭文字。

< R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統 >



2 県等の対策

- (1) 県は、放射性物質の拡散等について、保健環境センターで常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防機関に提供する。
- (2) 県は、健康福祉センターに設置されている線量計や消防本部等から貸与により、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報をすみやかに提供する。
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

3 市、消防機関の対策

- (1) 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあり、消防機関は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小

限の水量とする。

(2) 消防機関は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を装着するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。

(3) 市は、市民の安全と健康を守るため、市民への情報提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

<資料編・栃木県火災・災害等即報要領(P 368)>

<資料編・即報基準一覧(P 385)>

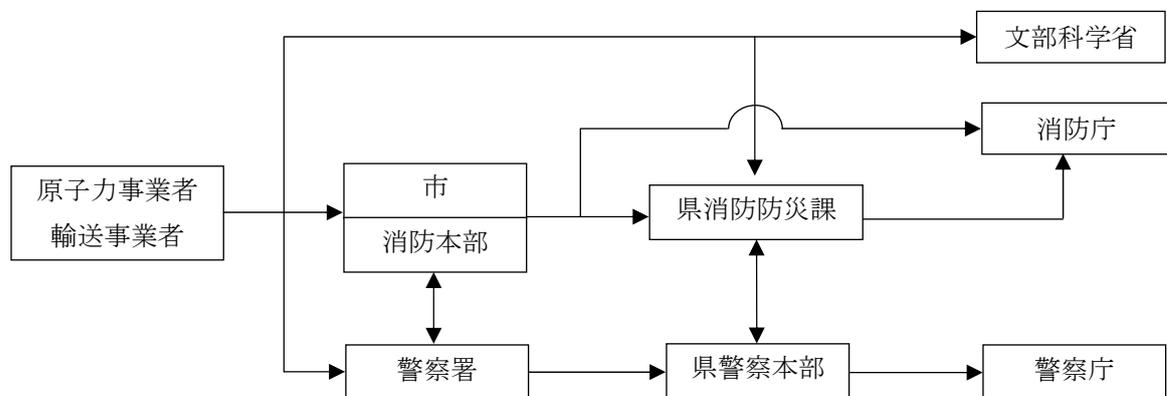
第2 放射性物質運搬

1 事業者の対策

(1) 原子力事業者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象(以下「特定事象」という。)発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所を所轄する市、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

<放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統>



2 県等の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

3 市、消防機関の対策

事故の報告を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

<資料編・栃木県火災・災害等即報要領(P 368)>

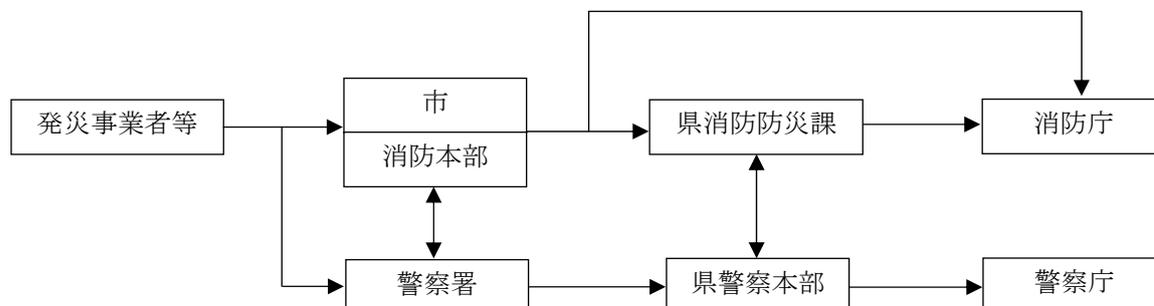
<資料編・即報基準一覧(P 385)>

第3 消防法上の危険物（石油类等危険物）

1 災害情報の通報

危険物取扱事業所は、災害等が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

＜石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統＞



2 応急対策

(1) 危険物取扱事業所の対策

ア 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

イ 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。

ウ 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分に考慮し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

エ 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 河川管理者の対策

ア 漏洩事故の場合、河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。

イ 漏洩事故の場合、河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

(3) 市及び消防機関の対策

ア 市は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の際報を行い、被害の状況に応じて応急対策の活動状況、応援の必要性等について逐次中間報告を行う。

イ 火災・爆発事故の場合、消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

ウ 漏洩事故の場合、消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

エ 市は、被害の状況により真岡警察署等と協力して避難区域または警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

<資料編・栃木県火災・災害等即報要領(P 368)>

<資料編・即報基準一覧(P 385)>

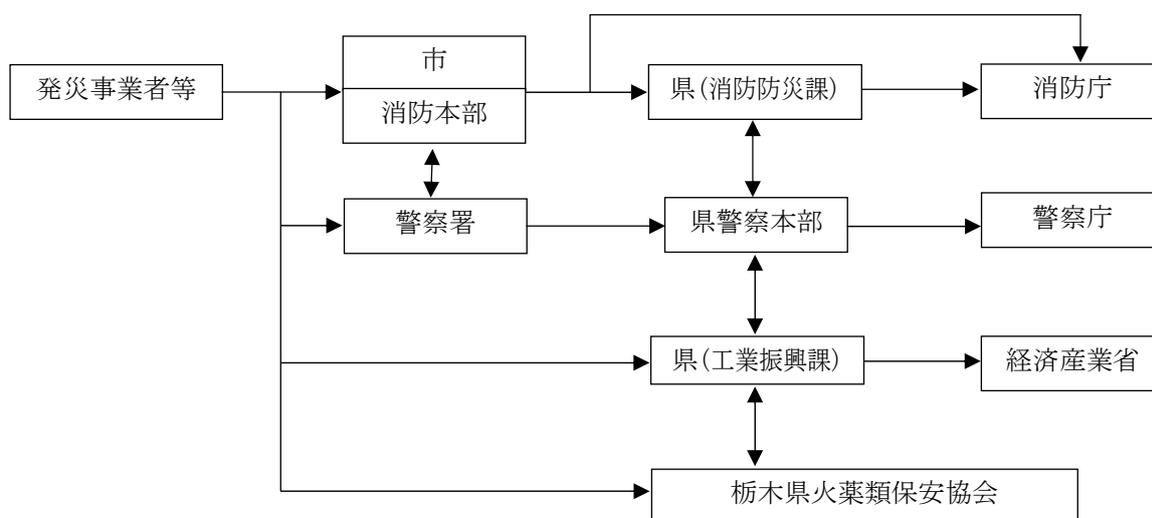
<資料編・危険物施設数(P 300)>

第4 火薬類

1 災害情報の通報

火薬類の製造者、販売業者、消費者等は、火災等により火薬庫等が危険な状態となった場合には、速やかに消防署、警察署等に通報する。

<火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統>



2 応急対策

(1) 事業者の対策

火薬庫等の所有者は、直ちに次の措置を講じる。

ア 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張り人をつける。

イ 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。

ウ その他、火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の市民に避難するよう警告する。

エ 安定度に異常を呈した火薬類等は破棄する。

(2) 市の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

<資料編・栃木県火災・災害等即報要領(P 368)>

<資料編・即報基準一覧(P 385)>

第5 LPガス・高圧ガス

1 実施体制

LPガス販売事業者、高圧ガス事業者等は、ガスによる災害を最小限に止め、地域住民等の安全を確保するため、適切な措置を講じる。

2 販売事業者等の対策

(1) 応急対策

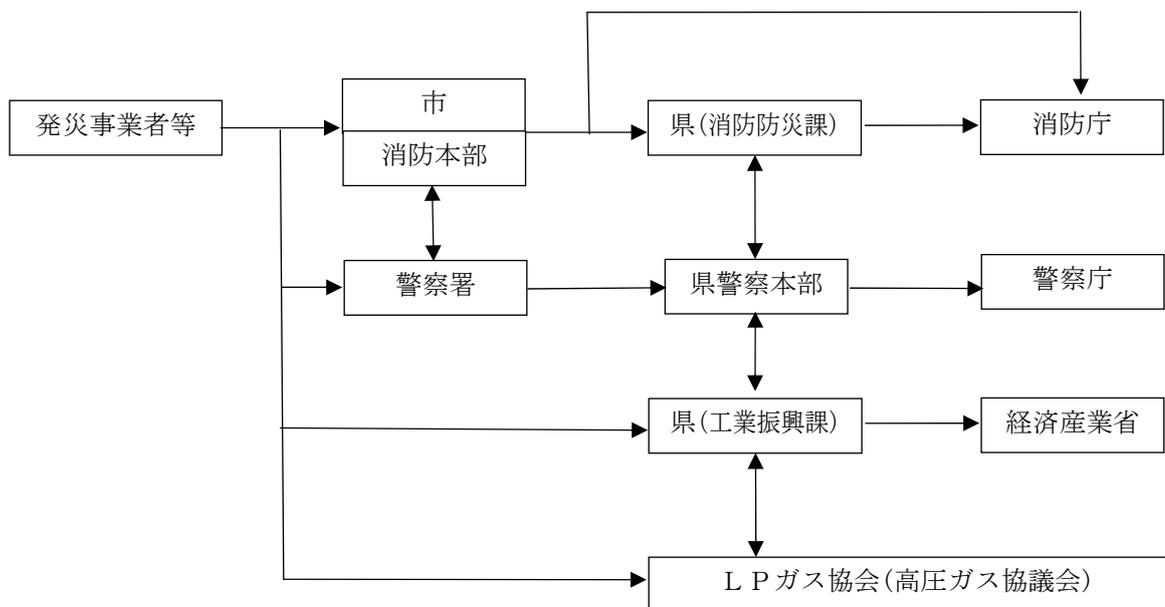
ア 危険防止措置

販売事業者等は、二次災害を防止するため、市民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報をし、消防本部、警察と連携のもとに適切な措置を講じる。

イ 災害情報の通報

事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

<高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統>



(2) 応援、協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ LPガス協会各支部内での対応が困難な場合は、LPガス協会は応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を確保する。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会は、協力要請に基づき、消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

3 市の対策

- (1) 市は、被害の状況により真岡警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。
- (3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

<資料編 ・ 栃木県火災・災害等即報要領 (P 368) >

<資料編 ・ 即報基準一覧 (P 385) >

第6 毒物・劇物

1 毒物劇物施設等災害対策

(1) 実施体制

災害発生時に、被害を最小限にとどめ、地域住民の健康被害の防止を図るため、県、事業者は応急復旧対策を実施する。

(2) 応急対策

ア 事業者の対策

(ア) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市、県、消防本部、真岡警察署等へ通報する。

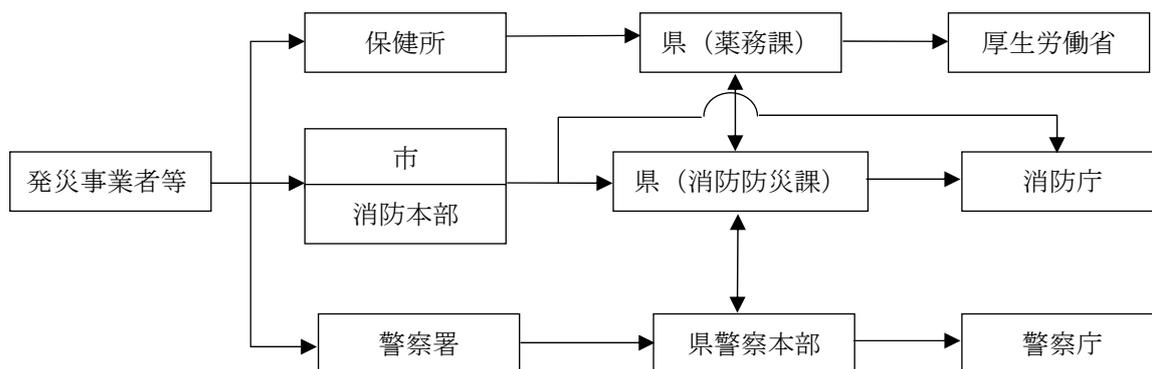
(イ) 漏えい、流出した毒物劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の人命安全措置を講じる。

(ウ) 災害後直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

イ 市の対策

状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

<毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統>



<資料編 ・ 栃木県火災・災害等即報要領 (P 368) >

<資料編 ・ 即報基準一覧 (P 385) >

<資料編 ・ 毒物劇物製造 (販売) 業等の登録状況 (P 300) >

第7 古タイヤ等堆積物

野外において堆積されている古タイヤ、自動車、廃棄物等の火災の発生時には、関係機関は連携して、次の応急的措置を実施する。

1 事業者の対策

- (1) 火災の発生について、市、消防本部、警察署へ通報する。
- (2) 通報に際しては、堆積物の品目、数量、面積等の内容、消火活動や延焼防止等の状況等の必要な情報を提供する。

2 市、消防機関の対策

- (1) 火災の通報を受け、消火活動が困難であり、また、社会的に影響が強いと判断された場合は、県へ直ちに報告する。
- (2) 必要があるときは、警戒区域を設定し市民の立ち入り制限、避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対して広報活動を行う。
- (3) 消火活動にあたっては、有効な消火方法を検討し、必要に応じて県を通じて国の専門家や専門的知識を持つ民間機関等から示された方法で消火を行う。

<資料編 ・ 栃木県火災・災害等即報要領 (P 368) >

<資料編 ・ 即報基準一覧 (P 385) >

第24節 義援物資、義援金の受入・配分計画

一般の方々から被災者に寄せられる義援物資や義援金を、确实、迅速、公平に配分し、被災者の生活の安定を図る。

第1 義援物資の受入計画

1 義援物資の受入

市は、健康福祉部に義援物資の受付窓口を設置し、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。市は、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

2 義援物資集積所

義援物資は、次の救援物資集積場所に集積し、保管するものとする。

<救援物資の集積場所>

名 称	所 在 地	電 話 番 号
真岡市総合運動公園	真岡市小林972-1	0285-82-2802 (呼) 山前農村環境改善センター
真岡市総合体育館	真岡市田町1251-1	0285-84-2811
真岡市公民館真岡西分館	真岡市西高間木539-1	0285-84-6781
山前農村環境改善センター	真岡市小林935-1	0285-82-2802
大内農業構造改善センター	真岡市飯貝529	0285-82-2704
中村農村環境改善センター	真岡市中247	0285-82-2902
二宮コミュニティセンター	真岡市石島893-15	0285-74-0107
二宮文化会館	真岡市さくら1-15-1	0285-74-3373

3 義援物資の管理

市は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

4 義援物資の需給調整

被災地の需要と全国から寄せられる善意を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

第2 義援金の受入・配分計画

1 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

- (1) 真岡市
- (2) 日本赤十字社栃木県支部
- (3) 真岡市社会福祉協議会
- (4) 各報道機関
- (5) 義援金受付機関等

2 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行うものとする。配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで保管する。

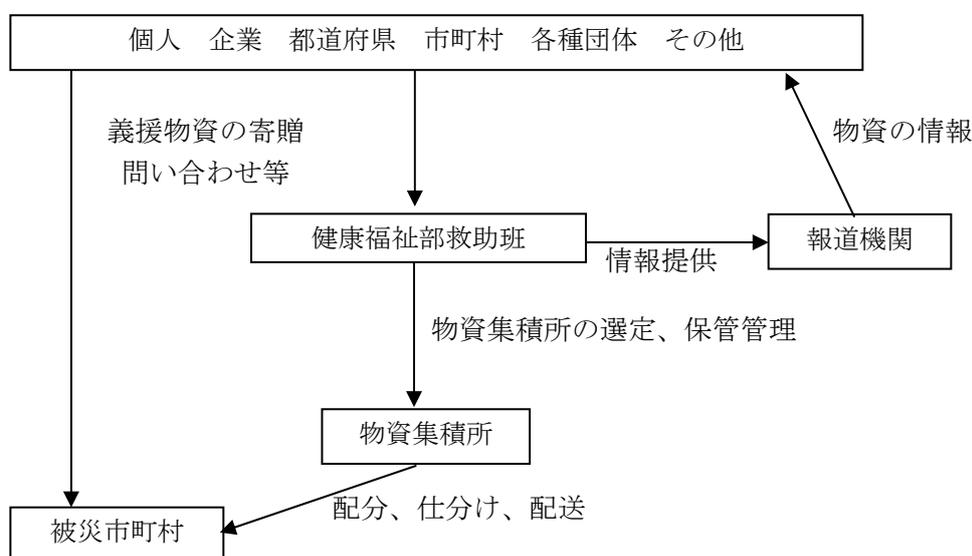
3 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、市に対して配分を行う。

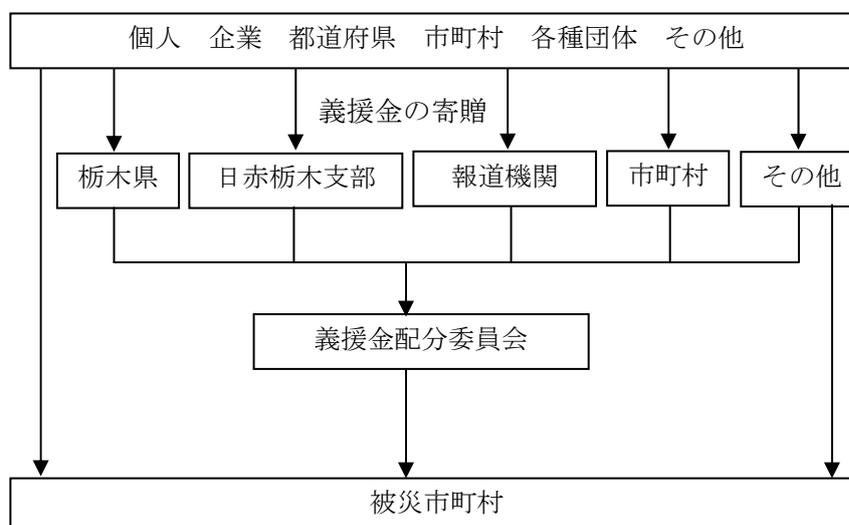
4 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、県防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

義援物資受入・配分フロー



義援金受入・配分フロー



第25節 ボランティアの受入・活動支援

災害時の救援、救護活動、被災者の生活支援を効果的に進めるため、市はボランティア活動を支援する。

第1 災害時におけるボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・広報
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- 5 清掃、保健衛生活動
- 6 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- 7 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 その他災害応急対策に関する業務

第2 ボランティア活動の支援調整

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するため、関係各機関との連携による体制の整備を図る。

1 ボランティア活動の総合的窓口の設置

市は、市社会福祉協議会にボランティア情報の担当窓口を設置し、被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、県や報道機関の協力を得ながらボランティア活動希望者等に対して広く情報発信を行う。また、ボランティアの受入れ、派遣等を行う災害ボランティアセンターの設置場所の選択を、県社会福祉協議会、災害ボランティア連絡協議会と連携して行うとともに、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても適切に対応する。

2 災害ボランティアセンター活動の支援

市は、県、県社会福祉協議会、関係機関と連携を図りながら、市社会福祉協議会、ボランティア団体等からなる災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報等や活動に必要な拠点、資機材を提供する。

<資料編 ・災害ボランティアセンターの概要(P 420)>

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

第1 基本方向の決定

(1) 実施体制

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 市民との協同

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

(3) 国等職員の派遣要請

市及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2 迅速な原状復旧

市、県その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

(1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

(2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

(3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、2次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。

(4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。

(5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

市は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

3 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

市は、災害からの復旧・復興にあたり、災害に強い、より快適な都市環境を目指し、安全と

環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。その際、市は、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

市及び県は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とする。

(ア) 河川の治水安全度の向上

(イ) 土砂災害に対する安全性の確保

(ウ) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(エ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備

(オ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

(カ) 耐震性貯水槽の設置

ウ 被災施設の復旧作業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を踏まえ、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行う。

エ 市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者側の選択肢、施策情報の提供等を行う。

第2節 民生の安定化対策

市は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第1 被災者のための相談、支援

市は、避難所、市役所等に相談所を開設し、被災者からの相談に応じる。

なお、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて防災関係機関と連携し相談業務を実施する。

第2 罹災証明書の発行

市は、被災者が租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため、被災者の求めに応じ、確認ができる程度の被害について罹災証明書を発行するものとする。

第3 租税の減免等の措置

市は、災害の状況に応じて地方税法、真岡市税条例の規定に基づき、市税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

1 災害による期限の延長（真岡市税条例第18条の2）

市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納税（以下この条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2 徴収猶予（地方税法第15条第1項第1号）

災害により市税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

〔減免〕市民税（真岡市税減免規則第2条第1項第11号及び第12号）

固定資産税（真岡市税減免規則第3条第1項第4号及び第3項）

都市計画税（真岡市税減免規則第4条）

国民健康保険税（真岡市税減免規則第6条第1項第1号及び第2項）

介護保険料（真岡市介護保険条例第11条第1項）

後期高齢者医療保険料（栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第36条第1項第1号）

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (5) 栃木県に隣接する都道府県で(3)又は(4)に規定する被害が発生している場合で、(1)から(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る。）

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3 支給条件

(1) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

○支給額の区分

(単位：万円)

	世帯人員	合計支給限度額	基礎支援金	加算支援金		
				建設又は購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	300	100	200	100	50
	単数	225	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	250	50	200	100	50
	単数	187.5	37.5	150	75	37.5

※世帯の所得又は世帯主の年齢による支給制限はない。

※単数世帯等は、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

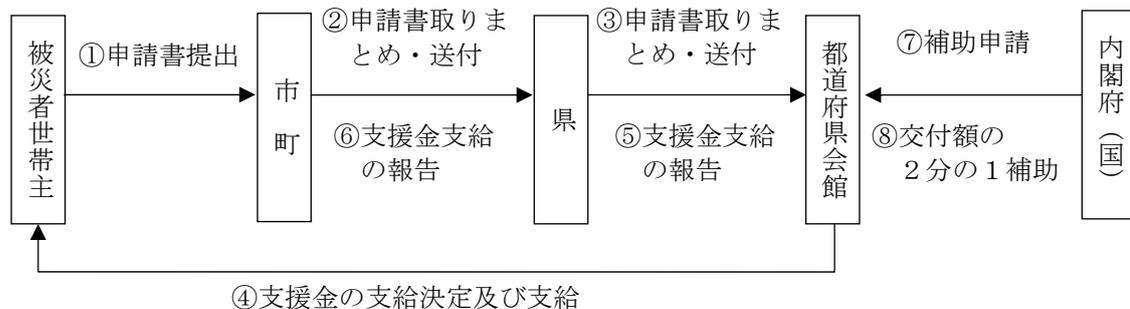
※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額で支給される。

※加算支援金の額は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

第5 支給手続

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である（財）都道府県会館に提出する。

<支援金支給事務手続き>



第6 融資・貸付・その他資金等の支援

被災した市民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援を行う。

<融資・貸付・その他資金等の概要>

	資金名等	対象者	窓口	担当課(県)
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市福祉課	消防防災課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	市福祉課	消防防災課

貸 付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	市福祉課	消防防災課
	生活福祉資金 （災害援護資金） （住宅資金）	災害により被害を受けた低所得世帯	市社会福祉協議会	県社会福祉協議会
	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構	住宅課
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫	労働政策課
	中小企業融資	災害により被害を受けた中小企業者	市商工観光課 日本政策金融公庫 商工組合中央金庫 金融機関 県信用保証協会	経営支援課
	災害条例資金制度 （災害経営資金） （施設復旧資金） （家畜再生産資金）	災害条例が適用された場合に市長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合等	経済流通課
	農業近代化資金 （災害復旧支援資金）	市長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合等	経済流通課
	日本政策金融公庫資金 （農林漁業セーフティネット資金）整備 （農林漁業施設資金） （林業基盤設備資金） （林業経営安定資金）	市長の認定を受けた被害農林漁業者	日本政策金融公庫	経済流通課 林業振興課

<資料編・栃木県の主な金融支援制度（P 421）>

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、市は、県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定し、早期に復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは市等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には次のようなものがある。なお、この節において「激甚災害法」とは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」をいう。

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	
（1）河川	国土交通省
（2）砂防設備	国土交通省
（3）林地荒廃防止施設	農林水産省
（4）地すべり防止施設	国土交通省
	農林水産省
（5）急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省
（6）道路	国土交通省
（7）下水道	国土交通省
（8）公園	国土交通省
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	
（1）農地・農業用施設	農林水産省
（2）林業用施設	農林水産省
（3）共同利用施設	農林水産省
3 文教施設等災害復旧事業	
（1）公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	文部科学省
（2）私立学校施設（激甚災害法）	文部科学省
（3）公立社会教育施設（激甚災害法）	文部科学省
（4）文化財	文部科学省
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省
5 社会福祉施設災害復旧事業	
（1）生活保護施設（生活保護法）	厚生労働省
（2）児童福祉施設（児童福祉法）	厚生労働省
（3）老人福祉施設（老人福祉法）	厚生労働省
（4）身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法）	厚生労働省
（5）知的障害者援護施設（知的障害者福祉法）	厚生労働省
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省
7 医療施設災害復旧事業	
（1）公的医療機関	厚生労働省
（2）民間医療機関（資金融資）	厚生労働省

8 水道施設災害復旧事業	厚生労働省
9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） （1）街路 （2）都市排水施設 （3）堆積土砂排除事業 （4）湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） （1）罹災者公営住宅の建設 （2）既設公営住宅の復旧 （3）既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省
11 災害関連緊急事業 （1）災害関連緊急治山事業 （2）災害関連緊急地すべり防止事業 （3）災害関連緊急砂防事業 （4）災害関連緊急地すべり対策事業 （5）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 （6）災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 （7）災害関連緊急雪崩対策事業 （8）災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	農林水産省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
12 その他の災害復旧事業等 （1）鉄道施設（鉄道軌道整備法） （2）公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 （3）その他の復旧事業	国土交通省 国土交通省 （関係省庁）

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

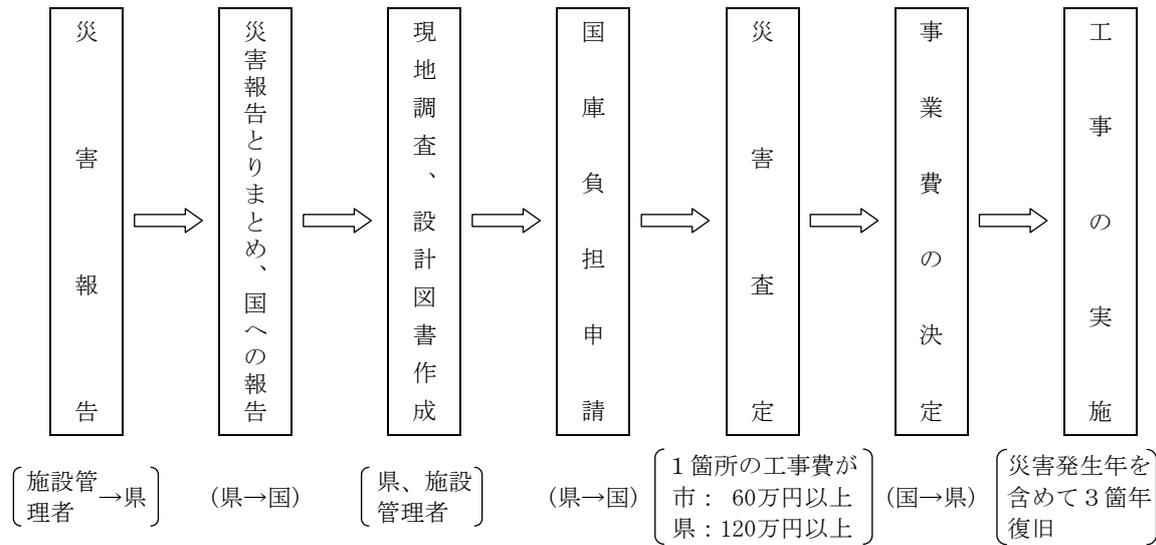
3 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

災害復旧事業の事務手続は、それぞれの法律、要綱等に基づき進めることになるが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく公共土木施設災害復旧事業に関する事務手続の概要は次のとおりである。

＜公共土木施設災害復旧事業事務手続の流れ＞



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

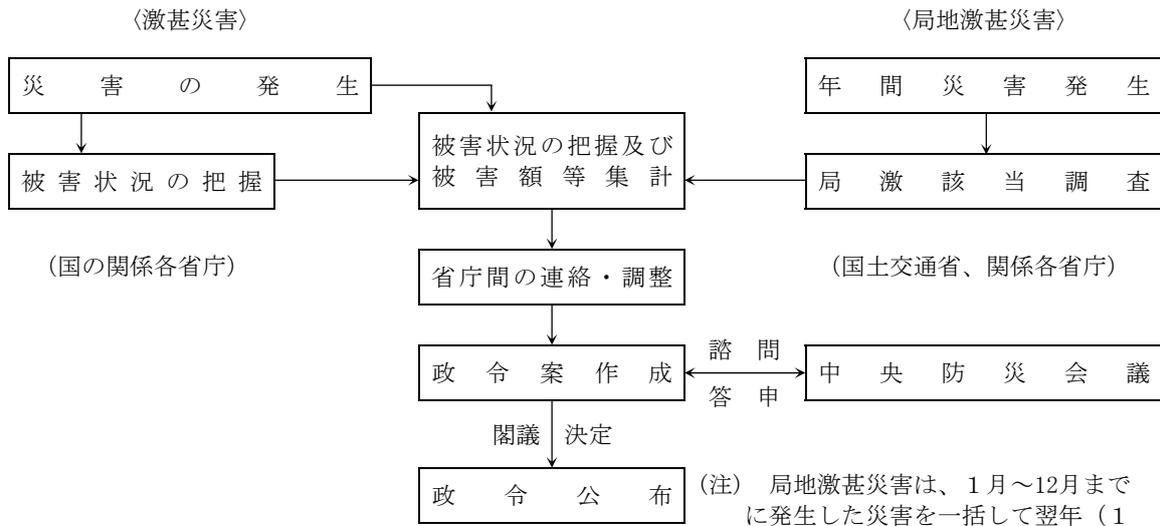
2 激甚災害に関する調査

- (1) 激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるべき被害が発生したときは、知事は、市の被害状況等を検討の上、関係各部で必要な調査を実施する。
- (2) 前記(1)の場合において、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

3 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順



(注) 局地激甚災害は、1月～12月までに発生した災害を一括して翌年（1～2月頃）手続を行う。

(2) 適用措置と指定基準

激甚災害、局地激甚災害の適用措置及び指定基準は、次のとおりである。

ア 激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% 〔B基準〕 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 25% (2) 県内市町村の査定見込額総計 > 県内市町村標準税収入総計 × 5%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5% 〔B基準〕 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県の事業費査定見込額 > 都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4% (2) 都道府県の事業費査定見込額 > 10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 〈法第6条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得額 × 1.5%で激甚災害法第8条の措置が適用される激甚災害

<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例〈法第8条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>[A基準]</p> <p>農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>[B基準]</p> <p>農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一つの都道府県の特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準]</p> <p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） >当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×5%</p>
	<p>[B基準]</p> <p>林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一つの都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60%</p> <p>(2) 一つの都道府県の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.0%</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例〈法第13条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準]</p> <p>中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率。以下同じ）>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>[B基準]</p> <p>中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一つの都道府県の中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>(2) 一つの都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円</p>
<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助〈法第16条〉</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助 〈法第17条〉</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 〈法第19条〉</p>	<p>激甚災害法第2章の措置が適用される激甚災害</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除く。</p>

<p>罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第22条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準]</p> <p>滅失住宅戸数>4,000戸以上</p> <p>[B基準]</p> <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じられることがある。</p> <p>(1) 被災地全域の滅失住宅戸数>2,000戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p>
	<p>(2) 被災地全域の滅失住宅戸数>1,200戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚災害法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚災害法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮</p>

イ 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）</p>	<p>査定事業費>当該市町村の当該年度の標準税込額×50%（ただし、査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）</p> <p>ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）</p> <p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）</p>	<p>農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）</p> <p>ただし、当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満のものを除く。</p>

<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。 かつ、大火にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村 その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×25%の場合</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈激甚法第12条〉 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例〈法第13条〉</p>	<p>中小企業被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（ただし、当該被害額が1,000万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合は除かれる。</p>
<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p>